

平成 25 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 3 日目）

平成 25 年 3 月 4 日（月曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 深谷 晃祐

副委員長 金野 次男

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰己 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美  
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一  
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典  
総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光  
総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也  
総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄  
市民課長 鈴木 利秋  
市民経済部副理事(兼)税務課長 郷家 栄一  
収納課長 木村 修  
農政課長 浦山 勝義  
商工観光課長 菊田 忠雄  
保健福祉部副理事(兼)子ども福祉課長 但木 正敏  
保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健  
保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹  
保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子  
社会福祉課生活再建支援室長 阿部 英明  
多賀城駅周辺整備課長 根元 伸弘  
道路公園課長 加藤 幸  
復興建設課長 熊谷 信太郎  
会計管理者 紺野 哲哉  
教育委員会教育長 菊地 昭吾  
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃  
教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 麻生川 敦  
生涯学習課長 武者 義典  
文化財課長 加藤 佳保  
選挙管理委員会事務局長 今野 淳  
水道事業管理者 佐藤 敏夫  
上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳  
監査委員事務局長 佐藤 利夫  
会計課長 小野 一雄  
社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 渡辺 明  
◎事務局出席職員職氏名  
事務局長 伊藤 敏明  
参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志  
主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開議

● 議案第 25 号 平成 25 年度多賀城市一般会計予算

● 歳出質疑 第 1 款議会費～第 3 款民生費

○深谷委員長

皆さん、おはようございます。

予算特別委員会 3 日目でございます。議案調査日もう 1 日ございました。委員の皆様におかれましては慎重調査していただけたこととっております。

本日の目標としては 9 款まで進みたいとっておりますので、委員の皆様におかれましても、当局の皆様におかれましても、きちんと答弁と質疑をわかりやすく、論点を明確にしながら議事を進めていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は 18 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

それでは、議案第 25 号 平成 25 年度多賀城市一般会計予算を議題といたします。

2 月 28 日に引き続き、第 1 款議会費から第 3 款民生費までの質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

○米澤委員

それでは、61 ページの家庭相談事業と、それから、23 ページの地域コミュニティ課にあります男女共同参画推進事業、この 2 点について質問させていただきます。

まず初めに、61 ページの家庭相談事業のほうからまいりたいと思います。家庭相談事業で、震災の影響によって子供たちや女性を取り巻く環境が大きく変化したことから、子育ての不安や離婚、それから、ドメスティックバイオレンス、いわゆる DV ですね、児童虐待などの家庭相談件数が急激に急増しているということでのこの相談事業の必要とされるあれがあったと思うんですが、この DV に関する相談に占める割合っていうの、今どれくらいあるのかお伺いしたいと思います。

○但木こども福祉課長

昨年度の、平成 24 年度 12 月末現在ですが、家庭相談に対する相談件数につきましては 329 件ございますが、このうちの 25 件が DV というようなことでして、昨年度が 43 件ということからしますと 18 件ほど減少しているというような現状でございます。

○米澤委員

はい、ありがとうございます。DV 法が制定されてから 11 年はたったと思うんですが、これについて、例えば直接市に相談窓口と、それから、あとは県のほうにというふうな形でわかるかと思うんですね。それぞれに自分が、例えばネットを開いた上で、自分たちというのはなかなか DV 被害者というのは自分から進んで相談に行こうという形ってなかなか厳しい条件にあると思うんですよ。その上にネットを開いてどういう相談窓口が一番自分に合うのかということで皆さん探されると思うんですよ。その中で、語りかけられるようなことに関してはやっぱり自分の心を開いていくという方が多くあるとは聞いてお

ります。多賀城市の場合は、これについては、例えばどういう対応を、例えば相談された、ここに相談員が今、ことしから3名にふえたとなっていましたよね、相談員の方がふえた。その中で、たとえばどういう対応をその後にされているのか。例えば今県が設置しています配偶者暴力相談支援センターとか、いろいろ今行っている関係機関があると思うんですが、そちらにもいろいろ対応されているのかどうか伺いたいと思います。

○但木こども福祉課長

やはり、最初の相談につきましては家庭相談員が応じるというふうなことでして、その後、こども福祉課において基礎調査ということで事実関係の確認であったり、支援者の調査ということを実施いたしまして、仮にその支援者がいない場合には、女性センター等の関係機関につなぐというふうなことで、施設入所後も随時生活相談にに応じていくというふうな対応になってございます。

○米澤委員

大きな災害の後は、とにかく生活環境が激変して、とにかくDVがふえるということで、警察への相談機会が物すごくふえたと聞いておりましたので、本当にこれだけは適切な対応というのがすごく求められると思います。DV被害者の方たちというのは、2次被害、3次被害とあることも多分知られているとは思いますが、ぜひ、こうやって上げていく状態にはすごく厳しい状態にあるということ、強い認識を持っていただいて、本当にしっかりとした支援体制を今後ともお願いしたいと思います。

続きまして、男女共同参画事業についてです。23ページにありますコミュニティにあります男女共同参画推進事業、ことしの推進事業は何を計画されているのかお伺いしたいと思います。

○片山地域コミュニティ課長

25年度の事業につきましては、昨年と同様、男女共同参画推進リーダー養成講座ということで、募集人員18名を予定してございますが、多賀城市にお住まい、あるいはお勤めになっている男女の方で、男女共同参画社会づくりに関心や意欲のある方々の中で、職場とか家庭、あるいは地域において、男女共同参画社会を伝え広められるようなリーダーを養成するというような研修を予定してございます。

○米澤委員

男女共同参画事業の内容というのは、今質問させていただきましたこの家庭相談事業の中のこのDVというのは、大きくとにかくかかわっていくものだと私自身思っております。それで、私の知り合いが仙台市におきまして、そういった相談事業の内容をずっと行っている方がいらっしゃいます。彼女からのお話を伺いますと、やはり、これからは子供と若者の男女共同参画事業の理解を、とにかく成長過程において深めることがとても大事じゃいかとおっしゃってました。なので、できればそういった子供たちと、若者を対象にした、そういう男女共同参画についての価値感あふれる場所じゃないですけども、そういった触れることをとても大事にした、そういった事業もこれからは必要ではないかなと思うんで

すが、その辺についていかがでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

その男女共同参画社会推進のために、課内でいろいろ我々もスタッフの中では話し合いをしたりするんですが、ここですごく感じますことは、逆に今の若い職員のほうが、もうそれが、男女共同って別に当たり前じゃないのという感覚があって、むしろ私の世代と言いますか、より上の方々と言いますか、そういった方々の意識のほうが正直言って、こういう言い方がいいのかどうか、余りないというか、やっぱりそういうところがありまして、やっぱり学校の教育なんかでも随分男女共同参画の教育がなされているということもあるんでしょうが、何かそんなちょっと感想を持っています。

それで、我々のほうで対象を誰にするかというようなことで毎年検証をやるときに、やはりその地域の中で、いわゆる自治会、町内会活動何かをやっているときにも、どうしても男性中心で、女性が少ないとか、あるいはそういった意味で女性の意見がいろいろ反映されないとか、あるいは震災の経験の中でも女性がなかなか配慮されたものがなかったというようなこともあるとすると、やっぱりそういう方々を対象にするのが今の中では一番ベターなのかなというようなところで考えているところでございます。

○米澤委員

はい、ありがとうございます。

今のおっしゃった、すごく気持ちはわかります。そうなんです、震災のときに、ボランティアで全国からやっていらした方々が、なかなかリーダーの方がどなたか全くわからないまま、もっともっとこういった食材をたくさん支援でいただいたのに、これをきちんと女性の方がリーダー的にしていただければ腐らずに済んだのにね、というのが、すごく、大いにありましたというよく聞いたことがありました。なので、そのリーダー、ましてやそういった男女共同の中のリーダーを積み上げていくということのリーダー養成というのもすごく必要だということも、最近聞いたお話でもありました。昔は男女平等という言葉があって、その言葉について差し当たりそういったものはちょっとどうかということがあって男女共同、最近ではワークライフバランスという言葉が今どんどん出ております。そういった中でも、つい皆さんの認識の中であるためにも、逆に私は先ほど言った子供と若者に対しても、まだまだそれは浸透がごく一部のような気がします。まだまだ。確かにそれは、おっしゃった意味もありますけれども、でも、これからの大切なのはもっともっと大切なこととかかわるような気がしますので、ぜひそれも念頭に置いた上で、今後の事業も進めていただければと思います。以上でございます。

○戸津川委員

それでは、最初に 65 ページの桜木保育所解体事業についてお伺いします。

桜木保育所を解体した後の土地の利用についてはどのようなお考えでしょうか。

○但木こども福祉課長

平成 25 年度解体を予定してございますけれども、今後、桜木保育所の跡地の立地している

特性と言いますか、そういったものを考慮しながら、こういった利用が一番ふさわしいのか、今後関係課含めて協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○戸津川委員

その協議の際に、ぜひ観点として入れていただきたいのは、震災後に子供たちの体が異常に、宮城県の場合は肥満が多くなったと、そういうような結果が出ております。そしてまた、もちろん心のケアという意味でも、子供たちの遊び場がないということは、かねてからの懸案事項だと思います。前回の一般質問でも深谷議員から「外で遊べと言っても遊ぶ場所がないんです」という御発言がありました。私も本当に、公園に行ってもボール遊びはできないという状況ですし、本当に子供たちが思いきって遊べる場所が、自由にですね、しかも、そのスポーツ施設を借りたりしないでも、自由にみんなでつるんで遊べるというような、そういう場所がないんだと思います。ぜひそういう観点を入れて検討をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○但木こども福祉課長

その遊び場の問題につきましては、桜木保育所の跡地の問題に限らない問題だと思いますので、建設部関係課とも協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○戸津川委員

はい、よろしく申し上げます。

次に、私立保育所、その上のところ、7番のところ、65ページです、私立保育所一時預かり補助事業というのがございます。ことしからすみれ保育所も追加をして3カ所になるということで、大変結構なことだと思います。そこで、新しくできる桜木保育所、これが公立保育所になるわけですけれども、ここでもぜひ一時預かりの保育所ができるような、そういうことを考えていただきたいというふうに思います。聞きますと、私立保育所においては物すごく一時預かりの需要が多くて、それにもうてんてこ舞いをしている状態であると、ぜひこの施設、こういうことを、一時預かりをしてくれる保育所をふやしてほしいんだという声が聞かれました。その点について、桜木保育所でも一時預かり保育所をするように検討していただけるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○但木こども福祉課長

一時預かり事業につきましては、平成25年度につきましては新田地区のすみれ保育園での受け入れが始まるということですが、この桜木保育所につきましては、今後運営主体を含めまして、運営方法も含めまして検討を進めるというふうな状況でございますので、それも念頭に入れながら検討はしたいというふうに考えてございます。

○戸津川委員

ぜひよろしく願いいたします。

次に、77ページです。生活保護事業についてですが、一般質問でも取り上げさせていただきましたが、何件か確認したい点がございますのでよろしくお願いいたします。まず、2月時点で456世帯、644人ということで、利用率だと思いましたが10.39%だという説明が

ございました。これは、‰というの皆さんとっくに御存じだったと思いますが、私はわかりませんでした。1.039%と、こういうことだと思います。そこで、利用率というのは確かに大事な視点だと思います。しかし、もっと重要な視点は、低所得、いわゆる保護基準以下で暮らしながら、そこで保護を利用している方のパーセント、いわゆる捕捉率です。捕捉率というものが重要な視点になると思うんですけども、本市においてのこの時点での捕捉率はどのようになっているのでしょうか。

○渡辺社会福祉課長補佐

現在ちょっとデータ持っていませんので、申しわけございません。

○戸津川委員

今持っていないということは、後では出るということで。

○渡辺社会福祉課長補佐

後ほど調べて出したいと思います。

○戸津川委員

私は、捕捉率という考え方は非常に大事な視点だと思うんです。ぜひそれを出していただきたいと、まずお願いをいたしまして、続けさせていただきます。

日本全体では、15.3%から18%というのが平均的な2010年度の捕捉率になっております。ということは、今、2割ほどの人たちが生活保護を受けている、いわゆる保護基準以下で暮らしているながら、受けている方は2割ほどでしかないという、その認識がまず大事だと思うんです。ですから、本市ではどうなっているかとお聞きしたわけでございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、次に移りますけれども、一般質問の最後の私の質問に対しまして、この法基準の引き下げはいいと思うんですか、それとも問題あると思いますかという質問に対しまして、市長は詳細はわからない、ですからはっきりとは言いませんでした。ところが、保健福祉部長がその後、答弁に立たれました。その保健福祉部長は答弁の中でこのよう申しております「できる限り市民の方々をサポートする立場で支援したいと思います」そこまで私も大変結構だと思います。「支援したいと思いますが」と続きまして、「今回の改正の大きな視点は不正受給の問題ですね」と、こうおっしゃいました。「この大きな問題としてありますので、まず不正をなくそう」と、「こういうことで今回の改正が始まりました」と、こういう御発言でございました。しかも、「本来あるべき支援のあり方に、見直していきましょう」ということで、「今までずっとメスを入れてこなかったことがむしろ逆に問題かな」と、こういう発言でございましたが、この発言に対して市長も同意見でございましょうか。

○菊地市長

ちょっと、今すぐ言われて中身自体確認してないので、今私のほうから言いづらい状態です。ちょっと私、調べてみます。

○戸津川委員

大変、そういう御認識であるということは問題かと思えますけれどもね、続けてよろしいでし

ようか。私が問題にいたしましたのは、今の保健福祉部長のお考えは、私の今言ったことでほぼ間違いございませんね。それではお聞きします。不正受給は、確かにございます。しかし、私の持っている資料によりますと、これは厚生労働省が発表した資料でございますので、保健福祉部長も御存じかと思えますけれども、2007年から2010年にかけて不正受給の全体に占める割合を金額で示しております。その資料によりますと、2007年度は不正受給は0.35%です。次の年0.39%、次の年は0.34%。次、2010年では0.38%でございます。これを見る限り、私は決して不正受給はふえているという認識は持ちませんけれども、果たしてそのようなデータがあるのでしょうか。また、本市において不正受給はこの年度においてあったのかどうか。そしてまた、全体に占める%はいかほどであったのかお伺いをいたします。

○鈴木保健福祉部長

大変申しわけございません。その資料につきましては後ほどお答えをさせていただきたいと思えます。

○戸津川委員

もちろんそのような資料があつての御発言だとは思いますが、私は、不正受給は確かに正さなくてはなりません。しかしながら、現在の保護法の中で、不正受給をした人に対する罰則もありますし、返還要求ができます。そのことと、そしてこの保護基準を引き下げるということは、全く次元の違う問題でありまして、不正受給があるから保護基準を下げるのだというこの論理の矛盾を感じないでしょうか、保健福祉部長。

○鈴木保健福祉部長

今回の法改正については、当然保護基準の見直しというふうなことがあります。その中でいろいろな目的があるというふうなことを、私は申し上げたかったというふうなことでございます。その中には不正受給を減らしていきましょう、それから、私もう一つ言ったと思うんですが、その保護費のおおむね2分の1が医療扶助だというふうなことで、できればジェネリック医薬品、後発の医薬品を使うというふうなことも制度改正の中には盛り込まれておりますので、本来あるべき姿に戻していこうというのが今回の法改正の趣旨ですということでお知らせしたということでございます。

○戸津川委員

保健福祉部長は、不正受給があつたから今回の引き下げをするんだという論理に矛盾はないとおっしゃるということではよろしいですか。矛盾はないんですね。もう一度確認します。

○鈴木保健福祉部長

ちょっと細かい話になりますが、結論から言いますと私は矛盾というふうには考えておりません。その1つは、例えば捜査権限というふうな問題がありまして、例えば扶養義務者の方々の収入や生活の状況、さまざまなことを調査する権限、そういったものも今回強化されるような形の法改正になっております。いわばその不正受給が起きてから返還してくださいと、もちろんその規則的には返還をしていただくんですが、生活保護受給者の方が受

給している状況の中で、例えば数十万、数百万の金額を返すというのは、これはなかなか難しいという現状がございます。そもそもがもう生活保護を受給しているわけですから。最後のセーフティーネットというふうなことで、生活ぎりぎりの保護費の中で生活をしている中から不正受給をした分を返還するというのはなかなか難しいので、それを入口のところで未然に防いでいきましょうというのが今回の考え方、趣旨でございますので、このことも大きな1つの視点ではないかと思えます。

○戸津川委員

先ほど私が資料で示しましたように、不正受給がふえているという資料があったらどうぞ見せていただきたいと思えます。私はそのような資料はないと思えますけれども、不正受給は不正受給として正さなければいけない。不正受給はしかも、現在の法の中でしっかりと正すことはできます。それをすれば不正受給はなくなるということでございまして、そのことと、今回保護基準を引き下げるということには、私は全く関連はないと思えます。その点で、関連はあるというふうに保健福祉部長が考えるとすれば、今お示しましたように、不正受給をしている方は0.35%から0.38%に過ぎません。そういう人たちは不正受給をしているということを根拠にして、99.6%以上の方々に引き下げが及ぶ、こういう事実が今国がやろうとしていることとございまして、こういうことは、ほんの一部の人が不正受給をしているから、あなたたちの保護基準も下げますよと、これでは余りにもひどい、弱い者いじめと言われても仕方がないと思えますが、その不正受給をしている方だけに及ぶような、そういう保護基準の強化の仕方を言っているのでは、私はありません。保護基準が引き下げられるというその事実は、不正受給をしていない方にも及びますよね。そのことは御認識なさっているんですよね。そうだとすれば、国のやり方が不正受給を根拠にしてやっているんだとすれば、根拠は薄いと言いますか、理屈に合わないことではないですかと私は聞いているのです。もう一度お答えください。

○鈴木保健福祉部長

大変申しわけございません。いわゆる生活保護費の引き下げと、いわゆる不正受給は関連ないでしようかと、こういうふうなお話ですよ。それは、直接的な関連は私もないと思えます。大変申しわけありません。もし、それ、私の発言が相当誤解を生むような発言だったとしましたら、大変申しわけございません。直接的な相関関係はないというふうに思えます。それから、いわゆる保護費の引き下げというのは、これは、公平性、いわゆる平等性、いわゆる生活保護の最低ラインの金額というふうなものの考え方が、国のほうで今回見直しをしましょう、例えば物価の上昇が例えばマイナス傾向にあるときに、年金も例えばマイナスシーリングになっている。それで、例えば0.4%以下のときには年金も見直しますよというルールがあったんですが、これまで年金も見直しをせずにきたという経過があります。そういう中で、生活保護費がマイナスシーリングになっているときに、生活保護費のいわゆる金額の見直しをしてこなかったというふうなことに関しては、これは国もできるだけ早めに是正していきましょうと、こういうふうなお話でございますので、これはできれば国のほ

うの方針に従いたいなというふうに思っているというのは 1 つございます。

それから、多賀城市でも、実際不正受給というの、かなりというと、かなりはないんですが、累積にすると大体、過去 5 年間の累積でも 2,000 万円を超す不正受給があるというような事実もあります。そういったこともありまして、できるだけ就労支援をしながら、就労に結びついた方については、その中から少しずつでも払っていただきましょうという取り組みをずっと繰り返し行ってきております。やはり、不正受給が最初から起きないような、起こさせないような、そういう取り組みというのがとても大事なのかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○戸津川委員

それでは、確認をいたします。不正受給が拡大しているということと、今回の引き下げは直接的には関係がないということによろしいですね。それでは、触れないでおこうと思ひましたけれども、保健福祉部長が政府の根拠の物価指数のことを出してまいりましたので、触れさせていただきます。私の資料によりますと、総務省が出している、統計局が出している物価指数の指数ですけれども、前回この保護基準を引き下げたのは 2004 年度ですから、2004 年度と 2012 年度を比べるのは正しいと思ひます。しかし、国が保護基準を引き下げたその資料の中には、2007 年でしたか、ちょっとはつきりしませんが、11 年とを比べています。それは何か恣意的なものがあるのではないかと私は思ひますけれども、根拠がありませんので触れないでおきます。この 2004 年と 2012 年の物価指数と比べますと、食料品、これにおきましては 2004 年度は 97.7、2012 年度は 99.7 です。食料は上がっています、食料品。それと、また、水道光熱費におきましては、2004 年度は 93.3 です。それに対して 2012 年度は 107.3 です。このように上昇しております。そしてまた、引き下がっている、引き下がっているといひますので、どこが引き下がっているのかと申しますと、家具など、いわゆるぜいたく品です。これは 114.2 から 91.7 に大幅に、確かに引き下がっております。そして、教養とか娯楽、これもぜいたくの部類に入ると思ひますけれども、教養や娯楽なども引き下がっております。しかし、あとの被服、履物などにつきましても、物価指数は下がるはおりません。こういう政府のやり方ですね、福祉部長がどこまで押さえているかは知りませんが、私は根拠のない、いわゆる 1 割削減を公約に掲げたからやりますよと、有無を言わさずやると、私は生活保護基準部会というのが政府の中にあるんだそうですけれども、その保護基準部会においての了承も得ないまま、突然デフレ論を出してきて、物価指数を持ち出して引き下げたんだと。生活保護基準の部会の中でも大きな問題が起きているように聞きました。

まずは、もう 1 点、先ほど捕捉率の問題を言ひましたけれども、捕捉率というのはなぜ大事かと申しますと、基準以下で暮らしながら保護が受けられていない方々がどれくらいいるかという視点で大事なんです。そこを政府はどういう比べ方をしたか、先ほど基準っておっしゃいましたけれども、政府が比べたのは、その生活保護基準以下で暮らしながら、保護を受けていない最低の一番下のランクです。一番下のランクの 10%を持ってきて、その

10%と保護基準を比べたんです。こんなことをすれば生活保護基準のほうが高いことは明らかなんです。どんなことを考えたってこれはそうなるように決めているわけですから、それは当然です。ですから、2007年度において生活保護の基準を見直すときに、こういうことはやめましょうと、政府の中でも2007年度に統一でやったらこれはマイナススパイラルというんですか、負の連鎖が起きてしまうと。どんどん、どんどん日本人の生活水準がどんどん引き下がることになるからやめておきましょうと、そう決めたものをですね、政府がこのたび一挙に、まあ自民党、大挙で大勝されましたので出してきたというのが突然の生活保護基準の切り下げなんですね。そういうことを視点に置きまして、ぜひ今後の生活保護の事業を丁寧に進めていただきたいということをお願い添えまして終わります。

○根本委員

25ページの交通安全関連で2点、それから、79ページ、被災者住宅再建補助事業について、3点お伺いします。

まず、当局を評価したいと思いますが、前回の議会ですかね、阿部議員が志引からロジューマンのところに行くあそこの十字路の交差点について、危険だから信号機を設置してほしいという要望をいたしまして、当局の御努力によりまして信号機が今設置をされているということをごさいます、当局の御努力に評価をいたします。

私は、もう一つ信号機、浮島のほうなんですけれども、あそこのことについてお伺いしたいと思います。実は、2月28日のこの予算特別委員会に来るときに、用事がありまして浮島を通過してまいりました。そしたら渋滞をしております、何事かと団地の中に入って遠回りをしてみたら、バイクの男性の方が倒れていたと。救急車がまだ来ない状況でしたので、私が近づいていったら救急車が来たということで、自分のどこからか免許証を出したので、意識は十分にあるということで、議会に遅れるから私は来たということで、救急車が来ましたからその方は多分助かったのではないかとこのように思います。そういうことで、また人身事故が起きてしまったということがございます。したがって、やはり信号機の設置は非常に大事だと。あそこの場所にはカーブミラーもついているんですね。しかしながら、どうしてもそういう事故が頻繁に起こってしまうという現実がございますので、その辺の対応をしっかりとやっていかなければいけないなど、このようになおさら感じた次第でございます、あそこの信号機の設置についてどういう進捗状況になっているのかお伺いしたいと思います。

○角田交通防災課長

去る、昨年の6月21日に、公明党の多賀城西支部の関係者の方から、多賀城市、そして塩竈警察署、宮城県警に対して、県道泉塩竈線と、市道浮島街路四号線との丁字路に信号機の設置要望がございました。そのとき私も同席したわけですが、塩竈警察署まで同席しまして、塩竈警察署長も認識としてはわかるということで、あと、県警と協議しながら前向きに検討するということがございました。それ以後、こちらからも何回かアクションしたわけですが、はっきりとした返事は返っておりません。何が暗礁に乗り上げてい

るのかというと、まず歩行者のたまり間がないということと、それから水路が走っている、そして公の土地がなくて、信号機の設置場所に苦慮しているという、この3点があるようでございます。なかなか難しい場所だと私も感じますけれども、それよりもこれよりも、とにかく交通安全の観点からすると、本当に県道のほうが緩やかなカーブもしてまして、カーブミラーでも見にくいというの、私も認識してございます。そんなことですけれども、今後とも粘り強く塩竈警察署、それから県警の関係のほうですね、要望してまいりたいというふうに考えてございます。

○根本委員

ぜひ、御努力をお願いしたいと、このように思います。また、市長も塩竈警察署の署長とか、常に会う機会が多いと思いますので、ぜひとも声を上げていただきたいと思います。実は、そのこの箇所の手前の蜂谷商店ってあるんですが、あそこで買い物するときに、あの信号機で渋滞をして、そして死亡事故があったんですね、あそこでもね。それで、あそのこの住民の皆さんからそこに信号機の設置をしてほしいと、今言った場所。それから、その次の信号機までの、短いんですけれども、ガソリンスタンドのところですね、あそこカラー舗装にして、ぜひ運転をする方に注意喚起を促してほしいと、こういうお話がございました。市道史跡連絡線のほうにもおきてきて、丁字場のところにまでカラー舗装をして注意を促してほしいと。冬場はあそこ滑りますので、そういう対応をしてほしいという要望もいただいておりますので、その辺の対応について道路公園課なりでもしっかりと対応していただきたいと。また、県道ですから、あそこはね、県のほうにもしっかりとお願いをして、信号機がつくまで対応策をお願いしたいと、こういうように思いますけれどもいかがでしょうか。

○加藤道路公園課長

史跡連絡線のほうはゼブラ、城南の清水沢多賀城線のところにも設置したような、北斜面に対してのゼブラ設置を検討しております。見積もり徴収しているところです。蜂谷商店側は県道ですので、まだ県道管理者には働きかけはしておりませんが、御相談してみたいと思います。

○根本委員

よろしく申し上げます。

もう1点は、JR岩切駅の南口の連絡通路の問題でございます。この件については、市長も御努力をいただいております。実は、確か平成22年度に、あそこに仙台市で調査費をつけまして、23年度だったと思うんですけれども、JRで実施設計をつくと、こういう段階にまで来て地震がきて、今はそれが進んでいないと、こういう状況になっております。平成25年度は、ここに関して当局としてはどのように推進していくのかお伺いしたいと思います。

○菅野市長公室長

今、委員おっしゃった通りの状況になってございまして、実は仙台市と多賀城市で行政対応の部分でいろいろと課題がございまして。その課題をいろいろ話し合うテーブルを今月の末

のほうに仙台市のほうと持つことになってございましたので、その中でいろいろと話をさせていたきたいというふうに考えてございます。

○根本委員

この問題はですね、柳原議員からも以前にもございまして、私も平成9年の2月の議会で、7年に当選させていただいたんですが、そのとき以前からもうこの問題はずっと尾を引いておりまして、前の小嶋廣司議員も積極的に取り組んできた経緯がございました。また、市長も県会議員の時代から仙台市に陳情に行ったり、JRに陳情に行ったり、もうそれはそれは一生懸命取り組んでいただきまして、その心は変わってはいないと、このように思うんですけども、ぜひこれも長くなりましてね、ちょっと地元の皆さんからも「どうせできないんでしょう」なんていう、今度そういうふうに言われるようにだんだんできてきて、「いや、必ずやるように皆さん頑張っていますのでお待ちください」という、そういうことしか言えない状況になっておりますが、ぜひ御努力をいただいて、仙台市のほうを揺り動かしていただきたいと、このように思いますので、よろしく申し上げます。

その次、79ページ、こちらに4番、被災者住宅再建補助事業が載っております。本年2月から新規事業として実施をされたということで、この事業に対しては評価をしたいと、このように思います。まず、この対象者なんですが、半壊以上で建てかえた人、あるいは半壊以上で修繕をした人、それぞれローンを組んだ場合に利率として100万円、50万円ということによろしいのでしょうか。

○阿部生活再建支援室長

はい、そのとおりでございます。

○根本委員

これはローンを組んだ場合に応援をするということですね。現金で建てた人はどうなんでしょう。

○阿部生活再建支援室長

現金で再建した方には残念ながらこの制度の対象になっておらない状況でございます。

○根本委員

国の生活再建支援金、そういう応援、これは所得とかそういうの関係あるんですけど。

○阿部生活再建支援室長

生活再建支援法に基づく制度につきましては、収入とかそういうもの関係ありませんので、契約行為の確認によって支援金が支給される制度でございます。

○根本委員

そうですね、市長は施政方針の中でこのようにおっしゃってるんですね、「被災された皆様に寄り添い、ともに復興に向けて一歩ずつ着実に歩みを進めながら、全ての皆様が平穏な生活をいち早く取り戻し、将来に向けた希望と期待を持てる云々」と、こういうお話をされていまして、多賀城市民、被災された皆様に応援したい。1日も早く生活再建をしていただきたいと、こういう思いがにじみ出ている施政方針で、非常に感動した1人でございます。

したがいまして、現金持ってもローンを組んだ人はあそこの制度を利用ができて、現金、例えば高齢者の方が子供さんと一緒に住むのに、もう自分のお金を全部はたいて子供さんたちに苦勞かけないようにしようやと言って、全壊になりながら、もうしょうがないと言って建てた人には何の応援もないというのが、ちょっとこの市長の心意気からするとちょっと違うのではないかと思うんですね。何らかの形でやっぱり再建を支援する制度、方策、施策を考えなければいけない、このように思いますけれども、担当部長としてはいかがなものでしょうか。

○鈴木副市長

これは、予算総括の中でも竹谷委員や根本委員からも御質問ございまして、お話を申し上げましたけれども、そういうことをして差上げたいという気持ちはもちろん市長も同じでございます。その中で、一定の財政出動のルールがありまして、これがなぜできなかったのか。我々もね、利子というよりも直接補助をして差上げたほうがよっぽどわかりやすいというのは、もう本当におっしゃられるとおりによく気持ちとしてわかります。ただ、これも先日申し上げましたように、個人の資産形成に資することに対して公費の支出はふさわしくないという判断があったもんですから、その中であえて多賀城市がそのことに対して支出をしたときに、それが不適切な支出であるということになって、国庫の返還を受けるようなことになったら、また別な問題として出てまいります。そういったこともありますけれども、我々、被災地の市町村から、そうは言っても実態としてはこうであるということの主張をずっと重ねてやってまいりました。そのことの成果もあってと思いますけれども、先日御説明申し上げました復興交付金の交付も決まりまして、その中では建物を建てかえる場合の補助もいいということに変わってまいりましたので、これも先日申し上げましたけれども、これから県と調整に入りますけれども、そういったことも柔軟に取り組めるように、我々としては引き続き主張してまいりたいというふうに思います。

○根本委員

ぜひ、そういう形で全ての人が恩恵をこうむるような制度に、新たな制度も視野に入れながら検討していただきたいと。復興交付金、県から来ますね、30億6,000万円、これは今言った、副市長おっしゃったように個人の形成に当たる、そういう利子補給に使ってもいいよということになっていきますね。かさ上げにも使ってもいいよということになっております。したがいまして、既存の基金があるわけですよ。既存の基金と新たに来る基金というのは使い勝手がちょっと違うような感じもしますけれども、これは今までの基金の財源ですから、もしこれがそちらの財源を使えるということになれば、こちらの既存の基金の財源で何とかできないかということも含めて、副市長は財政に非常に明るい副市長でございますので、ぜひ救済できるような方向で検討していただきたいと、このように思います。

○昌浦委員

2つ質問させていただきたいんですけど、これ全て生活保護絡みでの質問ですが、まずは21ページ、ここに行政経営アドバイザー業務委託料というのがありますが、実

はずっと失業率、完全失業率というのをずっとこう調べていったわけですよ、生活保護と密接なかかわりあるのじゃないかと。そうしましたらならば、製造業が少ない地域で失業率が高くて、失業率が高いと生活保護受給率が高いという、こういう関連というか、それがちょっと私の中では「おお」と統計を見ながら認識できたわけなので、この平成 25 年度ですね、この行財政経営アドバイザーにね、そうでなくても津波で大分多賀城市の工場地帯とかです、なくなってきているものですから、この辺でいかにして企業誘致等々含めたですね、当然、今市が取り組んでいないわけではないんだけれども、より以上に失業率解消の意味も含めて、いろんな企業誘致のアドバイスなどをいただけて、施策として進めていくものかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○菅野市長公室長

行財政経営アドバイザーの業務内容でございますけれども、今現在は職員の企業会計が理解できる職員を多く育てようということで、昨年度はそのような研修会を開いてまいりました。あとまた、その中において、今現在アドバイスを受けております天明先生は、公認会計士ということもありまして、いろんな中小企業の方々とも、非常に顔が広い、人脈があるというというようなことで、当市に、被災地のほうに中小企業でぜひ頑張っていきたいというようなそういった情報なんかもいただきながら、いろいろ調整はしておいて、また実際にはなっておりませんが、そういう情報もいただいております。今、委員のほうから提案のありました今後の製造業の展開であるとか、そういった部分につきましても、今後ともいろいろとアドバイスを受けて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○昌浦委員

本市も津波の被害を受けた地域なんですけれども、きょうの河北新報を見ますと、一面のほうにやっぱり再建できたところとできないところだったりですね、あと新たに就業の場を求めているなんていう記事が載っておったんですよ。そういうことも含めてきておると、アドバイザー、今公室長がおっしゃったような職種の方ですので、かなりいろんな方とおつき合いがある方だろうから、やはり少しでも本市にそういう形でもアドバイスを受けながら、製造業、まあ製造業は望ましいわけではなくて、とにかく企業誘致というものも御協力を賜っていただければ就業の場というものがそれなりにふえていくと思いますので、どうかその辺ひとつよろしく御指導いただきながら、また、室長のほうからもお願いしながら進めていっていただきたいと思います。

それで、77 ページのほうに、いよいよ本題のほうに入っていきたいと思います。

先ほど戸津川委員がおっしゃったの、多分生活保護法の第 4 条の保護の捕捉性、これに規定が書いてあるので調べたことの捕捉率なのかなと、脇で聞いておったんですけど、生活保護法の第 4 条には生活に困窮するものがその利用をし得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活維持のために活用することを要件として行われる云々ということで、これが捕捉性ということで述べておるわけなんですけれども、実は、この中で民法にも絡んでくるんですけれども、第 77 条の費用の徴収、ここに記載があるんですね、生活保護

法には、簡単に言いますと、生活保護受給者に扶養可能な親族がいるのに、生活費の負担が折り合わない場合なんていうのは意外とあるんじゃないかと思うんですよ。その場合、これはやっぱり 77 条だったかな、家事審判法適用等々書いてあって、77 条の 2 項には家庭裁判所に申し立てすることができる云々というのが書いてあるんですね。ですから、この制度は当然本市も承知していらっしゃると思うので、これを過去に利用したのか。それから、今度は 25 年度は積極的にこれを利用していくのかどうかというのをお聞きします。

○渡辺社会福祉課長補佐

御質問にありました扶養の調査の関係、申し立ての関係でございますけれども、扶養の能力があると見込めるものの、扶養を実際していなかったケースについてはこれまでございませんでした。その上で、家庭裁判所に対する調停、あるいは申し立てというのはこれまでではございませんでした。扶養の関係については、国や県からの会議等でもその都度御指導いただきまして、今後も適正な支給に務めていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○昌浦委員

去年だったと思うんですけれども、厚生労働省から家庭裁判所の手続きのマニュアルや、モデルケース等を示して、恐らく市の場合ですと県の主管部長あたりを通じて、そういう、これ国会答弁で厚生労働大臣がおっしゃっているんですね、昨年だったかな。それで、そういうマニュアルとか、モデルケースの事例みたいなものがですね、今年度あたり厚労省のほうから文書とか来ておるんでしょうか。

○渡辺社会福祉課長補佐

国のほうから改めて通知はございません。

○昌浦委員

来てなかったんですか。わかりました。まあ、それがなくてもですね、会議等でそういう御指導をいただいて、適切に本市はやっていらっしゃるようでございます。なお、平成 25 年度からは、やっぱりこういうのがあるんですから、より、場合によってはこの制度をね、77 条の規定を御利用いただいて、それなりにきちんと執行していただきたいと思います。これ御回答いりません。

さて、先ほどなんですけれども、ちょっと気になることを保健福祉部長がおっしゃってるんですね。過去 5 年間で 2,000 万円の不正受給があったと。これは 25 年度中に回収するものなんですかね。あるいは本年度中にも回収されてるんでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

全て回収するというのは、結果から言うと多分不可能に近いと思います。ただ、できる限りそういった受給された方々には返還していただくというようなことで、それぞれ担当職員のほうから何度か、何度もお伺いをしながら、または保護費の支給日にもそういったお話をさせていただいて、分納の確約をしていただくとか、いろんな方法で少しずつでも返納していただけるように協議を進めているところでございます。

○昌浦委員

そうしますと、今分納ということで、平成 25 年度もできるだけ御返還いただくように働きかけていかれるということを知りました。じゃあ一体これはなぜこのような事が起きたのか。件数、金額は 2,000 万円というのわかっております。お 1 人なのか、複数なのか。なぜわからなかったのか。この 3 点を御回答いただきたいと思います。

○鈴木保健福祉部長

不正受給件数につきましては、過去 5 年間で 29 件ほどございます。それから、なぜそれが発生したのかというふうなことでございますが、本来であれば生活保護受給者の方は家族も含めて、パート、アルバイト、実際の就労をしたときに、収入申告をしていただくというふうなことが義務づけられているんですが、どうもそれを申告をしていただけなかったということ。これは、ある一定の長期間であれば申請をして、例えば保護費を保護の廃止なり停止なりという手続きをとっていただける方もいらっしゃる。ただ、短期間の就労だと、例えば日雇いみたいな形で 1 日行って例えば 5,000 円とか数千円もらうと、その日のうちに使ってもう消費しちゃうというふうなことが往々にしてありまして、後から、これ年に 1 度いわゆる収入調査をしているんですけども、そういったときにある事業所から給与の支払い証明書が出ていたと。実際問いただすと、何日間か就労して収入があったと、こういうふうなことがおおむね半年から 1 年過ぎてから発覚する場合もございます。

それから、家族の方に限って言うと、特に高校生がちょっとアルバイトをして、それが収入申告されなかったと、こういうふうなこともございます。なかなかそういった制度の中で運用しているわけでございますけれども、その辺がなかなか周知徹底が図られていない。何度もその件に関しては受給者の方々にその都度御説明はしているんですけども、そういったケースが時々見受けられるということです。

それから、ちょっと参考になりますが、震災のあった平成 23 年度については、累計でいきますと相当、900 万円を超えるような、その当時はいろんなところでの小口での就労とかがあったり、私たちのほうも大変申しわけなかったんですが、そういったお一人お一人の支援というか相談活動がちょっと 23 年度はできていなかったというようなこともありまして、そういったことでちょっと 23 年度に限ってはそういった受給者が少し多かったというふうなことが言えるかと思えます。以上です。

○昌浦委員

わかりました。まあ、まず制度の周知徹底をきちんと図っていただきたいということと、やはり人間を相手にするお仕事なんですけれどもね、いわゆるケースワーカーと言われる人なのかな、その方たちにやはりきちんと把握していただきたいと思えますし、できるだけ就労の道を模索していただくようにアドバイスをお願いして終わりたいと思えます。

○竹谷委員

質問の前に 1 つだけ感謝を申し上げたいと思えます。

29 ページの今年度樞の予算が計上されたということ。たしか私が昨年の 9 月の議会で各

市町村でいろいろなオリンピックの表彰者が出てやっていたということで、本市にはそういう制度がなかったということがありまして、提言をさせていただきました。早速、今年度予算で計上していただいたということに心から感謝を申し上げておきたいと思います。ありがとうございます。

質問に入りますが、23 ページ、コミュニティー関係の友好都市の推進事業ですが、この友好都市の交流というのは、ただ友好都市をやったというだけじゃなく、大いに交流活動していくということが大事な視点ではないかと思うんですけども、そのような視点で活動されておられるのか、基本的な考えをお伺いします。

○片山地域コミュニティ課長

はい、おっしゃるとおりでございます。やはり、ただ単に締結を結ぶということだけではなくて、行政対行政だけではなくて、市民同士でのかかわりだとか、そういったところまで浸透していくことを目指してやっているところでございます。

○竹谷委員

こんな予算ではそんなにあなたが言ったような事業が発展していかないというふうに私は見ているんですが。なぜ私がそれを申し上げるかということ、今回私、昨年の震災で、御承知のように私スポーツ少年団もやっている関係で、各地区から被災した子供たち心を癒してあげたいということで、いろいろ招待事業がありました。1 つ例を申し上げますと、厚木市の野球協会が我がスポーツ少年団の野球部に対して、父兄を含めて癒しの心を持ってあげたいということで御招待をいただきました。この事業に約 100 万円以上の金がかかっております。それから、本市のロータリークラブの事業で、甲子園で子供たちの夢をかなえてあげようということで、甲子園球場に交流試合ということで招待を受けました。この予算も約 100 万円以上の浄財が必要となって占めております。少なくとも私は友好都市の推進には子供たち同士の交流というのは大変重要じゃないかと。当然、スポーツ、文化においてもそういうことを考えれば、この予算で果たしてそういう事業できるのか。単なる友好都市の、申しわけないですけども担当者同士の交流に過ぎてないんじゃないのか。もしこれを大胆に進めていくとすれば、当面一番近くにある天童市との交流、奈良、大宰府とは当然文化交流というのが考えられると思います。今いったようなことを考えれば、このような予算で本当に市民が心から友好都市ということでの心に響く活動ができるのかということに疑問が私は湧くんですけども、担当者としてはどのようにお考えでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

はい、地域コミュニティ課の予算だけをごらんになると、まさにそのとおりだというふうに思っております。私どものほうの立場と言いますと、それぞれの友好都市との関係の窓口になっているんですけども、例えば商工観光課のほうですと、毎年行われる大宰府の市民政府まつりで多賀城の PR 活動をしたりとか、あるいは奈良市のほうでお店を出してそこでやったりとか、あるいは教育委員会のほうではバレーボール大会を開いたりだとか、いろいろな部署、部署で交流が行われているということですので、それらの金額を積み上げるとも

う少しなると思いますし、あとは先ほど竹谷委員おっしゃったような、そういう民間レベルでの交流も含めると、当然この金額以上の交流がなされているというふうには考えてございます。

○竹谷委員

であるならば、友好都市関連の事業内容を、本年度の25年度の事業として、これこれ、こういうことをやってるんだということを明確にわかるようにしておくの大事じゃないですか。それで、私が言う青少年との交流というのはどういうふうに考えているんですか。具体にお聞きします。それは、いいですか、各部署がやる、その窓口はどこなのか。横の連携の中でどこが主管的にものやっていくのかということが大事なんです。28日も役所の横の連絡ないんじゃないかということ私聞きました。あちこちでやっていますってわかるけれども、じゃあ、そこをまとめているのはどこなのか。いかがですか。

○片山地域コミュニティ課長

おっしゃるとおりでございます。うちのほうでは、各それぞれの部署で行われた事業の取りまとめは、年度の末、決算のときにまとめておるわけですが、25年度については、それぞれのところでどんなものがということの取りまとめはしてはおりません。ただ、うちのほうで先ほど言ったように単なる窓口で相手方とのやり取りということでは一切なくて、例えば昨年ですと、これは奈良市とのかかわりになるんですけれども、奈良とうちのほうのかかわりからさらに奈良がオーストラリアのキャンベラというところとおつき合いがあるということで、キャンベラのほうから私どものほうにぜひ多賀城市の中学校なりと交流を持ちたいというような話がありましたので、それを高崎中学校のほうとつなげまして、そこから先はそれぞれのセクションでお願いするというようなことで、それらの事業がいろいろあったということはきちっと取りまとめをするというふうにはしてございます。

○竹谷委員

ですからね、25年度はどのような事業をやるんだということを聞いてるんですよ。きょう予算委員会ですから。そういうのを全部集計して、これは所管として商工観光がやる、これは生涯学習でやる、いろいろあるでしょう。統括的にあなたのところが窓口でしょう。そのことを言ってるんですよ。全課でいろいろやるのはいろいろあるでしょうけれども、窓口としてはどういうのをやって、今後私が言ったように青少年の交流というものも含めて考えていこうと。それにはこれぐらいの予算かかるよというものもね、研究していかなきゃいけないんでないですか。私はそう思うんですけれども、ここでこれから物の見方、我々に対する、私に対する答弁の仕方を考えると、もっと横のつながりを持って、主管となるところがこういうものをやるんだ、今年度の予算ではこういうふうに行っていくんだということを明らかにしておくことが大事ではないかということに私は思いますので、お話を、提言をさせていただきたいと思います。これについてはぜひ研究をして実施していただきたいというふうに思いますが、副市長いかがでしょうか。

○鈴木副市長

友好都市の関係につきましては、いろいろそういう交流をする、協定を結んだからそれでいいということでないというのは、今竹谷委員おっしゃったとおりで、役所同士だけではなくて、市民相互として交流し合う、そこまで発展的に進めたいという気持ちで進めていることに間違いはございません。ただ、予算につきましては、ちょっとなかなか相手の御都合があったり、なかなか具体化しづらいということがあって、そういう取り組みは進んでまいりませけれども、そういう取り組みが具現化した時点でまたその予算の補正なりなんなりで対応させていただきたいという形で進んでまいりたいと思っております。

窓口の一本化につきましては、これは多賀城だけでなく、友好都市、先方のほうも姉妹都市関連の担当課同士で話があったり、あるいは秘書同士で話があったり、そこから今度は派生的に各教育委員会であったり、観光の分野であったりという、ピラミット型で展開していく形になるものですから、ここの予算では地域コミュニティ課のほうがその入り口部分の窓口になるということで予算を組みたてさせていただきました。今後は、この入口を使って、もっとさらに発展的に友好都市交流が進められるように進めてまいりたいというふうに思っております。

○竹谷委員

目に見える予定というものをきちっと明らかにしていただきたいということをお願いしておきたい。それは、一本化の中で明らかにして、どこに分散しても結構ですから、ことしはこういうことで奈良市とはこういう交流をして、その予算執行は例えば商工観光課でも結構です。そういうきちっとやる事業を、25年度はこういう事業をやっていくんだよということを確認してほしいということをお願いしているわけでありまして、その辺を御理解をいただきたい。

○深谷委員長

質疑の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は 11 時 15 分。15 分に再開します。

午前 11 時 10 分 休憩

---

午前 11 時 15 分 開議

○深谷委員長

それでは、再開いたします。

まず初めに、社会福祉課長補佐より回答を求められておりますので、先ほどの戸津川委員の回答を先に申し上げます。

○渡辺社会福祉課長補佐

戸津川委員の御質問に改めて確認いたしましたところ、まず不正受給の件数につきましては、先ほど昌浦委員に部長がお答えしましたように、平成 19 年から 24 年度の現段階までで 29 件の不正受給がございました。また、捕捉率でございますけれども、現段階では捕捉率の計算がなかなかできないということで、データを持っていないということでござい

すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○戸津川委員

不正受給の件は、私も高校生のアルバイトなどが申告漏れをしていて、そういうものまで不正受給に含まれているという、ものまでと言ひますか、そういうことはお聞きをしておりましたけれども、やはりケースワーカーだとかそういう人たちを手厚く配置して、そういうことがないように受給を受ける際に懇切丁寧にその保護制度の説明をまずするということが抜け落ちていたという。私は、悪質かどうかということがそれだけではわからないと思ひますけれども、そういう、何ていうか、本当ならば高校生がアルバイトしたら褒められるところを、生活保護の場合はそれを申告しなかったために不正をしているというふうなことになるということは、私は何か子供たちの心に、何かそういうことでいいのかなという思ひはありますけれども、それは事実としてあるのだということで、それはそれとして正さなければならぬと思ひますが、丁寧な、何しろ受給の際に説明をしっかりといただくということを徹底していただきたいと思ひます。

それから、捕捉率が出ないというのは、私は、それは今出ないという、計算の仕方が難しいというようなこともござひますけれども、私はそれはそれとして大変問題を含んでいると思ひますので、また別な機会に問題にさせていただきたいと思ひます。以上です。

○竹谷委員

友好都市問題についてはひとつ、そういう意味の質問ですので、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

35 ページ。これ、補正予算のときにも御質問しておきましたが、それを受けてちょっと 35 ページの収納課の予算を見ましたら、収納委託料というものが計上されているのかなと。大新東に委託しているという説明がありました。あるのかなというふうに見たんですが、記載されておりませんが、どういうことなのか御説明願ひたいと思ひます。

○木村収納課長

委託料につきましては、国保特会のほうで掲載させていただいております。

○竹谷委員

そうしますと、市税の納税にはやっていないと。国保のほうだけで計上して、国保も一緒に収納課で扱っているんじゃないですか。それは、国保は国保で別、一般会計は別という予算執行のあり方なんでしょうか。

○木村収納課長

支出については国保特会から出していますけれども、一般会計分につきましては繰出金という形で国保特会のほうに支出させていただいております。

○竹谷委員

そうすると、国保のほうで繰り出しして、その予算でやっていると。ですから数字全体のものもやってもらうんだという意味だということですか。

○木村収納課長

そのとおりです。

○竹谷委員

何で一般会計に計上しない、そういう仕組みにしないんですか。何か問題があるんですか。

○木村収納課長

今までの経過なんですけれども、過去に国保特会につきましては、収納率の特別対策等において、そういった経費につきまして補助金があったものですから、国保特会のほうで一括して支出させていただいていたという経緯がございます。その経緯のまま今現在に至っているという形でございます。

○竹谷委員

今そういう財政的な措置がないのであれば、私は一元化の関係で言うなら、これは一般会計でやっていくべきじゃないかというふうに思うんですけれども。思うには、国保は一般のこの市税と一緒にやってるんだから、主体は収納課だよ。収納課の主体的な措置傘下は、少なくとも一般会計の傘下になっているところでしょう。特別会計は、いわば事業のためにやってるわけでしょう、違いますか。そういう分け方でいけば、逆に特会から補助金もらう、その分もらう分でもこっちでやっていかなければ明確になっていかないと。特会のほうでやっていますから、国保のやっていますから、市税も徴収できるんですけど、そういうものじゃないじゃないかと。仕組み上だよ、仕組み上そういうものじゃないですか。これは現課の課長におっしゃってもなかなか理解できないと思うんですが、予算執行してる、予算組んでる担当部署はどういう思いでそういうふうになっているのか。いかがですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

業務として同じような効果があるんだとすると、やはりいろいろな財源が充てられるのであれば、そちらの有利なほうを活用しながらやはり執行していくということを中心に心がけるべきだというふうには考えております。今回の件について、ちょっと今までの補助のあり方とか、そういうものも含めて今後どのように対処するのかということについては、それ検討したいというふうに思っております。

○竹谷委員

あのね、補正予算のとき私の質問でこれわかったんですよ。で、しょう、一般財源まで、大新東でしたか、に委託してやってますよと。よそずっと見たら今度は特会でやってます。おかしいんじゃないですか。これはね、今ここで論じてもしようがないですから、はっきり言ってちょっと整理をしてください。そして、市税なりそういうものをいろいろな多賀城市の納税にかかわる財源がどのくらいかかっているのか、というものを明らかにしながら、費用対効果を求めていくことが、これは大事でじゃないかなと私は思っています。ですから、中期的財政計画も試み予算として参考として提出を求め、歳入で議論したことです。これは割愛します。そういうものまで含まれていくんですよ。スポット、スポット、スポット、どこにどの金もどれだけ使われてるか、見えてこない予算を編成するなんてどうなってるのかというのが、全体像が見えてこないんじゃないかというふうに思いますので、全体像見え

るような、やはり先ほども言ったように、横の連携をきちっとして、誰が主体的にものを行っているのか。どこの課が主体的にやっているのかと、きちっと私は、主体性をきちっとしておくことが大事じゃないか。予算執行はいいですよ、現課で。現課でやるのは結構ですけども、予算編成にはこういうような、こういう理解の中でこうやってるんだということを、きちっとしていくことが私は大事じゃないかと思いますので、指摘だけさせていただきます。ひとつ今後検討してみてください。よろしくお願いします。

63 ページ、こども福祉課関係。待機児童の 25 年度の見通しはどのようになっておりますか。

○但木こども福祉課長

来年度の保育所の入所につきましては、現在入所調整中でございますけれども、現在の見通しとしましては 64 名。国の定義上では 42 名というふうに想定してございます。

○竹谷委員

42 名の待機児童があるというふうに理解したいと思います。

年齢はどのようになっていますか。年齢構成は。

○但木こども福祉課長

ゼロ歳児が 12 名、1 歳児が 29 名、2 歳児が 18 名、3 歳児が 3 名、4 歳児が 2 名ということの 64 名でございます。3 歳未満児が 59 人で 92%程度というような状況でございます。

○竹谷委員

特に、ゼロ歳児、1 歳児、2 歳児は、1 人の持つ保育士人員の関係、それから保育所の面積の関係等々があると思いますが、そういう理解でよろしいですか。

○但木こども福祉課長

それも当然でございますし、あとは育休中で途中入所の希望ということで調整がつかなかったり、兄弟での同じ保育所への入所の申請というふうな状況もございまして、このような数字になっているというふうな状況でございます。

○竹谷委員

この待機児童の解消策はどのように考えていますか。

○但木こども福祉課長

これまでは新たな保育所の整備をいたしまして定員枠を拡大してきたというような状況でございますけれども、このように 64 名を一度に解決するというふうな特効薬は今のところございませんけれども、公立保育所、私立保育所、あるいは認可外保育所との連携をとりながら受け入れについて調整をしていきたいと考えてございます。

○竹谷委員

この受け入れるための、今申し上げてあります課題は何ですか。

○但木こども福祉課長

保育所を新たに整備しましても、新たな待機児童の掘り起こしにつながるというふうなこ

とで、就労する母親の方がふえているというふうな状況もございます。施設的なものを整備をするというふうな状況になれば一番理想的ではあると思うんですが、なかなかそういった財源的な問題というふうなこともありまして、そういった整備が進んでいないというふうな状況になろうかと思えます。

○竹谷委員

なぜ私これを言うかという、歳入のときも自主財源の効率、効果的なことを考えていけば、定着市民をふやすことが大事なんです。若い家庭の皆さん方が多賀城市に喜んで住んでいただけるような環境をつくっていくということが大事だと思うんです。そのためにありとあらゆる手法をつくっていくことが私は大事じゃないのかと。人口減少のこの時期に、人口増を求めていく政策を打っていくと。その1つの要因は保育所の待機児童解消とかいう、新たな政策を求めていくことが私は大事じゃないかというふうに思っているんです。私はそう思うんですけれども、いかがですか。

○但木こども福祉課長

若い世代の定着というようなことからしますと、保育所入所児童の、待機児童の解消というものは大きなインセンティブになろうかなというふうに考えてございます。

○竹谷委員

多賀城市の今の生い立ちを考えてみますと、持ち家住宅と貸家並びに公務員住宅等々、いろいろ考えた場合に、その比率も要因になっていくと思えます。若い世帯が特に仮の居として居るのは貸家とか、アパート等々だと思えます。そういう人たちが多賀城は子供の保育所も完備してるし、多賀城に居住したほうがいいんだという環境づくりをしていくことが、私は大事だと思っています。これはね、ひとつね、今後の財政計画を含めてもね、多賀城市のある意味では目玉の政策にしていくべきだと私は思ってるんですよ。部長いかがですか。

○鈴木保健福祉部長

竹谷委員おっしゃるとおり、私も子供の政策というのはとても定住促進にとって必要な政策の一つであると思っております。桜木保育所に関しましても、実はこれから県のほうと調整に入るんですけれども、認定子ども園化というふうなものも視野に入れながら、当面は60定員で、同じ定員数でということで、面積もちょっと広げるんですが、現段階では60人ということで申し述べさせていただきますけれども、そういった、いわゆる未満児の受け入れ、いわゆる待機児童解消に向けてどういうシステムが一番効果的なのかというふうなこともあわせてこれから研究してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○竹谷委員

特にね、国の今回の補正予算、目玉として待機児童の解消を打ち出していますよね。特にテレビで東京とか、神奈川出ています。神奈川県かな、女市長かなあれ……（「横浜」の声あり）横浜市か、あれは独自の方法で待機児童ゼロにしたというニュースも出ていましたね。そういうものをやっぱり見習ってね、この国の制度をいかに活用していくかというのを研

究したほうがいいと思うんですよ。どうして、自分たちのお金も出さなきゃいけないけれども、国がせっかく補正予算でこういう大盤振る舞いしてるんだから、多賀城何で活用するというのをね、私は検討する政策に値するものだと思ってんですけども、これもやっぱり考えたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○鈴木保健福祉部長

国の政策の柱は、保育士の不足を補うものが1点、それから、現段階での待機児童解消のために掘り起こしをしていくということ、それから、あらゆる可能性を探って、保育ママ制度等も活用しまして、当面今の課題である待機児童の解消に向けて前進していきましょうということでございますので、多賀城市内でも潜在的に例えば保育ママ制度というのが本当にどうなのかというふうなことも、今年度、25年度の課題として、次年度に向けて研究してまいりたいと、このように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○竹谷委員

ぜひ、待機児童の解消のためにありとあらゆる方策を駆使しながら、多賀城の子育ての1つの目玉政策として検討して、また推進していくことが大事ではないかと。他市町村と同じことをやったってだめですから、飛び出たことをやるようにしなければ、なかなか若者の定着はないだろうというふうに私は思ひますので、そういうことで理解をしながら進めていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

歳入でいろいろ議論したんですが、これを聞いておかないわけにはいきませんので、大体わかりました、意味は。ただ、今回の予算、79ページに、どういう事業になるかわかりませんが、いろいろ電気料だ何だかんだ引いた結果、委託料としてどこに使うかわからんけれども、まあ550万程度はかかるだろうということで委託料に計上したと。受けは雑入だと。私はね、やはりこの会計方式はねおかしいんじゃないかというふうに思ひております。あとは言及しません。ちょっとね、担当部と、財政担当と、もうちょっとお話し合ひして、もうちょっと透明性のある予算執行はできないものかということをお願ひしていただきたい。丸投げ事業は、私はおかしいと。やるのであれば、多賀城市の応急仮設住宅管理推進協議会が完全にある1つの組織として財政管理をしながら、それを市がお手伝ひするのは構わないと思ひますが、そういう1つの組織を生かしていくべきだろうと。そして市が必要なお手伝ひをしなきゃいけない相当分の負担金はそこからいただくという、やっぱり関係を私はつくるべきだというふうに思ひますので、会長もどうも、協会の会長も元市役所職員で、OBのようでございますので、その辺のことはよく理解されている方だと私は自負しています。やはり、その組織をもっともっと活用しながら、市が残った金だけやって、あとで清算しようという仕組みはやめたほうがいいんじゃないかというふうに思ひますので、その部分だけ指摘をしておきたいと思ひますが、部長いかがでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

予算執行のあり方については、多分被災を受けた市町村それぞれ、多賀城だけじゃなくて、いろんな考え方があろうかと思ひます。先日もお話ししましたが、近隣の市町村でもこういう

やり方、非常に手間暇のかかるやり方をもうちょっと単純にして、我々今とても大きな課題に向かって進んでいますので、そういったことについてはこれからも声を上げて県のほうと協議をしていきたいという 1 点、それから、被災された方々の生活を支援していく、一日も早く元の生活に戻っていただくというようなことをサポートしていくというふうなことでございますので、できる限りそういったことでは被災された方々に寄り添って、これからも運営してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

○竹谷委員

もう 1 点提言をしておきます。この資金は、県のほうから 1 人当たり何ぼと、2 万 4,000 円の掛ける幾らというふうに来ておりますので、やはりこれはあくまでも仮設住宅の施設整備、施設にかかわることしか使えないような仕組みになっているようですけれども、私は少なくとも心のケアというのも大事であるとするならば、各仮設住宅の自治会の活動の中に、ある一定の補助金と活動費として配分してやり、その仮設住宅でのコミュニケーションの機会をつくってやる原資にさせていただくようなことも私は考えるべきだというふうに思っている 1 人ですので、これらの執行にあっても、県ともその辺を含めて協議をしていただきながら、単なる施設の管理だけじゃなく、そこにいる皆さん方のコミュニケーションというの一番大事だと思いますので、生きた金の使い道を考えるべきであろうというふうに思っておりますので、そのことだけ意見として申し上げておきたいと申します。

○雨森委員

1 点だけお尋ねしておきます。31 ページなんですがね、地区集会所整備補助事業の中で、この間説明いただきました八幡下二集会所建てかえの件でございます、予算が 833 万 4,000 円ぐらいだということでありまして、この件につきまして、平屋でありましたか、ちょっと私その辺聞き及んでおりましたが、2 階建ての、この金額では建たないんですか。それちょっと御説明願ひたいと申します。

○片山地域コミュニティ課長

この八幡下二集会所の 833 万 4,000 円というのは、先日の説明でもお話申し上げましたが、いわゆる旧集会所の面積が 59.28 平米あったということで、これについては現状を 100%市で回復しようということでございます。ただ、場所が今年の補正予算等でもいろいろお話をさせていただきましたが、新しく船のパチンコ屋があった場所に 12 月で土地をとということだったので、土地につきましては市のほうが手当てするというのがルールですので、100 坪ほど新しく今回購入させていただくことになりました。その中で、八幡下二集会所、前の 59.28 ですと非常に小さいということもありますので、やはりもっと使いでのあるというか、そういう集会所にしたいというお話がございました。ただ、これはほかの地区との当然権衡と言いますか、平等も考えなくちゃいけませんので、その足し増しする分については、現在 3 分の 2 の補助、667 万円が上限となりますけれども、その分も足してはどうかというようなお話も地区のほうといろいろさせていただきましたので、結果としまして先ほど言いましたように 59.28 の原状回復分として 833 万 4,000 円とい

うことなんですが、その上にありますのは志引保育所ほか数カ所のいわゆる通常分のというのの中には、八幡下二区の建て増し分として3分の2の補助の部分ありますので、あわせて今までよりももっと大きい110平米の集会所ができる予定でございます。

○雨森委員

この被災した集会所は3カ所が市で建物金額全部負担するという、桜木南と桜木東ですか、それに下二ということですが、この、前回にも一般質問で申し上げたんですが、八幡下二、平屋ですね。この近辺で津波等で何人ぐらい亡くなっておられるか把握されておられますか。あの近辺でね、何人ぐらい亡くなったか。

○片山地域コミュニティ課長

私はそのような数値は押さえてございません。

○雨森委員

かなりね、被害、亡くなった方があると思います。それでね、やはりこれは発表したデータにも出ておりますけれどもね、下二ではなしにね、今度新たにつくる場所ですね、これまどうわさ話何ですが、そこへビジネスホテル、3階建て建てられるということも耳にしておるんですが、その場合に、避難場所としては3階のビジネスホテルすぐそばだということも考えられるんですけどもね。やはり、震災、津波でなくなった、破壊された集会所の再現をするのに、また平屋を建てるということはね、これは非常にどう考えても少しおかしいんじゃないかと思い、以前も桜木とか回ってみましたら、「あれは役所のほうで勝手に決めたんだ」と、「費用かかるからね、平屋にしちゃったんだ」というような、中にはそういう声も聞きました。これが本当であるか嘘であるかわかりませんがね、そういうことで、やはりきょうの新聞にも既に出ておりましたけれどもね、津波で子供、30センチの水位が来れば、子供は歩行困難になるという、新聞にも出てるんですよ。きょうの新聞にデータ出ております。10メートルで3階建てですね。皆さんよく御存じのようにね。ですからね、平屋を建てるのにかさ上げなんかを、市のあれうまく活用されましてね、少しがっとかさ上げしまして、高くしてね、少しでも集会所へ避難できるような工夫をされてはいかがというように思うんですが、いかがでしょうかね。

○片山地域コミュニティ課長

前回もお答え申し上げました。実際に今まで2階の集会所があったところが、今回の津波で2階に避難は皆さんできませんでしたし、2階があったところでも被害がありました。それよりはむしろ平屋のほうがいいと。それで、とにかくあのような津波が来たときには、まず逃げるのが一番ですよ。そしてより高く、より遠くということが、その地区の皆さんの話し合いの中で2階建てのものも1階にしたりとか、あるいは今回の八幡下二につきましても1階で十分ですよというお話なんです。なので、これもまた前に言いましたけど、それだけじゃなくて、今度は町内会、自治会の中で、皆さんが、役員たちの努力で、自分たちエリアにある高い建物を一軒一軒回って、私たちの住民が逃げたときには受け入れてくださいということも努力されているということですので、そういう意味は、私は、確か

に集会所でそれこそ5階建て、6階建てだったりというような、5階、6階は極端化もしれないですけども、3階のというのがあるかもしれませんけれども、実際に地区の集会所を使うのは住民の方々です。住民の方々が使いやすい建物をということについては、それは私たちは素直にそれを支援していくというのが普通なのかなというふうに考えていますし、一方でそういう努力もされているというということもぜひ御理解いただきたいというふうに思っています。

○雨森委員

地域の方々がね、それ努力されて、理解を求めているということでもありますので、万一ですね、万一、そういった際に、やっぱり集会所というのはやはり一時そこに避難するという場所でもあると思うんですね。そういったことを踏まえながらね、今後いろいろな面で考えていただきたいと、そのように要望しておきます。以上です。

○森委員

1点のみ伺います。資料6の17ページ、人権擁護に関してです。一般質問でも質問させていただきました。いじめ、体罰については、この中でどのような対応をされるか伺いたいと思います。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

人権擁護委員の事業につきましては、現在塩竈地区の人権擁護委員会、それから多賀城地区の人権擁護委員ということで設置されてございまして、現在、人権相談を毎年実施しているということでございます。昨年度におきましては、年間で12回ほど人権相談を承っております、その中では直接いじめとか、そういう問題での相談ではなかったんですが、活動として各小中学校等を回って啓発活動を行っているということで聞いております。

○森委員

そうですね、具体的に補助金なり、それから委託というふうな形での歳出です。きのう、きょう、ほとんど毎日のようにいじめ、体罰というふうなことが新聞に載っております、もちろん社会教育、教育委員会を窓口にして解決をまず、糸口をつかんでいく。もう一步人権問題として一般質問の中でも申し上げました。人権問題として取り上げているのが昨今の新聞です。ですから、その部分では非常に相談の窓口も大切になってくるのかなと。まあ、幅広いとは思いますが、実際、提言も必要なのかなというふうに思います。全庁挙げてというふうなことで一般質問で申し上げました。この辺での捉え方、いま一度、まあ小中学校に啓蒙もしているということなんですが、この辺強調して、もう少し力を入れてというふうには考えられませんか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

今、おっしゃるとおりでございまして、いじめ等に関する対応につきましては、人権擁護委員での対応もわかりでございしますが、そのほかに市民生活相談に寄せられる場合もございます。そういった中では、こども福祉課の家庭相談員ですか、との連携などもしながら、そういう横の連絡も取りながら対応していくというようなことで進めております。

○森委員

そうですね、いじめ、体罰、虐待、全て人権問題につながってまいりますので、ぜひ窓口を多くして、ネットワークをつくってというふうなことは随分前から言われております。ぜひこのネットワークを構築していただいて、子供たちが犠牲になる事件、事故をなくすようにお願いしたいと思います。以上でございます。

○佐藤委員

6つあるんですが、3点ずつお聞きしたいと思います。

まず、11ページになるのか、13ページになるのか、職員人件費とか、人事管理事業の部分で伺います。2つ目は、地域交通ネットワーク、バス事業の関係で伺います。3つ目ですね。順番にいくと、17ページの弁護士による法律相談業務委託料について伺います。

13ページのほうから伺います。3月になりました。ことしも大きく人事異動があるかと思うんですけども、ことしの人事異動も含めて退職者の人たちもたくさん出るということなんですが、ことしの新入職員の採用人数と、それからその男女の比率、それからそのうち技術職の方々は何人ぐらい採用しているのかお尋ねいたします。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

まずことしの採用、25年4月1日付の採用人数でございますけれども、全体で24名を今予定してございます。そのうち、24名のうち2名は任期付の採用ということで、災害復旧・復興の対応ということで、男性職員を2名。2名の内訳につきましては、まずどちらも専門職になりますけれども、主に用地交渉をやっていただく方1名、それから防災対応していただく方として1名、男性の方です。それから、退職者の補充の関係での採用になりますけれども、残り22名ですが、まず事務職が上級行政という職種区分がありまして、これ事務になります。採用が11名、うち女性が4名です。それから、上級土木になります、採用が2名、うち女性が1名です。それから、上級保健師、採用が3名、うち2名が女性です。ということは1名が男性です。それから、初級ですけれども、初級は4名の採用で、うち1名が女性ということになってございます。それから、民間実務経験の建築士、1級建築士になりますけれども、採用が2名で、2名とも女性ということになってございます。以上です。

○佐藤委員

退職者の22名分の補充のところでは退職者分だけ補充して、任期つきの方を2名ということで、それで足りないところは自治法派遣の方たちとで対応していくということだと思います。そういう中で、私の問題意識は2つありまして、この職員で足りるのかということと、それから先ほど男女共同参画の話がありましたけれども、毎年言ってるんですが、どうも皆さん方のところでの上級というか、管理部門での女性の登用がうまくいっていないのではないかという思いがずっとまだあります。それは皆さん方も現状として今ここに出ていらっしゃる議員の2倍ぐらいの人数の方々の中で女性が2人しかいないというのはね、ほとんど何というんですかね、おかしい。何回か言ってるんだけど、しかし女性職員の中に

そういう雰囲気醸し出されていないという点では、皆さん方の職員を、何て言うんですかね、教育するというか、向上意識を持たせるという点では、どういふ努力を重ねてきているのかと。幸いにして今回、今いらっしゃる女性幹部職員の方々が退職にはなりませんけれども、そういう今ここにいらっしゃる女性の職員の方々は本当に目を見張るすかつとした、いいなと思うような方ですよ。そういう方たちをどのように育てていって、働いていただくのかというのはうんと大事な事だというふうに思うんですが、さっきコミュニティ課長は自分の周りには男女差別なんか感じてる人たちはいないとかおっしゃってましたよね。何か、男女共同参画だというようなことで、みんなそういう意識を持っているというようなお話をされてました。そういうことから考えると、本当に役所は遅れてるとしか思えないんですけれども、この点ではいかがですか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

まず、平成25年度、このような人員体制で大丈夫かという御質問に対しましては、先日もお答え申し上げておりますけれども、まず、復旧・復興に関しましては、任期付の職員をまず2名、それから自治法派遣の職員の方々を44名と見込んでおりまして、これは内部的に横の連携をとりまして、事業量なんかも勘案しまして、この人数が集まっていたら復旧・復興に対しては何とか予定の成果を出すことができるだろうというようなことを判断してございます。

それから、22名の採用ということになりますけれども、退職者に匹敵するぐらいの人数を採用する予定でございまして、通常業務におきましても、この人数がいれば継続的な質のよい行政サービスの提供に関してはできるであろうというふうに考えてございます。それから、女性職員の登用に関してでございますけれども、人材育成についてはこの震災復興後もいろいろ取り組みをさせていただいております、女性職員の登用に関しましては、多賀城市だけの課題ではなくて、全国的な我々の、例えば地方公共団体においても課題として取り上げられている自治体が多いと思っておりますけれども、例えば外部の研修機関なんかでも、女性職員に限っての研修メニューが出されておって、そこに相当数の人数が受講されておったりとかですね、全国的に見てもやはり各自治体、女性職員の人材育成、登用に関しては力を入れて取り組んでおると。本市においても、そういった機会を捉えて、逃すことなく職員を研修に派遣するなどして、人材育成に取り組んでいる状況でございまして。

○佐藤委員

何て言うんですかね、結婚して子育てしながら本当に仕事でも重要性を求められているような仕事を積極的にやれる女性というものがね、あるべきだというふうに思うんですね。多賀城の市役所でもそういう意味ではそういう方たちがどんどん出てくるということが庁内の働く意欲の刺激にもなるだろうし、もちろん女性の労働意欲をかき立てるという意味でもね、大いに刺激になるというふうに思うんです。今いろいろさまざまな研修機関に派遣もしているということですが、その研修機関に派遣して勉強していただくだけでなく、それが現実はどういうふうに役所の中で役に立っているのか、市民に対して返していけ

るのかというあたりをよく追跡しながら、来年また同じような質問を私がしなくてもいいように、ぜひ1人でも、3人でもね、後に続く職員を育てていただきたいというふうに思うんです。国でもね、何かそういう専門の担当大臣が、女性大臣ができましたけれども、そういう意味では大事なことだというふうに思いますので、これは女性が働く意欲を持って頑張れば、男性だってそれに負けていけないから頑張るわけですよ。そういう意味ではお互いに切磋琢磨していくということが、まだまだこれでは女性の数が本当に情けないというか、残念だという思いであります。よその企業なり、団体なりはこんな状況ではないですよ。本当に女性がバリバリやって、政策提案もして、実際現場で頑張っているという状況が、もちろん皆さん方言わなくてもわかっていると思うんですけど、本当に残念な思いで私は毎回質問をさせていただいております。よろしく願いをしたいと思います。

それで、さっき担当の次長はこれで全体を回していくというお話でした。しかし、自治法派遣をしてくださっている、御協力をしてくださっている派遣されてきた自治体の方々は、必要な部分には手厚く配置をされているんだというふうに思いますけれども、そういう認識でいいでしょうか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

はい、関係部署と協議の上、派遣元の自治体にも了解をいただいた上で配置させていただきますので、そのように認識させていただきます。

○佐藤委員

本市の中で、自治法派遣を受ける部署、課なんかで、これだけは本市職員で頑張って、何ていうんですかね、基準というものを、派遣職員の人たちを受け入れる基準、例えば20人の課であれば15人は正規の職員で、残りの5人は派遣職員の方のお手伝いを受けようとか、そういうような基準というのはないんですか。話し合いだけで決まるものなんですか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

まず、通常業務でございますけれども、職員定数という考え方がございまして、条例上502名、市全体で502名ということで、最大502名でもって行う業務、これは震災後いわゆる通常の業務に必要な最大の人数だと認識してございます。それを越える部分に関して、あるいは事業量と比べてみて、まず事業に対して、この事業は復旧・復興の事業なのか、あるいは通常の事業なのかを考えまして、復旧・復興の事業であると判断された場合については、まずそれは通常業務の中でできるものなのかどうかということを考えます。なかなか難しいと判断した場合については、職員の採用を含めて検討入りますけれども、やはり復旧・復興につきましては時限的なものというような、復興計画の中での考えかたということでございますので、その場合については任期付の職員の採用、自治法派遣の要請、そういったこととなりますけれども、まずは通常業務の職員定数を上回る部分について、復旧・復興の事業であれば自治法派遣をお願いするというような考え方でございます。

○佐藤委員

なかなかデリケートな問題でね、お聞きしているんですが、そういう意味では、公式に答弁

されているわけだから、そのように私も受け止めざるを得ないんですけども、しかし、今から本当に大変な部分の担当課なり部がありますよね、復興にかかわるところで。そういう意味では何やら何うとなかなか大変だという声が仄聞されるというようなことも含めましてね、手厚くやっぱり技術職なり事務職なり、あるいは庶務の人なり、きちんと配置していくという観点に、総合的な観点に立たないと、結局職員が疲弊してしまうということに、派遣の方々は1年なり3カ月なり半年で引き上げるから、後から違う方たちが来るので、そういう意味ではそれなりに入れかえがあるんですが、職員の皆さんはなかなかそこで変わることができないというものであれば、本当に総合的に見て配置を考えていただくということが必要だというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

はい、佐藤委員おっしゃるとおりだと思います。我々、人事異動だけ行っておる担当でもございませんので、職員の安全衛生という部分では特に震災以降、より注力して取り組んでおる課題でもありますので、今後も職員不足で悩むような職員がいるかどうかとかですね、いろいろ注意しながら人事管理を進めていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

もし、足りなくても「うちらほうは少し技術系足りないよ」とか、「事務職足りないよ」といったときに、「おらほ足りないから何とかしてけさいん」というようなことを言った場合にだよ、その課長がもうちょっとやれるんでないかというような評価をされるということはありませんか。

形を変えて言うと、その課長なり部長なり何なり、まあとにかく上部の人たちが、自分の能力以上に発揮してというか、何か言ってしまうと自分の能力が否定されるんでないとか、そういうようなことも含めてね、やっぱりきちんと総合的に判断をしていくということが必要だというふうに思うんです。ですから、庁内全て風通しよく、悪いって言ってないよ、今風通し悪いとは言ってませんけれども、その働ける部分で一生懸命正規の本市の職員が元気で頑張れるというようなところで条件を整えていってほしいという思いで発言をいたしましたので、よろしくお願いをしたいと思います。お昼ですか。これでやめます。

○深谷委員長

それでは、お昼の休憩といたします。

再開は午後1時。

午後0時06分 休憩

---

午後0時59分 開議

○深谷委員長

それでは、1時前でございますが質疑を再開いたします。

○佐藤委員

2問目、17ページなんですけど、13節委託料のところ、弁護士による法律相談業務委託

料のところなんですけれども、消費者相談室、市民相談室の無料法律相談の、多分月 1 回ぐらいやられているからというふうに思うんですけど、そこちょっと私のところに、単刀直入に言うと苦情が来たんです。本当に 1 人でやっている、商売をしているんですけども、始めたばかりなんですけど、何かちょっといろいろな心配事があって弁護士の先生に相談したいと。市の無料相談、法律相談を利用しようと思ったら、事業者はできませんというふうに断られたというんですね。本人はまあ事業者であるにはあるんですけども、本人は自分を、自分も市民の一員だというふうな認識で相談されたというふうに思うんですが、なぜそれを事業者だからだめだというような断り方をしたのかなと、私もそう思うんです。その辺の根拠とか、そういうものがありましたらお示しいただきたいんですけど。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

市民法律相談につきましては、月に 1 回、8 名ずつということで、定員で実施しておるわけですが、市民生活をしていく上で、市民の日常生活に密着した問題について受け付けておまして、会社であるとか、事業者であるとかというような問題については対象といたしておりません。

○佐藤委員

意味はわかる、対象の事業者とか会社とかいうところでは。しかし、私たちの概念として、会社とか事業者とかというのはそれなりの問題が系統的にいろいろあって、それで顧問弁護士抱えてたり、そういう相談先がたくさんたくさんあったりするということだと思っただけなんです。その方の場合は、本当にその 1 人である事業をしていて、全く毎日、毎日 1 人で頑張っているというようなことで、まだ立ち上げて 1 年も満たないような仕事なわけですが、全く内容を聞かないでだめですよってことは、ちょっといかなものかというふうに思うんですよ。例えば、とにかく来て話を聞かせてくださいと、そこでその市民の一般的な相談事にはなじまないなというふうであれば、これは相談に乗れませんと言ってお帰りいただくということも方策としてあるかと思うんですけど、そうでなくて電話でね、中身も聞かないで事業者だからだめですという断り方は、これはあり得ないと思うんですが、いかがですか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

今の御質問でございますが、何も聞いていないということではなくてですね、電話で御事情をお伺いしております。実は、事業者からの相談ってここ数年なくて、ことし、先月こちら 1 件きりなんですけども、確認しましたところ、カラオケ店を営んでいる方が、大家さんとのちょっと不動産上のトラブルがあって、そのトラブルについて解決をしたいので、不動産関係の賃貸借に詳しい弁護士を紹介してほしいという相談内容だったようでございます。そもそも行政として弁護士を紹介するという、特定の弁護士を紹介するというこの自体は一般の個人相談でも行っておらないことですので、もしそういう御相談でしたらということで、仙台の弁護士会、もしくは法テラスということで御案内をさし上げておったところでございます。

○佐藤委員

最終的に私のところに来たんです。解決できたんですけど、私が聞いたのは、騒音問題でしたよ。その不動産トラブルではなかったんですね。だから、そういう意味では、それは相談者がどのように電話で伝えたかどうかわかりませんが、考えてみれば、今結果的に見ればやっぱり市で相談に乗っていただいて、適切なアドバイスがあれば解決できたかなというふうに思うんです。これからですね、事業者に対しての相談はしませんというところでのきちんとした、何というんですかね、弁護士を紹介してくださいという言い方は、それは確かに相談する場所ではないのでね、あり得ないと思うんですが、そういう意味では零細の人たちがちょっと相談してみたいというところで市に足を運んだり、電話をしたときには、やっぱり前向きな対応をしていくべきだというふうに思うんですが、いかがですか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

商工業者の方の相談につきましては、例えば商工会で月に一遍経営相談をやっているとか、あと、先ほど申し上げました法テラスというところなんですけど、そこは法律相談だけではなくて、曜日によりましては例えば土地家屋調査士や司法書士、税理士なども入って相談いただけるコーナーがあるわけなんです。実際に御商売をなさっている方ですと、そういう専門家の方々の御意見を聞いた方がよろしいのかなということで、私どもとしましては法テラスなどを紹介しているということでございます。

○佐藤委員

私の問題意識とちょっとかみ合わないんですが、本当に私のところに来たときにはきちんと整理されて、騒音問題でということで、本当に弁護士に20分ほど話したらば、それはこうで、こうで、こうで、こうだからということで、あっという間に解決したんです。ですから、そこに来るまで彼女も悩んだし、心配もしたというふうに思うんですね。一番最初にやっぱり相談するのは市の相談室ですよ。そういうところで相手の立場に立って掘り下げて聞くという電話の対応も必要だと思うし、本当の問題意識はどこにあるんだというふうなことをちゃんと聞いていかないと、適切な答えが出てこないというふうに思うんです。ですから、これから、まあ何か初めてのようではすけれども、いろんな相談事が持ち込まれたときに、適切に対応はしてるんだというふうには思いますが、ぜひよく聞きとって対応していただきたいというふうに思いますので、あっけなく解決したもんだから、「一体市は何で私のこと断ったんだべ」ということで、改めてその人は、何ていうんですかね、御立腹というかね、という状況なわけですが、そういう意味ではきちんと聞きとって、その人の問題がどこにあるのかというのは、やっぱり聞いてみるということも大事なことだというふうに思うので、相談したいというのであれば、拒まないで受け入れたらいかがでしょうかというようなことなんです。弁護士を紹介しろって言ったって私には言ってませんでしたから、私はそこ知らないで今質問しているわけですがね、そういう意味ではこれからのことです。ですから、きちんと聞いて、そして8人という1日の中で枠はありますけれども、弁護士と相談したいというのであればしていただくと。で、弁護士さんがそれを判断していくということ

のほうが市民の気持ちに沿った対応の仕方になるのではないかというふうに思うんです。改めていかがでしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

まず、相談に来られた方が御不快な気持ちになられたということに関しましては、私どもの市民生活相談員のほうでの対応のまずさもあったのかもしれませんが、職員とも今後の対応について十分注意をしていきたいと考えております。

なお、今後事業者の方の相談も受け付けるということに関しては、今のところはちょっとまだ考えてはおりません。

○佐藤委員

なかなかね、門戸を広げればどこまで広げたらいいのかということにもなるかと思いますので、難しい問題ではありますが、事業者と言われるか言われなかわからない、微妙な事業者の人たちなんかも結構いますので、そういう点でどのように対応していったらいいのかというのは、研究していく課題になるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次にいきます。21 ページの地域交通ネットワーク事業です。バス路線の問題なんです、柳原委員がずっと取り上げてまいりました。今年の1月何日だかにも市民向けの説明会が、去年も何回か開かれております。そういう中で、市民の皆さんの要求が一定通ったものになって、試運転が始まっているということではよかったなというふうに思いますけれども、そもそも公共交通という言葉の意味というか、概念というか、それはどういうふうにお考えでしょうか。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

地域公共交通というふうな意味ですと、地域にお住まいの皆さんが日々の暮らしの中で、または社会生活の中で移動をする手段というふうにご考えてございます。

○佐藤委員

私もそのように捉えております。その今の試行運転が終わったら、再来年度、26年度からは本格運行になるということだと思います。そのときにですね、今みたいな概念で住民の足、公共交通はすなわち住民の足だというふうに捉えていただきたいというふうに思うんですが、私その説明会に2回ほど出させていただきました。2回目の説明会のときに出た資料の中で、皆さん方が整理した説明資料の中で、バス路線の役割としてありまして、3つぐらい挙げてあるんですが、多賀城市内には鉄道、タクシー、民間送迎バスなどの多様な生活交通手段が存在します。また、平成24年12月に実施した乗降調査の結果からは云々と書いてあって、3つ目に、路線バスの役割は、公共交通として多様な生活交通サービスを補完することですというふうなことで、補完に線引いてあるのね。私、これはね、今言ったようなところで、一致しないと思うんです。やっぱり、地域公共交通というのは、住民の足そのものであって、路線バスは全く住民の足、公共交通としてその主役を占めなければならないと思うんですね。そういう中で、その生活交通サービスを補完するという意味で言って

いる限り、その私たちの足が、高齢に向かってもう免許証を返還する、返納する人たちがたくさん出て、歩くのも大変だというような人たちが出て、高齢化に向けて公共交通の足が充実しなければならない時期に、そういう意味ではこの補完するという当たりの表現をね、頭の中切りかえていただかないと、バス路線の充実というのはなかなか大変なのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

先ほど申し上げました、地域公共交通というふうな大きな意味、これは法律で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というものがございまして、そちらの定義を申し述べさせていただきました。その中では、地域交通はバスだけに限らず、JRでありますとか、道路運送法に係る乗合自動車、もちろんこれはバスですけれども、そのほかに飛行機であったり、それから船であったり、多様な手段で、それも公共にかかわらず、いろいろな移動手段を確保していくことが大事だろうというふうな形で組みたてられております。その考え方にのっとりまして、今回、地域生活交通ネットワーク計画をつくるということは、バスも大事ですけれども、JRもある、それから民間の送迎バスがもしあったら、それもネットワークをしながら多様な資源でもって市民の足を確保していこうというふうな考え方に基づいておりますので、その方向性は誤りではないと考えてございます。

○佐藤委員

そのとき会場でもいろいろな意見が出ましたよ。鉄道、タクシー、民間送迎バスというようなところで交通手段が存在する。その民間送迎バスなんかというのは、一般的に言って住民の足として定着するのか。そういう思いもありますよね。民間で、要するにいやになったらやめるわけだからね。そういう意味では、そういうところを手段として存在すると考えることも含めて、これは訂正が必要ではないのかなと。そこから、路線バスの役割が公共交通としてその補完するということとでうんとこだわってしまうんですけど、やっぱりここね、路線バスは公共交通としての主役だと、そこを充実していかなければならないというふうに担当の方々は本当に主体的に受け止めて考えていただきたいという思いなんですけど、改めていかがですか。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

公共交通に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、鉄道というのが一番大きな輸送手段、移動手段なのかなと考えてございます。よく、公共交通空白地帯というような、これは正式な定義のない言葉ですけれども、そういうことでまず第一義的に補完が必要である場所というふうな事がございますが、おおむね鉄道駅からしますと1キロメートル以内、圏内。それから、バス停で言いますと300メートルぐらい。これも、確たる定義はございませんけれども、そのような形で円を引いていきますと、多賀城市内実はその空白地帯はほとんど、田んぼの中辺りぐらいはありますけれども、ほとんどがカバーをされるという実態になっております。持続可能な公共交通を設定するということが、私ども大事な視点ではないのかなというふうに考えてございます。その点では、公共交通、バスに関して言えば、非

常にコストのかかるものでございますので、できるだけ維持をして、できるだけ皆さんの足の確保に努めていきたいと考えておりますので、その間の折り合いということで、いろいろな形の補完というものを考えながら運行を検討していきたいと考えております。

○佐藤委員

多賀城は一般的に言ってどこからでも電車に乗れるから便利だというような枕詞もございますけれども、決してそんなことはなくて、例えばあれも会場で出ていましたが、生協でお買い物しても、荷物を両手に持つとタクシーを呼ばなきゃ、すぐ裏なんだけれども帰れないって、そういうような人たちがいっぱいこれから出てくるんですよ。そういう中で、そういう方たちの足をどのように確保していくかというのは、決して補完では済まない。それを知っていて、主体的に主役に据えていかなければ、その人たちの悩みには応えられないというふうに。まあ、だから、お金の問題もあるので、それはそれで大事な、大きな政策になるかと思えますけれども、心としてね、そういうものが、そういう状況に市民があるんだということをぜひ理解しながら、具体的な本格運行に向けての着手をお願いしたいというふうに思います。

もう一つ、その会場で気になったことが1つあるんですが、これを説明するときに、こういう、見た方も見なかった方もいらっしゃるかと思いますけど、生活交通ネットワーク計画意見交換会資料というものが会場に来た方に渡されました。これを説明するときに、公室の方々が何人かいらっしゃったんですけど、これを説明したのがコンサルの人が説明したんです、これを。その説明の中で、何回もね、このバス路線を充実するのはお金がかかるんです、かかるんですと言うんですね。聞いている人皆はね、市の職員が、計画した職員がですよ、お金かかるということをそういう中で最大努力してやったというならわかるけど、コンサルがね、お金かかる話してね、どうするんだと私は非常に違和感を覚えたし、腹も立ちましたね。それで、その間その公室の皆さんは何をしてたかという、後ろで立って聞いてましたよ。何で自分たちでやらないのと私は思いましたけども、その点に対して見解をお聞きます。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

公共交通につきましては、専門的な知識でありますとか、調査分析業務が多く、コンサルティングにその業務を委託していたわけでございますけれども、その結果をベースとして打合せをしながら資料をつくらせていただいた。まあ、その運営についても委託の中に含めていたということで、今年度はそのような形にさせていただきました。ただ、住民の皆さんが御不快を感じられたというふうなことであれば、極力役割分担を見直しをして、誠心誠意説明をしてまいりたいと考えてございます。

○佐藤委員

市民の前で説明する部分では、中でどのようにコンサルと打合せをしているにしてもですよ、やっぱり職員が真剣な、真摯に説明をしていくという態度が重要だというふうに思うんですね。全然なじみのない人が一生懸命「充実させるのはお金かかんだよ、お金かかんだよ」

って言ったって、あんたはなんなのさという感じがしますよ。ですから、そういう意味ではね、ちょっと今、「これから気をつけます」とおっしゃってましたけれども、こういう場面だけでなく、全ての場面でやっぱり意識して、手をつけていく、やっていかなければならないことだというふうに思いますので、十分注意をしたほうがよろしいのではないのでしょうかと思います。注意するって言ってましたから終わります。

3つ目です。63ページの運営費負担金のところでいいのかな。これも柳原委員が保育所の食材の放射能検査のことで何回か一般質問をしておりました。そのときに、公立保育所は全部検査をしているんだけど、私立、認可保育所のほうは1週間に1回とか、2回とか、全くしていないところもあるというようなお話でございましたけれども、柳原委員の一般質問の中で市長は、保育所全部やるとすると、1,400万円ほどお金がかかるんだと言うお答えでございました。放射能検査そのものが必要なのか、必要でないのかというところは自治体でいろいろ判断があらうかと思うんですけれども、公立保育所だけやって、私立保育所は週1回でいいという判断は、どなたがなさったんでしょうか。

○但木こども福祉課長

保育所給食の放射能検査につきましては、公立保育所につきましては今年の5月から、私立保育所につきましては12月から実施をしたということでございまして、消費者庁の検査機器が整備をされたということで、公立保育所側が先導的な役割を果たしながら実施をしたというふうな状況でございますけれども、私立保育所で実施するに当たりましては、各保育所に、これまでの一般質問でもお答え申し上げましたけれども、各施設の意向を確認をさせていただきまして、実施回数、検体数、実施の曜日を決定して実施をしたというふうな経緯でございまして、当初の段階では保護者、児童への給食の安全・安心を確保するという意味合いで公立については毎日ということで実施をしたという経緯でございます。

○佐藤委員

保護者の安全・安心の保証していく上で毎日公立はしたと。言いたくないんですよ、私立保育所はいいんですか。認可保育所、いわゆる私立、7つありますよね、そういうところに預けられている子供さんはしなくてもよかったんでしょうか。これは市長に伺います。

○鈴木保健福祉部長

済みません、最初に。決して私たちは、議会でも相当これ議論になったと思います。「いわゆる公立だけですか、私立はやらないんですか」当初は、いわゆる検査機器が1台しかないということや、さまざまな課題があることから、学校給食のほうもありますし、とても民間のほうまで、または持ち込み食材までは1台ではとても対応ができない。いずれもう1台借用するように、県のほうと協議していますので、それが来次第、随時広げていきたいというふうなお話から、私どもも、私立保育所等につきましては、こちらから限定したのではなくて、皆様の希望を、例えば毎日してくださいと言われれば毎日でもしましょうとということ希望をとらせていただきました。結果として、約半数の保育所については、いわゆる民間でというか、市場に出回っているものはある一定の信頼性が高いことや、または自宅か

らお弁当を持ってきている保育所なんかもありますので、うちは結構ですということもあつたようです。あとは、県内の他市町村の状況も見ますと、結果として毎日やっているところというのはちょっと存在しないということもありまして、うちは週 1 回でいいですよとか、週 2 回ということもありますけれども、そういった希望を叶えてというか、希望を聞いて、それに沿って実施しているということでございますので、どうぞ御理解をいただければと思います。

○佐藤委員

あのね、希望を聞かれて、毎日でもやりたいんだと、公立並みにやりたいんだけれども、お金もかかるし、手もかかるし、何ともできなくて 1 週間に 1 回とか、2 回とかというところでおさめていることがある保育所もあるんです。ですからね、確かに保育所によっては必要だと、検査しなきゃなんないという思いの保育所もあるだろうし、しかし手間かかったり、お金かかったりして、できないんだ、やむを得ず週 1 回でなんとかということもあるだろうし、さまざまある状況を踏まえつつですよ、公立が全部やってるのに、いろんな保育所の個々の判断はあつたに仕がつて、公立が全部やってるのに私立がそういうことで、果たして本当に保護者の子供の健康とかそういうことに対するところに応えられるのかという思いなんです、私は。なぜそこに差がついちゃうの。公立に入られなかった子供が結局、まあ今回のその放射能の検査は、食材の放射能の検査をやっているところもあるし、やってないところもあるし、本当に非常に幅の広いものですから、しかし、公立でやると決めたものは、私立、認可保育所に対してもいかがですかと、お金はこちらで持ちますから検査してみませんかというような対応はされたのでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

まず、入口の段階で、例えば食材も、毎日 1 キロ近い食材が検査のために使用されることになります。じゃあ、その食材のそもそもの対価も私たちが負担するのかというふうなことになれば、これは相当、検査費以外経費がかかる。例えばそれを検査実施機関までの輸送の問題とかですね、さまざまなものをクリアする、それを全ていわゆる公費で賄うという前提で今回スタートはしておりませんでした。したがって、検査は当然します。ただ、食材の対価まではこちらとしてはしませんよという前提で始めましたので、どうぞ御理解をいただければと思います。

○佐藤委員

だって、公立は食材から何から全部見るんでしょう、交付金で。何で私立は、認可保育所は見られないんですか。そういう提案をそもそも最初からしたのか、してないのかということをお金は聞いたんです。お金と、かかる手間と、それを全部しますから検査しませんかという提案だったら断るほうは断るほうでわかりますよ。それをしないで、向こうの意向を聞いたらちょっとやれないからやれませんというようなところで放っておいたというか、そのままにしておいたという点では、非常に公立に入った子供と、認可にしか入れなかった子供と、そういうところでの子供の命と健康に、どうも納得いかないんですね、私。

○鈴木保健福祉部長

放射能検査の一番最初は県のほうで、これは私どもの学校給食も、保育所の食材についても、例えば週 1 回とか、そういう検査の内容でした。その後、それで本当に大丈夫なのかというようなことがあって、今の体制になっているんですが、これまで、保育所とか個人の持ち込みで多少一定の数値を超えた食材というのはありましたけれども、結果としましては保育所並びに学校給食で使用している食材については、その基準を超えていないというふうなこともございますので、たとえ週 1 回であっても、ある一定の安心は担保されているのではないかなというふうに感じているところでございます。

○佐藤委員

あのね、私は、公立でやっていることをなぜ認可保育所に、そして無認可保育所に広げられなかったのかということをお聞きしてるんです。子供の命と健康は、みんな同じじゃないですか、そこに入っている子供たちは。公立保育所は必要だと思ったから毎日検査したわけでしょう。違いますか。いや、だから、そこだけ答えてもらえばいいんです。お金かかるのはまず第一の条件だというふうに思いますけれどもね。だから公立保育所が減らせということは言いませんよ。しかし、提案の仕方として、こういうことを公立保育所ではやるんだけど、認可でも、無認可に行っている子供さんたちだって、数十人いますよ。そういうところで、そのお金と手間は役所でどうせ交付金で来るわけだから、何でも見るわけでないのね、見ますので、そういう検査をしませんかという提案があったかどうかということをお聞きは今さらに聞いているわけで、それはしてなかったとすれば、そういう観点を今からも、事業そのものもどうなるかわかりませんが、そういう観点をきちんと持たないと、何やら公立だけが優先して、あとは後回し、後回しというようなことになるのでは、とてもとても保育行政がきちんとまっすぐ平等に走っているというふうには思えないなというふうに思ったんですよ。

○鈴木保健福祉部長

再度繰り返しの御回答になりますけれども、民間の保育所等につきましては、あくまでも検査をする費用についてのみ負担しますよということの前提で始めさせていただきました。ですから、今の佐藤委員のお話で、そういったことについての検討はしたのかということなんですけれども、議論の中では一部出たというふうに記憶しています。ただ、民間保育所、これは私立の幼稚園とかその他も含めてでございますが、要はそこに通う子供たちの安全・安心を守るのはもちろん行政の責任もありますが、その園を管理している管理者にも大きな責任があるのではないかなというふうな議論もありました。そういう中で、その園の方々いろいろな議論をする中で、最終的には今の現状になっているというふうなことでございます。

○佐藤委員

そしたらさ、週 1 回でいいとか、やらなくてもいいといった保育所の態度をいちいち聞かなきゃなりませんよ、私は。そこに預けている親御さんの気持ちを考えたら。そういう、何

ていうんですかね、私はひたすら、ただお金の問題と手間暇の問題で、やりたくてもできなくて、仕方なく今の状況ですということであれば、市の提案がそこまで、お金の面倒も見るとし、手間の面倒も見るとし、行き届かなかったという点ではこれから気をつけての目配りをさせていただきたいということでおさめるんだけど、そんなふうなことであるとすればさ、その経営者の資質の問題だってあるわけだね。それではなおだめなんじゃないですか。何ていうんですかね、子供を預かる、公立に準じて預かる保育者の問題としては、とても重大な問題のように感じます。いいんですか、それで。

○鈴木保健福祉部長

これまでも、保育所を管理される方々とは十分話し合いを進めてきたというふうに思っておりますので、今後もそういった、今佐藤委員のほうからもっと手厚い放射能検査について歩み寄るべきではないかと、こういうふうな御質問かなというふうに思いますので、その件に関しましては、とりあえず新年度予算は今のその園のほうの要望と言いますか、これまでのやり方での予算計上というふうになっておりますが、もしそういうことがあるんだとすれば、もう少しそういった方々とも具体的なとか、もうちょっと別な角度で話し合いもしてみたいというふうに思います。

○佐藤委員

今のやり方は、おいしいレストラン、食堂に連れてって、何でも好きなものを食べてもいいよ、しかしお金は自分で払いなさいと、そういうようなことだというふうに思うんですね。だからやっぱり何年もやるわけでないので、1年とか2年とかの限定されたものだというふうに思うんです。そういう中で一応モデルとなる公立が全部やるというふうに、毎日やるというふうに決めたら、それは同じ子供等を預かっている施設を管理する市としてはですよ、きちんとやっぱり同じようにやっていただくように、補助もし、援助もしていくという態度が、今から何事においても大事な事だろうというふうに思うんです。ぜひ、そのところを忘れないようにこれからやっていっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○松村委員

2点質問いたします。

まず1点目は、17ページ、広報事業についてお伺いいたします。広報事業というのは、市民に対しまして市政、地域の情報を周知のために行うものだと思いますけれども、広報誌、そのほかホームページで本市はやっておりますけれども、ホームページについて特にお伺いしたいと思います。ホームページというのは、情報を早く市民並びに、市民だけでなくこれは多賀城市の情報を市外の方にも向かって、全世界に向けて多賀城市の情報を発信できる、そういう有効な手段であります。その中で、一般質問の中で阿部議員のほうからもありましたけれども、イベント情報の出し方についてちょっとお伺いしたいと思います。阿部議員がイベントカレンダーについてお話ありまして、それに対する改善が求められました。私も同感であります。それで、きょうの多賀城市のイベントカレンダーを見まして

感じたことなんですけれども、なぜこういうのを載せないのかなということでお伺いしたいと思います。と言いますのは、震災から2年目ということで、今、毎日テレビでも3・11のいろいろな事業とかに向けてのいろんなことを今振り返りをやったりなんかして、大変機運が高まっておりますけれども、本市のホームページにですね、広報では4ページに1面を使いまして3・11、また3・10のですね、関連事業、また3月17日の震災の関連事業の広報を載せておりますけれども、ホームページに全くこれが載っていないように、きょうの時点で私見ておりました。これをなぜ載せなかったのかなということをお伺いしたいと思います。ほかの自治体、被災を受けた自治体のホームページも私、全部見させていただきましてけれども、ほとんどのところでこの3・11、また関連事業をやるところは関連事業も載せておりました。あと、中にはそれに周知して、皆さんに集っていただくようにということで、送迎バスを出すとか、そういう内容までにもなっていて、やっぱりこれに対しての取り組みがすごいなというふう感じたんですけれども、3・11のこの行事をホームページに載せていないというのはどうしてなのかお伺いしたいと思います。

○片山地域コミュニティ課長

今、掲載する方向で原稿を今作成中でございますので、申しわけございません。

○松村委員

なぜ今まで……、遅かったんじゃないかと思っておりますけれども、その辺。

○小野市長公室長補佐（政策秘書担当）

3・11、そして3・10のほうの事業の所管をしておりますので。いろいろと、3・10のほうの復興関連イベントのほうが、いろんな関係団体の皆様といろんなことを話し合っつつくり上げている行事だったもんですから、内容がなかなか確定せずに今までできておりました。これはちょっと余談になりますが、きょう東大寺二月堂のたいまつがやっと多賀城に到着をいたしまして、それもまだ日にちがまだ未確定な状態で進んできたものですから、そういったこともあわせ持つ情報として、きょうからホームページ更新をして、掲載をしたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

○松村委員

私としてはかなり遅いなという感じはしますが、ぜひね、すばらしいイベントを企画してらっしゃる、こちらありますので、ぜひ載せていただきたいなと思っておりますし、私は、なぜ特に多賀城市はこの3・11、またこの関連事業をですね、もっとPRすべきかなというふうに思うのは、1つとして、本市では国立の震災ミュージアム誘致構想というのを持っているじゃないですか。やっぱりこれは、行政だけではできないことだと思うんですね。やっぱり市民の盛り上がりというか、市民の意識もそういう方向になって、みんなでね、多賀城市にこそこのミュージアムを誘致すべきだという、そういう機運をつくっていかねばならないと思うんですね。そういったことから言いますと、この3・11、また3・10のこのイベントというのは、大変私は有効な市民意識を醸成する上でね、関心を高める上で有効な事業だと思っておりますので、ぜひ、ことだけではなくて、今後ずっと続くと思っておりますけれども、

ども、ぜひ、そういうふうに掲載していただきたいということでお願いします。これに限らず、多賀城市のやはり目玉的なイベントというんですか、そういう重要な行事というのは、イベントカレンダーじゃなくて、ホームページのやっぱりトップページにね、載せるべきでないかなと思うんですけれども、この辺は検討はいかがでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

そのように努めているつもりです。つまり、もとはそのイベントにおさまるんでも、新着はまず最初に大きいところに上げて皆さんに周知、よく目立つところというふうには努めているつもりでございます。

○松村委員

ぜひそういうふうですね、多賀城をいかにPRして、外に向かって発信するかということでね、大きなツールでありますので、ぜひ今後ともそういう方向でやっていただくようお願い申し上げます。

あと、2点目なんですけど、65ページの病後児保育についてお伺いいたします。こちらのほうですね、予算計上が24年が240万円、当初予算、それが420万円ということで計上されていますが、これの理由は何なのかということと、あと、この事業は平成23年度から始まりまして、当初は震災直後ということもありまして、利用者が68名というふうになっていました。24年度は何名ぐらい利用されたのかということをお伺いしたいと思います。

○但木こども福祉課長

病後児保育事業につきましては、県の補助単価がございまして、その境目がちょうど70名というふうな状況で、昨年度は70名未満で240万円の予算でしたが、平成25年度につきましては70名を予定しておりますので、ちょうどその補助区分が420万円に上がるというふうなことでの積算でございます。なお、平成24年度の2月末現在の利用者数は70名というふうな状況になっております。

○松村委員

平成23年度は68名というふうな、見ましたら書いてたんです。これ、24年は70名ということですか。

○但木こども福祉課長

平成23年度利用者数が68名ということで、それは間違いございません。平成24年度の利用状況につきましても2月末現在で70名なんですけど、平成25年度につきましても70名の予定を見込んでいるというふうなことでございます。

○松村委員

じゃあ、2名しかふえていないということですね、これから見ますと。今の2月時点では、24年度はですね。

そうですか、私はもっと利用者がふえてるのかなと思って、それでこういうふうな予算が上がったのかなと思って、勝手に思っていましたけど、聞いてよかったです。周知は当然なされ

ているんだと思いますけれども、当然お断りするなんていうことは、一応 3 名が定員になっていきますけれども、お断りする場面があったということは当然なかったと考えてよろしいんでしょうか。

○但木こども福祉課長

平成 24 年度の月ごとの利用者数を見ますと、2 人から多くて 15 人というふうな、1 月です。ね、そういった利用状況になっておりますので、恐らくお断りするような状況というのはなかったと思いますけれども、やはり季節によって病気のはやり具合が違うというふうなこともありまして、やっぱりそういった変動もあるということで、このような人数の開きにならざるを得ないのかなというふうなことで考えております。

○松村委員

これからも、こういう子育て中の働くお母さんを応援する事業としては大変大切な、重要な事業だと思いますので、皆さんにもますます周知徹底されまして、利用者がふえるというのはおかしいですけれども、知らないで利用しないでしまったということのないように、ひとつお願いしたいと思います。

○藤原委員

市民活動サポートセンターと、公文書の保存管理についてと、それから太陽光発電について、3 点伺いたいと思います。

市民活動サポートセンターにエレベーターをつけてほしいというのは、市民の方からの強い要望でもあり、ほかの議員の方からもたくさん要望が出ていたと思います。25 年度予算には計上されておりませんし、実施計画にも記述がないんですが、これはいったいどういうふうな計画になっているのか御答弁いただきたいと思います。

○片山地域コミュニティ課長

本件につきましては、昨年の予算特別委員会でも森長一郎委員、あるいは松村敬子委員からも御質問頂戴しました。そのときも説明させていただきましたけれども、要するにバリアフリー化としてのエレベーター設置であるとか、それに伴っての増築、改築、そういった部分につきましては、平成 22 年度の事業としまして、改修設計業務を行って、当時の地域活性化公共投資臨時交付金というものを活用しながら、23 年度以降に設置しようかというような動きでございました。但し、3・11 がございまして、それで頓挫したしたということを去年の森委員の御質問の中で答えたところでございます。今回、皆様のほうにお示ししました中期財政見通し、25 年から 29 年度までの見通しの中で、これは今年度の施設整備計画に基づいた形での中期見通しの中で、これ 4 ページなんですけど、平成 26 年度に市民活動サポートセンターの増改築事業ということを一応予定してはございます。ただし、これは当時の平成 22 年の設計で、1 億 8,000 万円から 2 億円というふうなお金で、当時は先ほど言いました交付金の積立の中から利用してということありましたけれども、こちらに現在はいろんなそういった補助メニューがないもんですから、去年の森委員の御質問でも答えたように、復興交付金の中での事業とかということで、何度かエントリーもさせていただき

ましたけれども、そちらの事業にはなじまないということもありますので、引き続きいろいろなそういった有効な財源、手当を探しながらやっていくしかないのかなということで、一応予定では26年度にできればなというふうには考えているところではございます。

○藤原委員

そうしますと、現在のところ財源見通しが立っていないと。要するに、補助事業ではないというふうに理解してよろしいんですか。

○片山地域コミュニティ課長

現在そういったメニューはないというところではございます。

○藤原委員

これはね、柳原議員が一般質問した件なんですけど、話題の地域の元気臨時交付金ですね、地域単独事業には100%使ってもいいですよという事業ですよ、これは。ただ、地方単独事業については、ある自治体に幾ら交付するかについては、どうもその補助事業の自治体負担を集計して交付する枠は決まると。しかし、その決まった枠については、例えば単独事業に何%充当したっていいという、そういう交付金です、この地域の元気臨時交付金というのはね。だから、私は26年度なんて言ってないで、この地域の元気臨時交付金の実施計画をつくって、きちんと事業化してやっていったらいいのではないかとというふうに思うんですけど、どうなんですか。

○片山地域コミュニティ課長

担当課としては大変ありがたいお言葉ですが、市全体としていろいろなそういった財政計画等も押さえますので、財政当局といろいろ相談をさせていただきながら検討させていただきたいと思います。

○藤原委員

可能であれば25年度事業で対応することも考えますという答弁だったと理解していいんですか。

○内海総務部長

なかなか、今の時点でお答えづらい回答かと思えます。やはり施設管理につきましては、多賀城市が保有している公共施設全体でいろんなスケジュールを立てておるところでございます。確実にそういった形で財源手当がされるというふうな見込みが立てば、それらの時間が多少変わってくる可能性はあるかと思えますけれども、なかなかそれらが確定されていない状況の中で明確なお答えはできませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○藤原委員

必ず近い将来やんなきゃいけない事業についてはね、地域元気臨時交付金に組み込んでいったほうがいいというのが私の理解ですよ。ただ、地方単独事業については枠組みにはならないと。だから、補助事業の自己負担分が配分される枠組みになっていくと。例えば、学校について、城南小学校とかの増築とかあると、プールの改修とかあると、そういうものにつ

いては自己負担分がいわゆる地域の元気臨時交付金の配分枠になっていくと。その配分枠が確定した後については、まさにこういう地方単独事業について、それについては幾ら充当してもいいですよと、それが地域の元気臨時交付金なんです。だから、これは大いに活用していただいて、いずれやらなきゃいけないんだから、これは必ず。しかも、今だってもう「何で施設は立派なのにエレベーターないの」という声があちこちから聞こえているわけですから、私はこれはぜひ26年度なんて言うてないで、早めていただきたいなということに改めてお願いをしておきたいと思います。

次に、14ページ、15ページの文書費に関連をしてお尋ねをしたいと思います。

今、多賀城市は、市史編さん室は解体をしてございます。将来の立場に立って、あの時期の公文書がさっぱりないというようなことになりはしないかと、ちょっと心配をしてるんですが、現在はどの部署が責任を持っていわゆる公文書の保存を指定し、保存をしているのかということなんですけれども、お答えいただきたいと思います。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

公文書全般に関しましては、現在総務部総務課のほうで管理をさせていただいております。

○藤原委員

いや、だからそれはね、現在使っている、現在必要な公文書についてはそうだということでしょう、ね。今、各地で公文書館とかつくってですね、いわゆる仕事で使わなくなった公文書をその公文書館のほうに移して保存管理をするというふうな作業をずっとやられてますよ。多賀城ではそういうことをやってるのかということ。あるいは、そういうことは必要ないというふうに思っているのかということ。お答えください。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

日々公文書はふえてまいりますけれども、例えば過去のもの、かなり古いものから、今現在地下書庫、この建物の地下書庫で管理はさせていただいておりますけれども、今現在先進的な自治体では公文書館のようなもの建設して、そちらのほうに文書のほう移しておるといようなことは承知しておりますけれども、本市においてはまだそういった構想は立てておりませんので、国のほうでは公文書管理法という法律に基づいての管理も始まっておりますので、適正な管理、今現在もですね、当然保存年限に応じて、保存年限が決まっておりますので、保存年限が1年のものから永年保存のものまで公文書区分しておりますので、それらについては、長く保存する文書に関しては、現時点で適正な管理をさせていただいております。

○藤原委員

役所はでしょう。役所が仕事で使う文書を適切にというか、厳重に管理するのはね、これは当然のことなんです。公文書館というものはどういうものかということ、いわゆる役所が仕事で使わなくなった公文書について、将来歴史的な文書として重要になるかどうかという判断をして、いらなくなった文書について、これは公文書館で保存しましょうと、いやこれは廃棄しましょうと、そういう取捨選択というか、仕分けというかね、それをやって、やは

りこれは多賀城市との歴史をきちんと保存していく上では重要だというふうに判断したもののについて公文書館に移すという、そういうことをやっているわけですよ。多賀城では実際上はそれをやっていないということですよ。要するに、仕事で使う公文書についてはもちろんきちんとそれは管理しないとんでもないことになるのでやっているけれども、それはやられてないということですよ。要するに、必要でないとかという話なんです。そろそろ必要じゃないのかと、歴史都市なんだから、多賀城は。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

藤原委員御指摘のように、現在は、現在決めております庁内の文書管理のルールに基づいて必要年数を保管してございます。保存年月数が到来した公文書に関しましては、これもまた廃棄の際の適切な方法で廃棄をさせていただいております。

○藤原委員

いや、私さ、そういうことを聞いてるんじゃないよな。いいですか、保存年限が決まっているのはね、保存するの当然なんだよ、これはね。役場だって、市役所だって、それは保存するの当然なんです。今、私が提起してるのは、いわゆる保存年限が切れましてと。それを単純になげちゃっていいのかどうかとね。それを、これは歴史的に重要な、将来歴史的に重要な文書になるというふうに判断したもののについては、仕事としての文書は寿命が終わったけれども、今度は歴史を物語るものとしての文書として、今度仕分けをして、そちらのほうに移して管理していくということがやられてるということを今私言ってるんですよ。そういうことをやってるのかということなんです。やってないんでしょう。やってなければそれをやる必要性を感じてないのかどうかということなんです。

○内海総務部長

完璧な形ではありませんけれども、毎年文書の廃棄処理というのをやるわけなんです。保存年限に到達した文書に関しては、機械的に必ずしも廃棄をしてしまうということではなくて、その辺の取舍選択をして廃棄の処分をするというふうな形にはなっておりますけれども、それが体系的に、将来にわたって保存すべきかどうかというふうな、いわゆるその基準を定めた形で、秩序を持った形ではやられておりません。ただいま御指摘のように、それらに当たる文書がどういった内容で、どういったものをというふうな形の部分につきましては、なべて統一したルールが必要になろうかと思っておりますので、その辺に関しましてはちょっと研究してまいりたいというふうに思っております。

○藤原委員

これはね、ぜひ早急に着手してほしいと思うんですね。あの時期の資料がさっぱり残っていないと。将来、市史50年史を書こうと思ったら、あの時期の文書がさっぱりないとかね、というようなことになりかねないですよ。共産党の市議団としては、何年前だったか寒川の図書館に行ってまいりました。寒川の図書館確か5階建てでしたけれども、確か4階だかを公文書館にしていましたね。公文書館の館長はね、寒川町で町ですから、総務課長が公文書館の館長も兼ねておりました。私はまあ、これは極めて重要なことだと思うので、今総務部

の部長からも回答ありましたが、早急に基準を明確にして、歴史文化都市らしい公文書の保存管理をやっていただきたいと思います。

次に、19ページの太陽光発電なんですが、これは、条例の質疑のときにですかね、何か質問したような気がするんですが、学校の校舎に太陽光の発電施設を次々と設置していきますよということですね。体育館についてはどう考えてるんですかと聞いたら、何十キロワット以上は事業者になるのでできないような話だったんです。それで、そんなに面倒でない話であれば、私は事業者取得もしたらいいんじゃないかと。それでね、総合体育館についても、プールについても、プールは一応あるんだけど働いているかどうかよく分らないんだけど、そういう大きな屋根の公共施設にどんどん設置して、というように太陽光発電やったらいいんじゃないかというように思っているんですが、その大きな屋根について、太陽光発電ができない理由を再度明確に御説明いただきたいと思います。

○阿部管財課長

先日の基金条例設置の際に、50キロワットを基準として自家用電気工作物に該当するかどうかの判断で、50キロワット未満を原則として考えているという説明をさせていただきました。実は、原則としてというのはあくまでも原則でして、太陽光パネルの場合は、かなり重量がかさむものですから、既存の施設につけるとなると、当然構造計算等にも影響を与えることとなります。今現在計画している施設の容量につきましては、文化センターが2カ年計画で、最大限努力して50キロを超えるものとして今現在可能ですので、そちらは計画しております。また、本制度は、国、県の基金に基づき設置する事業でありまして、多賀城市に配分される枠等も限度があります。その中でできるだけランニングコストとか、メンテナンス等々を考えた結果、先日のような答弁とさせていただきました。

○藤原委員

ということは、やろうと思えばできるということですか。その構造計算でクリアできたら、やろうと思えばできるんだと。ただ、補助があるかどうかの問題だということですか。いや、私はこれはね、原発がこういう状況になっている中でね、極めて重要な課題だと思っているんですよ。だから、これはもう少し丁寧な答弁をいただきたいと思うんですが。

○阿部管財課長

端的に話せば、やろうと思えばできることではあります。ただし、先ほど話しましたように、50キロを超えることによる新たな負担等も考えられるものですから、原則50キロ未満でもって設計をして、その後、物理的なものとか、財源的なもの、可能な部分についてはいずれ増設してでも容量というのはふやす必要性はあると考えております。

○藤原委員

だからね、ちょっと抽象的なんだけど、例えば新たな負担というのは例えばどういうのが考えられるんですか。

○阿部管財課長

50キロワット以上になりますと、例えば高圧充電してないところにつきましては、自家用

電気工作物、法の位置づけが変わってきます。具体的には、保安規定の設置とか、あと容量によっては外部委託をしなければならないとか、新たな負担というのは、その辺が新たな負担と考えられるものです。

○藤原委員

要するに、そういう資格を持った人を置かなければいけなくなるということだね。そうするとね。まあ、わかりました。ちょっとこの問題、時間あんまり使うの申しわけないので。重要な課題として勉強していきますので、お邪魔したら丁寧に教えてください。以上です。

○米澤委員

65 ページの認可外保育所の運営補助事業なんですけれども、先ほど来皆さんの中で、保育園に関する待機児童解消について等がありました。私、こちら、今回の議会の中で阿部委員がちょっと質問した中で、市町村振興総合補助金充前一覧、事業一覧ということでしたので、この中に認可保育所で行っている障害児保育事業に対して、保育現場の充実を図るための補助金を交付しているということが中に入っているんですが、これは認可外保育園には適用にならないのかどうかという。たしか少数人数で認可外保育にも障害児がいらっしやるんですけれども……。スイッチが入っていませんよね。（「俺のには入ってるよ」の声あり）大丈夫ですか。聞こえましたでしょうか。今の質問内容なんですけれども、もう一回お話ししたほうがよろしいですか。

こちらの、今、補助金の充前一覧表をちょっと手元に持ってるんですが、認可外保育園でも実際に今障害児はいらっしやる場所がありますよね。それで、それに対しての補助金、いわゆる補助の対象にはならないのかどうかということなんです。

○但木こども福祉課長

これは市からの補助ということでよろしいでしょうか。県の補助ということですか。

○米澤委員

実際に言えば、現在こちらの場合は、市町村振興総合補助金充前一覧表の中には、認可保育所で行っているところには障害児保育の補助金というのは充当されてますよね。ですけれども、現在、今、認可外保育にも確か数名の幼児がいらっしやるはずなんです、それに対しては適用にはならないのですかという質問に当たるんですけれども。

○但木こども福祉課長

その辺はちょっと私どもで承知はしてございません。

○米澤委員

市町村振興総合補助金メニューの一覧の中に入ってるんですね。この裏面を阿部委員がちょっと質問されて、この一覧表をいただいたんですけれども、この中に記載されている事項で、認可保育園には適用になっているけれども、認可外保育園のほうには適用にならないのかという私の質問になるんですが。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

そちらのほうにつきましては、ちょっと詳細につきましては確認をさせていただきたいと

思います。現状では認可保育所に対して適用してございます。

○米澤委員

先ほど来ありましたけれども、やはり差別じゃないですけど、やっぱり多賀城の園児たち、子供たちが通っている保育園でもあります。太陽の家に入れたくてもやっぱり 2 時までだということがあって、なかなか働いている保護者の皆さんにとっては、そういう認可外でもやっぱり預けて、それじゃないと仕事ができない状況に今あるということも切実な願いもありますので、ぜひ検討していただきたいこと。

それから、もう 1 点が、そういう認可外保育であっても、保育士のためのスキルアップのためにも、そういった研修があるはずですよ。障害児の研修、そういった中にも一緒に入れていただければなと思いますので、その辺後で詳細がわかりましたらお願いしたいと思います。以上でございます。

○柳原委員

6 の 39 ページの自動交付機と 64、65 ページの保育所運営についてお伺いします。

自動交付機なんですけれども、多賀城駅にですね、今度観光案内所ができるということで、その場合、そちらにも自動交付機を設置するというお考えはあるんでしょうか。

○鈴木市民課長

自動交付機についてでございますけれども、自動交付機については、22 年、震災前までは 4 台、震災以降については 3 台設置してございます。その現在の自動交付機は、平成 22 年の 12 月から 28 年の 11 月まで、6 年間のリースで設置しておりますけれども、現在、自動交付機の増設ではなくて、このリース切れに合わせまして、土日、祝祭日、それから朝早い時間から夜遅くの時間まで、市内、市外を問わずに諸証明の交付が受けられるコンビニエンスの交付ですね、コンビニの交付のほうに切りかえたいということで、現在検討中でございますので、自動交付機を今設置するということでは考えてございません。

○柳原委員

私は、自動交付機の話をお聞きしようと思ったんですけども、その先のリース切れの以降のことまで説明していただきましてありがとうございます。コンビニで収納、住民票とか取れるようになると、住民としては便利かなと思うんですけども、その反面、個人情報保護の問題とか、いろいろあると思いますので、それは私もこれから勉強していきたいと思えます。

次の問題に移ります。64、65 ページの保育所の件でございますが、この間ですね、認可保育所が下馬と新田、高橋と 3 カ所新設されたり、一時保育も始まりまして、病後児保育もできるようになったと。あと、保育所の定員も今ふえたということで、一定、子育て支援については努力をしていただいたということで、これは大変評価をしているんですけども、問題は保育所がふえてもそれを上回るスピードで保育需要が増加をしているという点だと思うんですけども、これは、東京都でアンケートをとった結果があるんですけども、自治体に望む子育て支援で一番重要なものは何ですかというアンケートをとったとこ

ろ、やはり保育所ですね、認可保育所をつくってほしいという要望が大体一番多かったという結果が出ております。保育所の待機児童を解消する上で、私は認可保育所をもっとふやすのが一番重要だと考えているんですけども、その認可保育所をふやしていくことの重要性についてどのようにお考えかと、お聞きしたいと思います。

○但木こども福祉課長

待機児童が多い現状の中におきましては、その受け皿をつくるということはやっぱり一番重要な課題ではないかなというふうに思いますけれども、認可保育所となれば公立、あるいは私立というふうな形になりますけれども、公立ということからしますとなかなか難しい問題もございますので、そういった将来的には少子化に向かうというふうな現状の中での施設の整備というものがどうあるべきなのか、その辺が施設整備に当たっての大きな課題ではないかなというふうに思いますが、待機児童の解消に向けては有効な方法だろうというふうに認識しております。

○柳原委員

民間保育所建設に安心こども基金というのがございますけれども、これはまだ何年ぐらいまで使えるというものなんでしょうか。

○但木こども福祉課長

今の現状としては平成 25 年度までというふうな情報しか持ってございません。

○柳原委員

今一番保育の待機児童が増加してるのはやはり西部地区だと思うんですが、例えば西部地区で見ますと、新田、高橋、浮島方面には保育所があると。今足りないのが山王駅周辺に保育所がございません。例えばその山王駅周辺に民間保育所を誘致するような努力というのは市のほうでは考えていますでしょうか。

○但木こども福祉課長

2 月 1 日現在の待機児童者数が、全ての待機を含めまして大体 123 名ございますけれども、確かにまだ西部地区での待機児童者数は多うございますけれども、昨年以降の状況からしますと、市内全域に待機児童が分散しているというふうな状況でございまして、そういった状況からしますと、一概に 1 つの地区を限定してのというふうなことでの動きはしてございません。

○柳原委員

先ほど、神奈川県横浜市なんかでも待機児童ゼロを目指してことしの 4 月ぐらいには待機児童ゼロにするんだというふうなことを市長が表明して、実現しそうだというニュースもあるんですけども、横浜市の経験なんかでは、やはり認可保育所もどんどんつくっていくけれども、それ以外にもいろんな一時預かりだとか、緊急保育ですとか、あるいは保育ママとかというのも補完的にできることはもうあらゆることをやっていくと。一番大事なのは一人一人の親御さんの状況を職員がよくつかんで、丁寧に相談に乗ってあげて、近くに企業内保育所だったり、無認可保育所だったり、そういうのも含めて丁寧に対応していくこと

が大事だというふうなことが書いてありました。昨年の 8 月に子ども・子育ての新システム関連の法案が国会で採択をされましたけれども、この新システムが本市に導入されるのは何年ぐらいになるんでしょうか。

○但木こども福祉課長

新たな子ども・子育て制度の実施につきましては、国では平成 27 年度のスタートということで計画がございまして、それに向けましては市町村のほうでも事前にニーズ調査であったり、市町村の事業計画を策定するというふうな作業が出てまいりますので、私どもとしましては、国の、国でも子ども・子育て会議というものを設置をしながら、今後の方針的なものを決定していくようですので、それらの動向を踏まえながら、ニーズ調査なり、事業計画の策定というものを進めていきたいというふうに考えております。

○柳原委員

まだ新システム導入までには少し時間があるんですけれども、これが本格導入されるようになると、保育の基準なんかもそれぞれの自治体での裁量で決められる部分も出てくると思います。そういった場合に保育基準を例えば引き下げて、1 つの部屋にたくさん人数を入れるというようなことも制度的には可能になるわけなんですけれども、そういう保育基準を引き下げるということはあってはならないと思うんですが、こういう新制度が導入された場合に、そういう保育士基準は現在のよりも落とさないということが大事だと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○但木こども福祉課長

今の現状からいたしますと、保育基準につきましては、県の条例で定めるというふうになってございますので、その基準に従うというふうなことになろうかと思えます。

○柳原委員

今の答えですと県の基準に従うということですが、ぜひ、自治体独自でもそういう基準を引き下げないようにぜひ頑張ってくださいと思うんですが。

あと、保育関係で次の質問に移らせていただきます。無認可保育所の件なんですけれども、今震災後、認可保育所と無認可保育所も含めまして、市で震災のときの対応がどうだったのか、防災がどうだったのかという聞き取り調査を行ったということなんですけれども、その中で、防災無線の戸別受信機を設置してほしいという要望が出されたそうです。それで、現在、認可保育所には無線機が設置されたけども、無認可保育所にはまだ設置されていないということをお聞きしたんですが、無認可保育所にもこの戸別受信機を設置するという予定はあるんでしょうか。

○角田交通防災課長

当初、防災無線同報系設置の際に、あわせて戸別受信機 60 台を購入しまして、主に公的なところですね、学校、公共施設等に配布しました。そんな中で、民間の私立保育所のほうにもぜひこういう理由があるので設置してほしいということがございました。それで、こちらの交通防災課として勘案しまして、合わせて台数が間にあったものですから設置させてい

いただきました。今、追加で購入して、それに対応できるかどうか検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○柳原委員

今、検討していきたいということで、前向きな答弁だったというふうに理解しておきたいと思います。終わります。

○伏谷委員

2点質問させていただきます。

1点は、73ページ、子ども医療費助成事業と、それから69ページの太陽の家についてでございます。子ども医療費の拡充分につきましては、説明会あったときに確か藤原委員がこの予算の捻出は相当大変だろうというふうなことで、どのようにしていくという話をしたように記憶しております。その中で、いろんな事業の見直し、検討を図りたいということでの答弁をいただいたんですが、この予算でそういったところが見えるようなポイントというのがあるかどうか確認したいんですけども。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

特にこの部分にあらわれているというものはございません。全体的に絞りをかけたということになります。

○伏谷委員

恐らく、何を減らして、何を削ってというところというのが非常に難しいなというふうに察します。いろいろな考え方あると思うんですけども、例えば車つくるにしても、全体がいろんなところを1つずつパーツをダウンサイジングして、小さくしながら機能を高めていくということが、今企業の考えるものづくりだそうでございます。やはり、既存であったものをへらすということができないようであれば、予算の決め方というのもそういうふうに全体的なところの落とし方をしていかないと、なかなかこういうふうな予算化できないのかなというふうに感じて質問させていただいたんですが、ここについてはやはりそれ相当の大変な部分があったというふうに藤原委員もやっぱり思ってあれだけのことをおっしゃってるということが、非常にあのときに感じたものですから今質問させていただいたんですけども、やはり今後、事業の見直しという部分についてのところは、非常にポイント高くなってくると思うんですが、例えばこの後にちょっと質問したいことがあったので、この款ではその質問はできないんですけども、そういったところの全般的なところで見直すということについては評価をするものでございます。

次に、太陽の家についてでございますが、太陽の家は、新体制のほうに事業が移行するということでございます。そのときの障害児の今までの保育の受け皿はどのようになさっていくのかについてうかがいたいと思います。

○渡辺社会福祉課長補佐

新体制の移行につきましては、昨年の11月に議員の皆様にご説明した方向性をもって現在進めているところでございます。障害児の受け皿といたしましては、1つには、通所事業、

今太陽の家で現在やっているような通所事業が1つございます。定員の考え方については、今いろいろと検討をしているところです。あと、もう一つ、今おひさま広場ということで、母子通園、お母さんと子どもさんいっしょに通園している母子通園事業もございますけれども、そちらのほうも制度の中で実施していきたいなと考えております。

○伏谷委員

現行で十分な保育ができているということが、その今の説明の中で今後充当できていくということが何よりもというふうに思いますので、ぜひその辺のところはしっかりとよろしくお願い申し上げます。

○深谷委員長

それでは、1款から3款までの質疑を終了いたします。

ここで、休憩といたします。

再開は40分。

午後2時25分 休憩

---

午後2時40分 開議

● 第4款衛生費～第7款商工費

○深谷委員長

それでは、次に、第4款衛生費から第7款商工費までの質疑を行います。

ここで皆様に申し上げます。質問者並びに答弁者の皆様は、より簡潔に御発言をお願いします。

○佐藤委員

109ページの被災者事業再建支援事業のところは何いいます。一般質問をさせていただきました。とんでもなくちぐはぐなやり取りになってしまって、私の質問通告もちょっとミスっちゃったかなという思いでいたんですが、再度ここでやらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。私の問題意識は、50万円からの人々に支援をしていると、今独自の支援があると市長は答弁でおっしゃいましたが、それ以下の人たちに対してどう手を打つのかということをお尋ねしたつもりだったんです。私の質問の趣旨がうまく伝わらなくて、かみ合わなかったという点では大変反省しておりますけれども、改めて伺いたいと思います。50万円以上の人たちはまあそれなりにお金を使って、業者も使って頑張って直した人たちも確かにあって、そういう人たちも120件だか何件だか受け付けてるというお話を市長はしていらっしゃいましたけれども、50万円以下は全く手弁当、手弁当というか、自分たち家族だけで直して再建にこぎつけたという人たちがたくさんいるというところで、そういう人たちをどのように支援をしていくのかということがこれからの大きな問題になってくるというふうに思うんですね。今、そういう人たちは本当に自助努力で頑張って再建してお店を何とか再開して、頑張っていますよ。一般質問でも紹介しましたけれども、ある洋装店の奥さんは、商品全部流されてしまったけれども、何とか頑張って仕入れもして、新しくお店も装丁もして、それで再開したらば御近所の全く今まで縁のなかったお年寄りの

方たちが3人か4人入ってきて、「よかったね」って、「ここ再開してうんとうれしい」と、「きれいな洋服なんかがたくさん見れてね、うれしいんだよ」というような声をかけてくれて、それが一番励みになったってその人はおっしゃってました。そういう意味では多賀城のまちづくりに欠かせない役割もそういう方たちは果たしているわけで、そういう方たちに、今再建している人たち、それからこれから再建、何とか思いなおして再建しようと思ってる人たちにどのように手を打っていくのかということをお聞きしたかったんです。ですから、その点で改めて50万円以下、10万円か二、三十万円しかかかってないけれども、業者に頼めばもっとお金かかるんですよ。しかしお金なくて自分たちで何とかやって流されたものを拾ってきて、きれいに洗って、椅子も洗って、毎日、毎日洗って、泥出して乾かして、3カ月ぐらいかかってやっと11月ごろに再開したというような人たちがいる、そういう人たちが何件いるのか、それを調べてほしいという思いと、そういう人たちが今再建して、どのように頑張っているのかというあたりをきちんとつかむ必要があるというふうに思って質問をさせていただいたんですが、改めて御答弁をお願いいたします。

○伊藤市民経済部長

ただいまの本市の被災事業者支援補助事業についてお答えいたします。補助の下限を50万からもう少し水準を下げたらいいんじゃないかと。いわゆる補助の対象枠を拡大してほしいというような、そういった趣旨の御質問かと存じますが、本市においては施設、あるいは設備の復旧に50万円の費用を要した事業者ということで、これは全ての事業者を対象としております。それから、また、本市においては、その対象範囲は全業種を対象といたしております。この制度につきましては、一昨年震災の年の11月からスタートをし、議員各位の御理解をいただいて、他の公的支援補助等、受給しなかったいわゆる光の当たらないはざまにある人と言いますか、はざまにある事業者を支援するという趣旨でこの補助制度の制度をスイッチしたわけでありまして、50万円以下の対象者の拡大ということについては、結論から申し上げますと、端的に申し上げますと、今のところ拡大は考えておりません。以上でございます。

○佐藤委員

考えてないと、一言でいえばそういうことなんですけど、石巻では50万円を30万円に引き上げたようであります。30万円でもいろんなことが言われているようでございますけれども、この間県の復興委員会の人たちと、ちょっと議会と交流がありました。そのときにもその問題意識をちょっと県のほうに話しましたらば、県でもそこは引き下げていきたいというふうなことで、委員会でも今から頑張りたいというようなお話もしていらっしやいましたけれども、やっぱりそこから何とか意識を変えていただかないと、大きく構えている部分はあらかた終わったと思うんですね。そこから漏れた人たちをどのように、頑張っている人たちを救済していくかというのは、これから本当にきめ細かいサービスが必要になるかと思うんです。使い勝手のいい交付金も来そうでございますので、改めてそこに光を当てるということは大事な事業になると思うんですよ。一人一人のお店の人たちに力を貸してあ

げる、背中を押してあげるという点ではうんと大事な事業に、満身に 10 万円か 20 万円かかったかも、とにかくやりくりして 20 万円ぐらいでおさめた人たちに対して、いくばくかの気持ちをさし上げるという点ではね、これ大事な施策だと思うんですが、今考えていないとおっしゃいましたけど、多分議会の側の議員のほうも、いろんなそういう状況を抱えてるとおもいますよ。皆さん方でも行った先、出入りしている商店やら、飲食店やら、お店屋さんで、そういう人たちたくさんいると思うんですよ、聞いている部分ではね。知っているところでは。ですから、そういう方たちにぜひ被災にあわれて、今一生懸命頑張っていて、自分たちで努力をしながら再開している人たちに対して、今まで支援の対象にならなかった自営業者に対して、しっかりと応援をするという立場に立っていくことが大事ではないかと改めて思うんですけれども「ありません」という返事はちょっと納得できないですね。

○伊藤市民経済部長

まず、2 つの観点での質問だったかと思います。

まず、第 1 点は、宮城県の地域商業等事業再開支援補助金について、宮城県においてはその補助率、今 200 万円以上ということ、対象事業ですね、それを拡大する動きがあるという、ただいま委員の御紹介だったようですが、これについて私どものほうで宮城県に確認したところ、現在のところ 200 万円未満の事業者を対象とする動きはないということで確認を得ております。

それから、2 点目の本市のこの被災事業者の支援事業の枠の拡大につきましては、これまでの実績を御紹介申し上げますと、本年 2 月 21 日現在、昨年 11 月の制度スタートから 2 月 21 日現在で合計 211 件の 2,030 万円の実績がございます。そのうち、いわゆる 10 万円の補助の上限ですけれども、いわゆる改修費用 100 万円以上ですね、10%で 10 万円頭打ちですから、10 万円の方が 188 件ということで、全体の 89%、約 9 割、90%は 100 万円以上の修繕とかあるいは設備の改修等々で支出しております、ちなみに 50 万円から 60 万円、補助金にしまして 5 万円台が 10 件ということでございます。これは約 5%、全体の。それから、6 万円から 9 万円、いわゆる補助対象経費が、修繕等が 60 万円から 90 万円が 13 件で、全体の 6.2%ということで、断然 90%は 100 万円以上超えている。例えば 1 例挙げますと、市内で飲食業、食堂等ですね、経営されている事業者の方被災しますと、当然大型冷蔵庫、業務用冷蔵庫、恐らく 30 万円から 50 万円ぐらいするのかなと思います。そういったことで、佐藤委員が 50 万円以下も対象とすべきであるというようなことにつきましては、心情的に理解はできますが、事業者として経営する規模から言いますと、この実績から言っても、最低 50 万円以上というのが妥当だろうということで、今のところ 50 万円未満については考えていないということで御理解をいただきたいと、このように存じております。

○佐藤委員

市長、そういうことでいいんですか。あのね、町の中は、その 50 万円以上をもらっているような人たちは結構資力がある方たちですよ。資力のない人たちが毎日暑い中掃除したり、

磨いたりして、何とか4カ月ぐらいかかって再開して、今なお現状で頑張っているという人たちに対して、ちょっと落ちついて気がついてみたら、手がいってなかったから、しかし支援していきましょうという立場に立つべきだというふうに私は思うんですが。

○菊地市長

今、市民経済部長から答弁あったように、今まで10万円以上もらった方が一番多かったということですね。だからそこから推測すると、それなりにやり方は正しかったのかなというふうに思いますけれども、佐藤議員おっしゃったように、これは光の当たらない方に少しでもあげたいという気持ちはないわけではございません。でも、やっぱりある程度基準をつくっておかないとこういうものに関してはいけないということでございますから、ただ、今度復興交付金で30億6,250万円、これの8割が最初に来るわけでございますけれども、それとは別に復興基金ですか、7億幾らあるわけでございます、その中でどんなものができるかということですね、よくよく考えた上で、どういう手だてをやればもっと広く薄くできるかということも視野に入れながら、よくよく考えて、もしそういう手だてがあれば考えてみたいというふうには思っておりますけれども、基準としてはぜひ御理解をいただきたいというふうに思っています。

○佐藤委員

その一定の基準をクリアして、その時間がたって、たったときに考える今の状況なんです。ですから、多賀城市は震災直後に長期避難区域という概念を用いました。その津波被災地の人たちに対して、高層住宅に住んでいる人たちに対してもきちんと手当てをしました。そういう概念は確かにいろんな批判はありましたけれども、それはそれで、一定よかったのかなというふうに思います。そういうところでいろんなことを考え出してやってきているわけですから、今大きく構えて落ちついたところで、今頑張っている小さい零細の、本当に夫婦とか、親子で働いているような人たちに対して、何の支援もない人たち、店は津波にあったけど、自宅高台にあって大丈夫だったとかね、そういう人たちに何の恩恵もないわけですよ。そういう人たちが今なお多賀城で生業として頑張っているということでは、やっぱりそれは一定の気持ちをあらわすべきだと私は思います。ですから、交付金が来た時点で考えるとおっしゃいましたけど、ぜひ頭を中心に据えて手を打っていただきたいというふうに思いますので、再度御返事をいただいて終わります。

○菊地市長

ですから、市のほうである程度基準を決めないと、誰でも彼でもおあげするというわけにはいきませんので、それはある程度の基準を決めて、どこまでがいいのかということも斟酌しながら今後考えていきたいというふうに思っております。

○阿部委員

111ページの観光振興の件ですけれども、下のほうにございます仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会負担金、これ40万円と予算化されております。この推進協議会の自治体の会員ということで、本市は加入をしているんですけれども、この協議会に対しまして、本市

はどのような、費用対効果じゃありませんが、この40万円という予算化しておりますけれども、本市との連携のあり方とか、あるいはこの協議会が本市にとってメリットになるようなところがあるのかどうかお伺いいたします。

○菊田商工観光課長

まず、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会、昨年度よりも60万円ほど減になっております。このキャンペーンについては、御存じのとおり、4月からDCキャンペーンというのが始まりますけれども、その中で各市町村がお互いの観光という題材をより県外に知らせていくということのキャンペーンでございます。これは、多賀城市が単独でやるということではなくて、宮城県が一本化して、宮城県一本で全国に提示をしましてやっていくということになりますので、ここに負担金を毎年お支払いはしておりますけれども、それが多賀城市にとってはこの負担金以上の効果はあるんじゃないかと、私は思っております。

○阿部委員

効果があるんじゃないかということで、課長の答弁でございますが、ここのホームページ、課長もごらんになっていらっしゃると思いますが、私も一般質問でやりましたが、このホームページでイベント情報がございまして。本市は商工観光課のほうで把握している平成24年度の事業は11事業あるうち、2つの事業しか載っていないんですね、このホームページには。このDCのホームページには。要するに発信されていないんです、なかなかその本市のイベントが反映されていないということありますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○菊田商工観光課長

前に、一般質問のときにお話あったと思うんですけども、このホームページ作成、実は今現在、観光協会としましてホームページのリニューアルをしております。DCのホームページですか。済みません。実は、今観光協会のほうのホームページはリニューアルしております。それで、そういうことも含めて、委員おっしゃったような内容を、今度はホームページの前面に全部出す予定になっております。多賀城のイベント情報は必ず前のほうに出ることになりますので、2つとか1つということじゃなくて、これからは月ごと、あるいはイベントの大きいものは必ず出すようにということで、今修正をしている最中でございます。

○阿部委員

仙台・宮城観光、このDCキャンペーンの事務局に対して、本市はどのように多賀城市の観光PRを働きかけていくのかという質問でございます。

○菊田商工観光課長

確かに歴史がある市町村に比べればまだまだ少ないということでもありますので、機会があるごとに私のほうも事務局として1つ、2つのイベントじゃなくて、あるものは全部、いつもですけれども、あるものについては全部載せてほしいと。ただ、枠がある程度決まっているものですから、その中で事務局のほうで、本部のほうになりますけれども、そちらのほ

うで削られているというのが現状ですけれども、こちらのほうでは要望は全部出しております。

○阿部委員

何かちょっと答弁がかみ合っていないような感じなので、これで終わりにしますけれども、先ほど多賀城市の観光協会のホームページのお話がありましたけれども、リニューアルという話は私も承知しております。今現在、観光協会のホームページ、どのような状況になっているのでしょうか。

○菊田商工観光課長

前に指摘がありました、数年前の資料とか、それは一切今閲覧できないような状態にしております。それで、最低限だけ今載せております。

○阿部委員

私も朝確認しまして、昼休みも確認しましたが、その最低限というのが、お知らせだけですね、載ってるのが。歴史とか、多賀城のガイドマップ、あるいはさまざまな文学の部分も全て削除になっている状態です。見ることができない状態になっております。多賀城市の DC がこれから、来月から始まるというときに、いろんな方が多賀城市の観光についてアクセスをしようとしてるんですね。ところが、多賀城市のホームページは、御存じのとおりトップページで多賀城市の観光というのがあります。トップページありますね。それをクリックするとどうなるかと言いますと、一般質問でも申し上げましたが、観光協会リンクしか入っていないんですね、本市の観光のホームページはですね。そして、観光協会のほうにいきますと、何も見ることはできないと、今こういう状況ですけれども、間もなくリニューアルということでございますが、このままの状態で放置しててよろしいんですか。4月から、来月からもう DC が始まるという状況で、市長はこの観光事業に「活力あるタイムリーなイベントだ」と、この DC、このように市長が答弁しておりますし、「積極的に本市のアピールをしてみたい」と、このような一般質問の答弁でございましたが、このような状況でよろしいのでしょうか。

○伊藤市民経済部長

先般の阿部委員の一般質問において、本市の観光協会のホームページが更新されていなかったということ、大変私自身も恥ずかしくなっていました。直ちに担当の職員のほうに指示して、現在テロップを流していると言いますか、今作成中ということで、フリーズと言いますか、凍結の状態にしております。これについては、本市と観光協会とが連携をして、昨年から更新のためにタイムリーに情報を、常にランダムに提供できるような環境を構築しようということで進めてまいりまして、来月4月から DC が本格的に展開されるわけがありますことから、今月中、3月中までにはきちっと体制を固めて、ホームページのほうに掲載する予定でございました。まあ、これは今までですと民間委託の会社のほうに委託をいたしまして、年2回の更新、6カ月に1回ずつの更新ということでの委託契約だったものですから、情報がもう古いやつではもう6カ月前の情報がそのまま残ってしまうというこ

とで、それらも解消しようということで、観光協会の理事会等々でお話をしまして、常に新しい情報を発信しようということでの環境、今月までに立ち上がるということ今製作を進めておるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それからもう1点なんですが、先ほどのDCの効果というようなことの御質問でございましたけれども、本市においては昨年来、このDCについての参画、実は伊達なバスの旅ということで、こちら委員も御存じかと思いますが、これについては、旅して泊って宮城を元気にしようということで、ふたたび宮城キャンペーンということで、これにはバスのツアーなんですけれども、これに本市もエントリーしました。何とかこれに参画させていただきたいということで、バスツアーですね。これは、隣の塩竈と、松島町と連携をして、奥の細道、芭蕉の足跡を探る旅というようなタイトルで応募したんですが、残念ながら不採択となったというようなことで、すごく残念無念なんですけれども、そういった努力はして頑張ったということだけは御理解いただきたいということで、これは来月から向こう6月まで3カ月間の期間ですから、皆さんどうぞこのバッチつけておられない議員も、職員もおられるようですから、ぜひともつけて頑張りたいと思います。よろしくをお願いします。

○阿部委員

残念ながら不採択ということで、取り組みに対しましては、頑張っているところは敬意を表するところでございます。観光協会のホームページですね、リニューアルを待たずに、古いところは削除して構わないんですけど、既に多賀城の歴史とか、あるいは多賀城のガイドマップとか、そちらは速やかにアップしたほうがよろしいのかなと。リニューアルはリニューアルで大変楽しみにお待ちしておりますので、今、多賀城の観光が全く見られないという状況です。今、現状がですね。これはいち早く直していただきたいなと、このように要望させていただきます。以上でございます。

○竹谷委員

この項目6点ぐらいあるんですが、最初3点に絞って再質問させていただきます。

81ページの関係なんですけど、ここは健康課のいろいろな検診も含めて、多賀城市の事業の内容が新年度予算として計上されております。基本的な事をお聞きしたいんですが、この事業は多賀城市の市民の定着を図るためにも大変重要な事業ではないかというふうに私は見えております。特に、先ほども保育所の問題で申し上げましたけれども、若い方々の定着をするためにも、妊婦事業とか、1歳児、6カ月事業というのは大変重要な政策ではないかというふうに思っているんですが、そういう事業だという具合に捉えておいてよろしいのか。

○長田健康課長

健康課の事業のほうにつきましては、市民の健康を守るためというふうな部分で行っている事業であります。委員御指摘のように、若い方々への定着の事業も含まれるものと考えております。

○竹谷委員

そうであると、他の市町村と同一的な事業の展開であれば、多賀城市の事業に魅力がないと

いう具合に私は見るんですけども、そういう観点から25年度で他市町と比べて、多賀城はこういうところに特質があるんだというものがありましたら御紹介願いたい。

○長田健康課長

委員御指摘のような多賀城市独自と言われると、ちょっとあんまり見つからないのかなというふうな感じで思っております。

○竹谷委員

見つからないんじゃないかと、先ほど私は、人口の定着化、これからの増というものを考えれば、この事業は政策的にも大変重要ではないかという具合に質問いたしました。回答としてはそのとおりだということであれば、少なくとも他の市町村と同一的な事業をやっても多賀城市の魅力がないということになってくるんじゃないのか。私は、そういう意味で、多賀城市の魅力の一つとして、こういう事業の特殊性を生かすということも大事ではないかというふうに見てるんですけども、そういうことは検討したことはないという具合に受け止めてよろしいんですか。

○長田健康課長

議員御指摘のような魅力あるものということで、多賀城市独自と言われると、ちょっと見つからないというような形になります。こちら、国の事業というふうなものを積極的に推進しております。なお、我々といたしましては、今後は現状の事業という部分の拡大というの、新規事業というの、なかなか難しい部分があります。財源的なものもありますので、多賀城市といたしましては、既存の事業の充実というような部分も図っていきたいなというふうな形で考えております。

○竹谷委員

それは、財源の問題は、鶏が先か卵が先かの論議になるからやりません。私は自主財源を今回の議会は特に、今後の多賀城の財政問題を考えて、中期の財政計画も出していただきました。この財政を、自主財源をふやすには、市民の定着、市民の人口をふやしていかなければいけない。ふえることによって市民税が徴収できる。その循環だと思うんですよ。そうしますと、隣の仙台市よりも、隣の七ヶ浜町よりも、隣の塩竈市よりも、やはり突出したものを掲げることが、こういう健康課の事業であっても大事な視点ではないかという具合に思ってるんですよ。その辺いかがでしょう、部長。

○鈴木保健福祉部長

今、竹谷委員のお話、特徴ある施策というふうなことで言えば、まさしくそういった考え方もあろうかと思えます。ただ、これまでも乳幼児医療の問題にもありますように、圏内でさまざまな市町村間の競争により、相当大きな、予算に大きなウエイトがかかってしまっているというふうなこともございます。基本的には塩竈医師会という2市3町の中で、できるだけ多くの方々に健康であってほしいということもありまして、課長会議その他でも、できる限り統一したような形でサービスの向上というふうなことについては議論しているところでございますが、決して突出して多賀城市が競争の原理をここに導入するというの、な

かなか一方では難しい問題もあろうかというふうに思いますので、受診率を高めるためのそれぞれの市町村の取り組みというふうなことで言えば、私たちも精一杯努力させていただいているつもりでありますので、御理解をいただければというふうに思います。

○竹谷委員

まあ、事務方ですから、もう既に御案内だと思いますが、25年度の各種検診の調査が私の家にも届きました。それを改めて見て、やはり多賀城がどこよりも自己負担が安いと、他よりもちょっと半分ぐらいたなというような、やっぱり仕組みをつくることが大事ではないのかという思いが出たもんですから。これは、ひとつの福祉政策の一環として、市民の健康を守ると同時に、多賀城ではこういう施策をしてるんだと。だから多賀城は他よりも住みやすいまちなんだという1つのアピールに使う原動力にもなるのではないのかという見方をしたもんですから、政策的なものでお聞きしてるわけでごさいます、まあ、今ここで質疑、何々をやるというわけにいかないと思いますけど、私は少なくとも現下の行政、少子化対策、高齢化、いろいろな問題がありますけれども、人口が減少の状況になってきております、全国的に。幸いに多賀城は6万2,000人をキープしております。これを6万3,000、6万4,000にふやしていくということは、市のそういういろいろな政策の結集だと私は思っております。そういう意味におきましては、この自己負担の問題についても、ある意味では軽減ということも含めて検討する余地があるのではないのかというふうに見てるんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

委員おっしゃるとおり、さまざまな形で多賀城市というまちは住みやすいまちだと。これは決して健康問題とか、乳幼児医療とか、高齢者問題ということだけではなくて、これまでも議論していただきましたように、交通体系の問題であるとか、さまざまな都市機能というふうなことで、その年代に応じたいわゆるサービスがきちんと行き届いている住みやすいまちというふうなものを我々も目指しているというふうなことでございまして、もちろん自己負担は少ないに越したことはないということはありますので、これまでもずっと内部では自己負担を幾らにしたらいいかということ、散々財政当局とも議論を進めいくところでごさいますので、今後も機会あるごとに検討してまいりたいというふうに思います。

○竹谷委員

ひとつ、卵が先か、鶏が先かという議論じゃなく、やはりそこにものを落としてもらって、歳入をふやしていただく手法をみずから求めていかなければいけない。その手法の1つとして、こういうものの個人負担金の問題も視野に入れて検討していくことが私は多賀城の財政経営からいっても大事ではないかという視点をもっております。ぜひ検討してみたいというふうに思います。それは答弁はいりません。

次に、97ページ、商工観光課のここの項目には、各種の補助金が出ております。これは既に課長のほうに質問するよということで局長を通して、お題は投げかけております。端的にお聞きしたいと思います。議長宛て、多分市長宛てにも来てるというふうに理解しております

すが、25年度の多賀城市建設職組合に対しての助成金の要望というのが市長のほうにも来ておられると思いますし、現課のほうにはこの要望書が届いているでしょうか。

○菊田商工観光課長

1月の末に届いております。

○竹谷委員

この要望書いただいて、どのように対応しようとお思いでしょうか。

○菊田商工観光課長

1月下旬に要望書がありましたので、新年度予算には反映はされておられません。しかしながら、多賀城市の建設職組合という、これまで2年間もこういった事業、組合ということを設定してまいりました経過もありましたので、県の緊急雇用事業を使うということで、現在県のほうに追加要望しております。

○竹谷委員

金額は幾らでしょうか。

○菊田商工観光課長

商工会のほうからは緊急雇用の事務職員人件費等というふうなお話を受けておりますので、私のほうとしては予算の枠がある分ということで、県のほうには要望はしております。

○竹谷委員

具体的に商工会からというか、この団体からは組合長宛てで推計予算で300万円市よりお願いしたいという、具体的に載っておりますが、これを要望しているという具合に捉えておいてよろしいのでしょうか。

○鈴木副市長

その要望を頂戴したときに、ちょっと市長が出張中で私が受けたものですから、私から御対応させていただきたいと思っておりますけれども、今竹谷委員から御質問のあった事項が、建設職組合の人たちが組織としてちゃんと組み立て上がるために事務局的なその組織をどうつくるかという課題が以前にありました。そこにちょうど先ほど言われました緊急雇用の制度が出てきたものですから、緊急雇用の制度を使って商工会議所の事務局を担う人を雇いあげたという、そういう結果になっています。ところが、その緊急雇用の制度が24年で終わるということになったものですから、建設職組合のほうからは、まだちょっと自立は難しいので、もう少し延ばしてくれという、そういう趣旨の御要望でございました。ですから、その要望の中には具体的な金額も書いてございますけれども、その建設職組合が求めているのは、従来どおり事務局を担う職員を、従来どおりそこに置いてほしいということが要望になってまいります。したがって、そのことに応える内容については、我々としては引き続き緊急雇用の枠の中でそれは対応できないかどうか、それは県のほうと折衝してまいります。一方では、商工会のほうとどう連携を組めるか。そしてその建設職組合をどう支援できるかというのも商工会のほうと協議を重ねるということで進めてまいりたいというふうに思っております。

○竹谷委員

私、具体にお聞きしたいのは、緊急雇用がもし枠の中で認められなかったらといった場合に、市として独自にこれに対する支援をしていくという気持ちがあるのかどうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○鈴木副市長

1つは、先ほど、今申しましたように、商工会と、いわゆる商工会の役割としての役割、協同ですね、両方の力を合わせてどうするかということもありますけれども、今現在は緊急雇用の枠を獲得するというこの前提で今組み立てておりますので、ちょっとまだ、もしとれなかったらという、ちょっとあんまりそういう場面は想定せずに、とにかくその採択を受けるという方向で今頑張っていきたいというふうに思っております。

○竹谷委員

採択を受けるように頑張っていくという。ただし、企業雇用の問題もそんなにそんなにバラ色ではないと。少なくとも相当厳しい状況があると思います。市も、これ重要な施策だから、その枠を使ってでもやっていこうという思いのようですので、ぜひ、それはないということは考えなくていいということ、考えないようにしましょう。もし、もし万が一のときは、ひとつ市である一定の体制を組んでやるんだという勢いで進めていただきたいと。そうでないという団体がなかなか動けない、動きが止まってしまうものですから、できるだけ明るい兆しを発信してやるということが復旧・復興事業においても大変重要ではないかというふうに思いますので、その辺副市長が一生懸命答弁しておりますので、副市長、そういう意味で頑張っていただきたいというふうに思いますが、よろしいですか。いいですね。にっこりしていいような顔ですので、多分私の意が通ったものだというぐあいに思いまして、私としては心明るく捉えておきたいというふうに思います。

101ページ、3のほ場整備支援委託、いわばほ場整備にかかわる問題について若干質問したいと思います。多賀城の農業の復興に向けたことで説明会がありました。具体にお聞きしたいと思います。この大区画ほ場整備をやった場合に、多賀城市としてのメリットはどのくらい、どのように考えているか。

○浦山農政課長

メリットと言いますか、これまで農政課におきましては、農業土木関係、過去平均しますと四、五千万円の農業用排水路の整備を行っております。今年度若干少ないんですけども、約3,000万円近くの工事やっておりますけれども、今回この大区画ほ場整備ということに取り組んだ状況なんですけれども、これまでも年四、五千万円の工事費をやってきたということで、コンクリート構造部におきましては、耐用年数と言いますか、約40年と言われております。そういう中で、毎年100メートル前後の短い距離をずっと整備しておりますが、このパターンでいけば、何十年も、50年も100年もかかる計算になります。耐用年数が40年ですので、40年やっても終わらない、また整備しなきゃいけないということで、いたちごっこになるんですけれども、そういうことも考えまして、今回多額の補助金を導入しまし

て、一気にやることによってそういう農業用排水路の工事の面で特にですけれども、財源的にはかなり経済効果があると思っております。

○竹谷委員

それは、市の農業、農地を維持管理するために必要な費用を申し上げたのではないかと、御回答したのではないかと。私は農家個人の実際が多賀城の個々のメリットはどうか。国の全体的な問題じゃなく、多賀城の個々の農家収入がどのように変化をして、その辺についてお聞きしたいと。当然ね、今おっしゃったことはやらなきゃいけない。1億円かな、補助金。何ぼだっけ。違うんだ、起債を含めると4億円ですよ、約。農家負担分は市で持つというんでしょう。この財源にしか当たらないんですよ。ですからそれは俺はメリットではないと思う。問題は、このことをやることによって多賀城の農業者の収入がどのように増大して、そこがメリットになってくるのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○浦山農政課長

失礼しました。1月にも説明会でちょっと申し上げましたけれども、現在、農家も高齢化が結構進んでおりまして、担い手もいないという現在でございます。その中で、昨年10月に意向調査をしました。その結果なんですけれども、ちょっと残念な結果が出ておるんですけれども、対象者490名に対しまして回収率が85%ということで、結構信用なる意向調査かなと私は思っております。その中で、一番ちょっと気になることがありまして、設問の中で今後の営農継続意向についてということでお聞きしました。その中で、1つ目に、拡大したい、農家を拡大したいという方が22人おりまして、5%でございます。2番目に、現在の営農規模を継続、今のままでいいよという方が160名ほどで、38%になっております。以下、3番目なんですけれども、今後も農地を貸してみずから営農はしませんよと。4番目に、農業やめたい、農地を売りたいという方合わせまして190人、約半分の方がそういう、今現在ですね、そういう状況になっております。ということはですね、いずれ後継者も少ないということですので、約300ヘクタールの農地を守る観点から言いますと、最終的にはやれない人が間違いなく毎年ふえてくるといったときに、じゃあ誰が守るという話になるもんですから、そういう少数精鋭で耕作をできるという環境整備が必要ということで、そういうことにおきましては、すごくメリットがあるかと思えます。ただ、委員も御存じだと思いますけれども、専業農家も30人くらいしか多賀城おりませんので、実際農業所得で税金ですか、税金を納めている方は、今現在ごくわずかでございます。ほとんどが収入ないと、兼業に頼ってるということで、農家全体のメリットはございませんけれども、いずれ少数精鋭で守っていくべき農地なもんですから、そういうことではすごく貢献することかなと思っております。

○竹谷委員

いや、そうであると、極端に言えば市直営による大規模ほ場計画だというふうになるんじゃないですか。農業経営者がみずからの手でやってるから、大規格にしないと作業効率が悪い

のでやってほしいという状況下にならないとまずいのではないかなと。農家自身の気持ち  
がそういうぐあいにならないと、なかなかこの事業は成功しないんじゃないのかなと。たま  
たま、たまたまですよ、地権者負担がない、ただしこれをやれば必ず減歩が出てくる。出て  
きますよね。総論賛成、各論反対と、この数字でいけば、出てくるような環境にあるように  
私は思えてなりません。それをあえて農家の皆さん方を説得をして、この事業を進めていく  
んだという私はメリットはそれほどないんじゃないのかと。それよりも、今のアンケートに  
出てるこういう意識を、この意識の方々の農地をどういうぐあいに守っていくというより  
も、農地として確保していくかという視点に置きかえるならば、大区画ほ場整備というのは、  
私はほど遠いのではないのかというふうに思っておりますけど、その所見を聞きたい。

もう一つは、先ほどもあります多賀城の農地は小規模農家の方が多いです。小規模農家、今  
は1反歩ですか、区画が。今度は5反歩になるんでしょう。一反歩規格だから私のうちは  
2枚ある、隣のうちが3枚ある、だからこの言葉で言えば、本家さんをお願いして、一  
緒にやると10枚あるから、本家さん耕うんしてくれないか。共同で田植えをしてもらえま  
せんかという状況にあるんじゃないですか。この大規模ほ場になってくると、そういう方々  
をどう救済していくのかということが大事な視点になってくるというふうに思います。前  
段申しあげましたことと、今申しあげましたことについて、どのようにお考えになっている  
かお聞かせ願いたいと思います。

○浦山農政課長

前段の話でございますけれども、まず農家を営農するのがまず市役所でやる問題ではござ  
いませんで、市が農家をやる話ではございませんので、今回の話は市も積極的にやってい  
ますけれども、農家の合意のもと、今進んでおる話でございますので、その全面的な支援  
をするという形で、今農政課が事務局として取り組んでいる状況でございます。今、確かに  
多賀城の平均、1戸当たりの耕作面積が7反歩弱でございます。昭和31年ですか、1反  
歩の今の現況なんですけども、確か私の記憶では31年に土地改良区におきましてほ場整  
備を第1回目しております。そのときに1反歩であります。じゃあ、先ほどの話ですけれ  
ども、1反歩、3反歩に持つてる人どうするんだというお話ですけれども、今回メインは5  
反歩にしますよという話でございますけれども、小さい農家の人たちがもう農家をやめな  
さいという話ではございません。できる限り営農を続けてくださいという話で進んでおり  
ます。ただ、確実に今二、三反歩、5反と持っている人方が営農しておりますけれども、機  
械が大分古くなっておりまして、今使える状況下では3反歩でも耕作できますけれども、  
じゃあ買いかえてやりますかといったときにですね、それは1,000万円も投資して農業機  
械は買えないという方がほとんどですので、それは近い将来、3年後、5年後、そういう時  
期に必ず来ますので、そういう時期を見越してですね、今この時期に環境整備をして、間違  
いなく営農できなくなる人が大分ふえてくるということを見越して、この時期に整備をし  
て、少数精鋭で農地を守るということで進めていると思っております。

○竹谷委員

課長わかるんです。課長はそういう命を受けてるから。何とかまとめていこうという、その努力は買いますよ。課長の活動については買います。一生懸命やっていることも理解をします。私は、これは多賀城の農業政策にとってどうなのかという視点なんです。大きく言えば。課長も御案内のとおり私は農機具メーカーの出身です。申しわけないですけども、コンバインが出たときに、多賀城の個々の農家では大変だ、どうしようと。農協を中心としてコンバイン組合をつくって、コンバインをあのとき5台ぐらいかな、購入して、各農家の委託をしてそういうコストを下げていこうというのは、農協と多賀城市が共同してやったはずですよ。今おっしゃられるようなことであるならば、かつての方法がいいか悪いか別として、これまでのリスクをしょってやるよりも、機械化、組合とは機械化センターみたいなものやって、共同でこれだけの資金があればやっていこうと。それでも農地は守れるはずなんですよ。あえて大規模区画まで、今の時期に、なぜ私はそこまで言うかと申し上げますと、大規模区画というのは、稲作を中心として営みをしていこうというのが今までの考え方です。多賀城市も今の大区画ほ場整備も、基本はそこにあるんじゃないかと思うから私は質問してるんですよ。メリット論とかいろいろお話を聞いてるんです。これが大崎地区みたいな農業農地が1つの産業であり、ほ場整備によって生産性を高めることによって、地域経済が活性していくんだという政策、きちっとした政策があるとすれば理解もする。ただ農地を守るため、後継者がいないからこれをやらなきゃいけないんだという、私は理屈にはならない。そうであれば申し上げたように、農業法人を立ち上げてやるという方法だってあるわけです。そして多賀城の農地というものは、少なくとも大仙台の背後地である多賀城です。消費地は100万都市が控えているわけです。それに需要と供給が整合性がとれるような農業経営を指導していくためにこうあるんだという視点であるのはわかりますけれども。その視点が見られない。見えない、私は。市長、お聞きします。これは大変な事業ですよ。市長の決断一つで多賀城の農政がどうなっていくか、大きな転換期に来てるといふ、私は見方をしてるんです。大げさに言えば。市長、菊地市長としてはどういう基本スタンスでこれに臨んでいこうとしているんですか。

○菊地市長

竹谷委員からは大変な大区画ほ場整備だというふうに言われたわけでございますけれども、私自身はこれはこの際、当然大区画のほ場整備はやるべきだというふうに私は思っております。先ほどアンケートとったのちょっと違うんじゃないかなと。90何%確かあれだよ、確定してる人いますよね。ちょっとその辺の状況とあえず、まず言ってもらえないかな。

○浦山農政課長

昨年12月から多賀城市農業復興委員会を中心としまして、地区説明会をしまして、調査同意の取りまとめを行っております。現段階では95%を超える同意率となっております。

○菊地市長

多賀城市内の方と、市外の方と、ちょっと別だよ。市外の方があつたよね。その数字わかんないかな、もっと正確に。

○浦山農政課長

手元に 2 月 28 日現在の集計がございますけれども、市外と市内対象者がですね、一部岩切洞ノ口、若宮前が入っておりますけれども、市内対象者が 533 名、市外、県外対象者が 123 名ございます。その中で、市内におきましては、533 名中 515 名の既に同意をいただいております、96.6%の同意率になっております。市外に関しましては、123 名中 106 名ですか、同意をいただいております 87%、全体で 95%を超えているということでございます。

○菊地市長

ということで、かなりの数字的にはいってきたと。98%同意をとらないとだめだと言われているわけでございますけれども、確かにうちのほうのほ場整備に関しましては、大崎地方とかとは全く違うというふうに思っておりますけれども、これは今までは個人個人が機械を持ってやってきたわけでございますけれども、若い連中で、私は若い連中ともいろいろ話し合いをしております。彼らは、「市長、俺たち 10 人か 15 人くらいで今の多賀城の田んぼだったら 200 町歩ぐらいはやってやるよ」ということを言っているわけでございます、恐らく最終的には農業法人化ということも視野に入れて、農業法人を中心とした、後継者が本当育っていない。その中でも若手の連中は本当やる気になってる方々も結構います。ですから、ここは田んぼ、こっちは畑とか、もっと別の形で近郊農業としての多賀城のあり方をちゃんと見極めた上でこれはほ場整備をやるべきじゃないかなというふうに思っております、一生懸命今農政課で、この人はオーケー、この人はオーケーということではんこをもらってるのが、そういう状況に差し迫ってきたもんですから、私はゴーサインにしていいいんじゃないかなというふうに思っています。

○竹谷委員

市長、同意書の文章見ておりますか。今、課長から報告あった数字の同意書の文章はどういう文章か見て今お話をされてますか。そうでないと話にならない。この文章はね、ほ場に全部同意じゃないんです、ほ場整備に。私はそういうふうに見てたんです。これはね、ほ場整備事業をするための測定、測量、300 ヘクタールの、これはあれです、測量の同意書ですよ。私はそういうふうに見てるんですよ。測量の同意書と。ですから、ほ場整備やるという事業に対するこれは同意書じゃないんです。内々の調査はいいですよ。なら、この文章ですよ。私実はね、市長とは余り一般質問でやるとちょっと今みたいな問題出るから、ちょっとやるのやめたんです。各個々の農家も歩こうと思ったんですよ。なぜならば、先ほど言ったように多賀城の農政の大事業なんですよ。で、今市長がおっしゃった。いいですか、こればかり時間とってるとあれだから、申しわけないけれどもこのやつは、先ほど言ったように水田を中心としたものの考え方なんです。水田を中心とした。市長は畑作、それからハウス産業も含めて総花的な話をしておりますけれども、5 反歩でほ場整備やって、まずそれなんですよ。水田整備なんですよ。その同意を得たというのは、測量に同意を得ただけですから、勘違いしない方がいいと思いますよ。そして測量した結果、あなたの田んぼはこのぐらいあ

ります。今度は権利問題に発生すると思います、多分。これは区画整理事業と一緒にはずすよね、ちがいますか、部長。そういう理解でいいですか。区画整理と同じようなはずですよ。そういう認識でいいですか。

○伊藤市民経済部長

はい、そのとおりです。

○竹谷委員

なぜ私、きょうこれやる。私は現実的に、どこに発表されてもいいです。区画整理事業、城南区画整理事業の私はまっただ中にいました。この同意を得るためには相当の苦労をいたしました。農地地権者、部長も地権者だからよくわかってます、一番問題の宅地地権者ですよ。宅地地権者からの同意が得られない。まあ、もう認可とっても清算終わったからいいと思いますよ。その手法で何を用いたか。宅地地権者は平均で3%の減歩をすることで文書上は書いたんですよ、文書上は。そうでないと県のはんこもらえなかった。ですから、総論賛成、各論反対だと。じゃあその3%もどうしたんだと。その目の前にある私道、これを市道に置きかえたり、それから足らない分は申しわけないけど大規模地権者から仮換地のときにうまくやって、これなし遂げてるんですよ。区画整理事業ってのは本当に大変な事業なんですよ。それも300ヘクタールですよ。それも今市長おっしゃったように、農地だけ水田と、逆に言うと都市型農業を求めていくとハウス産業ですよ。それを区画する、この事業でやるというのはなかなか大変な話です。であれば、今の若い人たちが意欲に燃えているとすれば、今のままで農業法人を立ち上げてやっていく。そういう道も1つあると思うんです。私はそう思っております。これはね、現場は一生懸命やってね、同意をもらうために一生懸命やってますから、これ以上言うと、「一生懸命俺らやってるのに水を差すのか」と言われると困るんですけども、ただ、それだけこの区画整理事業というのは生易しいものでないということを私はお話ししたいんです。国から補助金来るから、それで地権者には負担させないからと言ったって、そういう事業をしたって、問題は、水管理はじゃあどうするのか。ね、側溝がなくなりますよ。そういうことを考えると、そんなに簡単なものではないと。やっぱり、じっくりと腰をつけて、300ヘクタールが正しいのか。今、市長がおっしゃって、若い人が200ヘクタールならやるよというのであれば、200ヘクタールにも完全に線引きしちゃって、ここは多賀城の農地として産業の基盤としていくんだという基本的な政策を持っていかなければ大変なことになるんじゃないかと。後世に禍根を残してはいけないと思うから私言ってるんですよ。

それともう一つね、ここは言わないから、はっきり言ってね、「農業活性化ビジョンに基づき、農業者の意見を集約し、大区画ほ場整備事業に取り組みます」と書いてありますよ。既にその事業にもうスタートしてる。「農業者の意見を集約して」であれば多賀城の農業の活性化ビジョンはどうあるんだと問いたいんです。それとこの区画、大区画整備事業がどういう整合性を持っていくのか。そして多賀城の農政が未来にどうなっていくのかということを引きつつ私は整理をしてかからなければ、これは大変なことになるというふうな思いを

しております。いかがでしょうか。私がお話しした思いについて、何か感想があればどうぞお答え願いたいと思います。

○伊藤市民経済部長

ただいま竹谷委員のほうから大区画ほ場整備事業について、るる御指摘を頂戴したところでございますけれども、その過去の市街地形成の中での区画整理事業を鑑みると、相当な総論賛成、各論反対で相当なエネルギーを費やすんじゃないかというような御指摘がございました。そしてまた、多賀城市のこの大区画ほ場整備事業をやることによってのいわゆる効果、メリットはどのような視点であるのかというようなことで、先ほど農政課長が概要について述べましたが、これは1月の議員各位に対する説明会の中でも申し上げましたが、この大区画ほ場整備事業を推進することによりまして、まずその担い手を解消するというようなこと、いわゆる継承ですね。それから、農地の汎用化、これは用水と排水をきちっと区分して、水田のみならず多面的な利用、例えば施設園芸であるとか、花卉の生産であるとか、そういったことに多面的に汎用性のある農地にしていこうということ。さらには、その農地の担い手、法人等も育成していこうというようなことで、その農地については農業のみならず、周辺のいろんな部分での環境の汚染、あるいは生物の多様性等々にも貢献するという観点から、一昨年の11月に多賀城市農業復興委員会を立ち上げまして、これは行政主導じゃなくて、農家の方々から、説明会でも申し上げましたとおり、本市では過去に3回ほどやはり農地の集約化、担い手の解消ということで、土地区画整理をやろうというような農家の一部の方でそういう機運が盛り上がったというようなことで今回やらなければあとはもうやれないだろうというような思いで、まずは、これは市主導じゃなくて農家の方々からそういった話が出たということをまず御理解いただきたいと。それで、それを農家の声を受け、市長に相談しましたところ、市長はじゃあ推進しようという、そういうふうになって現在に至っております。今後、95%以上の同意を頂戴しておりますことから、これからこの推進に向けまして、先ほどこれはあくまでも調査同意ではないかというようなことで、確かに測量とかするための調査同意で、竹谷委員御指摘のとおりでございます。この調査同意が95%相当で、98%我々目標としておりますが、その次には事業の推進同意を頂戴することになります。この事業の推進同意については、促進の計画書に基づきまして、農業者の皆様はこの概算設計で推進してよろしいですかというような同意を得るものが事業の推進同意です。それから、もう一つのハードルがございます。これは事業の同意でございます。事業の同意というのはその計画概要書に基づきまして、農業者の皆様の実設計で施工してよろしいですかと同意を得るもので、国へ本申請する場合の添付の書類となるということで、これからは今その調査同意の95%相当得ておりますけれども、あと推進同意、事業同意と、あと2つのハードル、まあ現時点においては3つのハードルが必要であります。繰り返しますが、繰り返しますが、これは本当に本市の60年前の土地改良ですね、昭和30年代初頭に完了しておりますけれども、それ以来の一大事業でございますことから、我々担当といたしましては、農家の意向を十分聞きながら、多賀城市の持続可能な農家経営というものを推進して

まいりたいと、このように思っておりますので、御理解いただきたいと思ます。

○竹谷委員

今の答弁では理解ができません。なぜ農家が主体なんですか。多賀城市の農政の政策の一つとしてやろうとしてるんじゃないですか。農家がやると言ったから我々はただお手伝いするんじゃないで、そこに根幹となるのは、多賀城農政はこうあるべきだという基本に基づいて、農家の皆さん方と同意をしたという発想の中でのものを持っていかないと。今の部長の、「いや、我々はそうじゃないと、農家の皆さんがそうやりたいというから私たちお手伝いしてんですよ」と、そういうようなものではないでしょう。

もう一つ、調査同意は98%必要なんでしょう。あんたも知ってると思う。推進同意は95%。事業同意は100%。ハードルが高いですよ。ですから、私が言いたいのは、いま一度、一生懸命やってるのはわかりますから、測量した結果、もっと皆さん方の意見を聞いて、まあここで一步下がった話をします。300ヘクタールに固執することはないんじゃないかと。これは県営の事業のようであります。多賀城市のものよりも県に工事を委託してやるような事業ですよ。こいつは300ヘクタールでなくてもやれるんですよ。20ヘクタール以上県と、500ヘクタール以上国という仕組みになっていますよね。ですから、300ヘクタールに固執することも私はないのかなと、今市長のお話を聞くとね。200ヘクタールぐらい我々若者でやるよと言うのであれば、それを主体とやって、別なほうは今の1反歩のやり方でもハウス産業はできるはずですよ。できないとしたら多賀城の今までの農業政策はでたらめだということになります。何も5反歩にしなくてもハウス政策はできるはずですよ。ですから、これから農業、農村活性化ビジョンをつくっていくんでしょから、測量はいいと思ますけれども、問題のこのほ場の事業にはいっていくと、今のようなことも十分に、やめろとは言いません、十分に考えながら事業を進めていかなきゃ、市長、大変なことになりますよ、本当に。また脅かしいってるんじゃないんですよ。大変なことになるんですよ、これ、失敗したら。失敗したら多賀城の財政から産業はもう崩壊しちゃう。だから、ありとあらゆる、やっぱり200ヘクタールでいいなら、200ヘクタールに縮小してでもやろうやというのであればそれでもいいでしょう。余りにも300ヘクタールに固執し過ぎているという点を指摘をしておきたいと思ます。これ以上質疑をしても向こうはもうこうだから、こうだからとコンクリート固めだし、一步もお互い譲らなかつたらこれはなりません。私のほうからお話をしたいのは、どうしても多賀城の若い農業の皆さん方の意欲もあってやらざるを得ないんだ、やった方がいいんだという政治判断であるとするならば、300ヘクタールに固執することはないと思ます。その辺を私はこれからこの事業を進展していろいろありますので、今申し上げたことを私は頭に入れながらこの議論を平成27年度、あと2年間ありますので、その辺をお聞きしながら、理解できる事業であるかどうか精査をして、最終的的判断をしていきたいというふうに、私自身の今までのいろいろなことを考えながら、一言苦言的なこともあったと思ますけれども、市長の政策にけちをつけるわけではないですけれども、成功するためにはそういうことを考えてやっていかなければい

けない。ただ大きくやればいいんだ、農家の人やるからやろう、やろうじゃなく、きちっと足元を見ながら、ハウス産業をやるのであればさっき言ったように今の区画でもやれるということも含めて、ビジョンができるようですので、ビジョンに基づいてこのものに固執するんじゃなく、幅広く意見を聞いて実行に移すようにしていただければというふうに思います。賛成、反対は申し上げます。ただ私の意見だけ申し上げます。

○菊地市長

誤解のないように言っておきますけど、先ほど言った私が、200ヘクタール若い連中やっていいよと言ったのは、若い連中だけで200ヘクタールを耕す力ありますよというだけで200ヘクタールと言っただけでございますから、誤解のないようにだけ申し上げておきたいと思ひますし、今竹谷委員からお話になったこと、十分にいろんな斟酌をしまして、それで最終的には決めていきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

○深谷委員長

ここで休憩といたします。

再開は午後4時15分。

午後4時05分 休憩

---

午後4時15分 開議

○深谷委員長

それでは、再開いたします。

○根本委員

91ページの斎場について。それから2点目は健康施策について、89ページ。それから3点目は109ページの観光についてお伺いしたいと思います。

まず、91ページの斎場の問題なんですけれども、これまでいろいろ候補地が上がったりして取り組んできた経緯がございますけれども、25年度はどのようにこの問題について取り組むのかということが1つ大きな問題があると思うんですね。それから、今までの推移はどうだったのかと。それから、近隣の住民の皆さんの現在の状況はどうなってるのか、そういうことをお伺いしたいと思います。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

まず、斎場の問題について、利府町の赤沼という地区が候補地ということでなりまして、国と協議をしまいたったわけでございますが、あの場所については特別名勝ということで、なかなかその条件が厳しいわけでございますが、そこで何ていうんでしょうか、土砂取り、大きな穴があいてるんですね。あれは土を取ったというか、採石ですか、採石を取ったということで、約100万立米の大きな穴があいております。文化庁としては、基本的にその穴を埋めない限り、そこに斎場をつくることについては同意しかねるというようなお話でこれまであったわけなんでございますが、その地域を走っている利府の町道がございまして、実はその町道をつくるに際しては、同じ赤沼の地区ではございますけれども、その町道をつ

くる部分だけを分けて現状変更を許可したという、地域の利便に供するというようなことでですね、許可された経緯がございまして、そういうことをもとに斎場をつくる場所だけを区分して、環境的にも配慮をするのでということで、御理解いただけないかというようなことで、今文化庁と交渉しているようでございます。実際、文化庁としても、約 100 万立米の大きな穴なんです、そこを業者のほうで毎年残土を捨てさせて、有料で残土を捨てる事業をやってるわけですが、1 年間で 1 万立米ぐらいしか埋まらない状況だそうです。結局この震災後の復興事業で、土の需要がすごく高まったものですから、なかなか残土として捨てられる需要がないということで、このままでは 100 年かかる、穴埋まるまで。それまではちょっと待てないということもございまして、そういうようなことで、区分をして斎場をつくることについて現状変更の許可をいただきたいというようなことで今頑張っているところでございます。

それから、今ある袖野田の斎場でございますけれども、そこにつきましては平成 20 年まで当初移転をかけるというようなお話できたわけでございますが、なかなかその場所が決まらないということから、住民の方々とも毎年のようにこれまでの協定を黙認しておったわけでございますが、昨年からは町内会の方々ともいろいろ協議をした上で、昨年の暮れに環境組合の管理者、副管理者の市長、町長方がお集まりになった中で、これから 10 年ということで改めて期間を延長いたしまして、協定を結び直すというか、変更するというようなことで、首長方、管理者、副管理者の御協議の上、地域の方々とも協議がまとまりまして、これから 10 年ということで、延長をされたということになっております。

○根本委員

とりあえず 10 年間は、今後 10 年間は延長できるということですね。はい、了解です。わかりました。

それから、観光施策に関連してですけれども、109 ページなんです、これに関連して、実は松村議員が……。どうぞ。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

私 10 年と申し上げましたが、6 年の誤りでございます。大変申しわけございませんでした。30 年までです。25 年含めて 6 年ということで、30 年まででございます。平成 30 年。要するに、平成 20 年までだった協定から 10 年延ばしたものですから、30 年ということで、申しわけございませんでした。これからですと 6 年ということでございます。失礼いたしました。

○根本委員

了解しました。

松村議員が質問の中で、これまでも推進をしてきた物産館の関係のお話でございますが、この間の市長の答弁の中では、物産館を前向きに検討してやっていくようなお話をね、されていたと、このように記憶しているんですが、実は、市民レベルで東北物産館の建設へ向けた協議会らしき何か、私もよく詳しくわからないんですけども、そういう協議会ができて、

いち早く多賀城市に物産館をつくりましょうと、こういう動きをしているということは承知しております。やはりその25年度中に市長は一時期道の駅ですか、こういうお話ししたり、この間の質疑の中では、あそこに結構大きな管理棟も中央公園の中にできるというようなお話もあって、かなりの物産館らしきものまで建築できそうな大きさのような感じもしたんですね。だから、やはり市長、構想をきちっと決めて、多賀城市はこういうふうに進んでいくよというのを、内外的に発信をする、こういう25年度中は検討して、やっぱり発信をして前に進んでいかないと、道の駅つくるんだか、博物館つくるんだか、管理棟でやるのか、ぜんぜんよく理解できていないというのが今の現状ですので、その辺はどうなんでしょう。25年度中にある一定の方向性を決めると、こういうことになるんでしょうか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

今の中央公園の管理棟のお話ありがとうございましたけれども、今の管理棟の予定地は、中央公園の中ですけれども、それらの建ぺい率は基本的に10%までオーケーなんですけど、今予定しているところが第一種低層住居専用地域でありまして、非住居系ですと床面積の制限がございます。したがって、今の管理棟のスペースに物産館というのはちょっと難しいのではないかと、このような印象を持っております。

○伊藤市民経済部長

ただいま、根本委員の道の駅、あるいは物産館構想について民間レベルの推進協議会的なものが発会したということはこちらでも承知いたしております、先般その団体からの市民経済部のほうに、個別にちょっと懇談する機会がございました。その中でちょっと私のほうではその道の駅なり物産館の構想について、具体的な市として検討されているのかというようなことにお話ありまして、結論的に言えば、時期であるとか場所については具体的な検討をするまでには至っていないというようなことを申し上げました。ただ、今、一昨年の本市の震災復興計画の中で、観光資源の開発ということで、にぎわいの創出ということで、これらも視野に入れながら計画してみますよというようなお話はさせていただきました。以上です。

○根本委員

そうすると、25年度中にも明確な方向、ある一定の方向性は出せないという理解でよろしいですか。

○伊藤市民経済部長

はい、我々担当としての立場ではそのとおりでございます。

○根本委員

はい、わかりました。

同じ観光の問題で、実は平成23年の予算委員会で私が申し上げたことがあるんですね。これは、歴史的風致維持向上計画の中の1つにもなっていて、塩竈街道がございまして、荒脛巾神社がございまして、あそこの参道の問題なんですね。あそこは砂利道になって、結構ね、私以前にも申し上げましたけれど、観光客が来るんですよ。そこでね、参拝していくんです。

あの道路で通っていくわけなんですね。非常に狭くて、私は23年の予算委員会の際に、この問題を取り上げて、まず文化財の課長に聞きました。そしたら早急に整備をしていきたいという旨の答弁がございました。それから、当時の観光課長はこのように言ったんですね、「残念ながら、正直言って観光客の方に今どうぞと言えような状況にはなっていないと感じております」と、当時の課長はそのときの状況、あそこの道を見て、そういう素直な感じでお話をいただきました。

さて、現在の商工観光課長はどのような認識でしょうか。

○菊田商工観光課長

現況は現在も変わっておりません。ということで、同じ意見でございます。

○根本委員

そうすると、担当の課長としては何とかあそこはしなきゃいけないなと、こういう感じは持っていますか。

○菊田商工観光課長

観光の一つということであれば、それに何らかしてあげたいという、私個人の気持ちはあります。

○根本委員

観光の一つなんですよ、あそこ。課長、あそこは観光の一つですよ。もう1度確認します。

○菊田商工観光課長

不特定多数というより、皆さんよく集まってきたりしているところでございます。

○根本委員

あそこは細いんですけども、建設部の部長ね、やっぱりあのときも文化財の課長もあそこは早急に整備したいという希望を言って、もう2年経過しているんですね。私は平成25年度に土地も両脇もし買収できるならきちんと買収をして、そして舗装もして、あそこに来る参道を通る方が「ああ、多賀城の環境はいいな」とこういうふうに言われるように、やっぱりきちんと整備すべきではないかと、このように思うんですけども、所管の部長はいかがでしょう。

○鈴木建設部長

先ほど、歴史的風致維持向上計画の話が出ましたので、その中でも荒脛巾神社というのは位置づけておりますが、今後、新年度も歴まちの推進事業ということで予算計上しておりますが、基本的には補助金をいただいた上で整備を進めるということで、優先順位を決めながらやっていくということになりますので、どの程度の、ちょっと私も把握していませんので、どの程度の状況なのかちょっとまだ把握していませんが、歴まちとの関連もありますし、文化財とも関連もありますので、ちょっと現場を確認した上でどういうやり方あるかというのを検討してみたいというふうに考えております。

○根本委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後ですけれども、健康施策についてお伺ひしたいと思ひますが、今は高齢化社会になっておりまして、一番この高齢化社会の中で何が大事かと言うと、やはり健康で長生きをしていただく、健康寿命を延ばすということが非常に大事だと、このように思ひますね。そういう意味では、健康寿命の施策として、元気な高齢者をつくろうと、こういうことで平成 25 年度はどのような施策を講じておりますでしょうか。

○長田健康課長

多賀城市が元気な高齢者であられるまちというふうな形を目指しまして、介護保険のほうにはなりますけれども、1 次予防、2 次予防事業のほうのさらなる充実というような部分を図っていきたいと思ひます。また、インフルエンザの予防接種に対しまして、今まで同様に引き続き助成をしていきたいというふうな形で考えております。

○根本委員

高齢者の方が、寝たきりになる。この大きな要因の一つは何だろうと、どのように思ひますか。

○長田健康課長

寝たきりという部分のほうにつきましては、やはり高齢化とともに運動をしなくなって、転んだとたん骨折してしまうと、それが原因で寝たきりになるというようなことが多いのかなというふうな形では考えております。

○根本委員

そのとおりです。そのほかに、脳疾患の病気になった人から寝たきりになる人が非常に多いんですよ。それは認識してますか。

○長田健康課長

はい、そのように認識しております。

○根本委員

実はその疾病予防と、それから介護予防という意味を込めてね、国民健康保険の会計では 70 歳まで脳ドック検診をやっています。昨年の決算委員会で状況をお尋ねしたら、結構その引っかけた人が出てきてね、軽い手術をしたり、薬を飲んで今治療をしていると、早期発見に貢献できたという成果を課長のほうから報告ございました。残念ながら 70 歳までなんですよ。今、最高齢が日本で 115 歳の男の方いらして、114 歳の女性の方もこの間テレビに出てましたけれども、健康で元気で長生きしてらっしゃるんですね。そういったように、そこまでは生きる方はそんなにいないとは思ひますけれども、今は 80 歳、90 歳というのはさらに長生きをするという、そういう時代になりました。どうせ長生きをしていただくならば、少しでも健康で長生きをしていただきたいと。寝たきりにならないように少しでも介護も使わないで、元気になっていただきたいというのが皆さんの願ひであり、私の願ひでもございます。そういう意味で国民健康保険は 70 歳までなので、75 歳と 80 歳の、この区切りの方々に脳ドック検診をしてはいかがでしょうか。

○長田健康課長

やはりそちらのほうの部分の助成につきましては、やはり市の一般財源を使うという部分がございます。なかなかそういう部分のほうにつきましては、なかなか厳しい部分があります。というのは、25年度のほうにつきましても、子宮頸がん、ヒブ小児肺炎球菌、そちらのほう定期接種のほうに移っております。そのため、そこで約3,000万円近い一般財源のほうを持ち出しとなっております。また、ポリオのほうですが、ポリオワクチンのほうが昨年の9月から生ポリオのワクチンから不活化ワクチンのほうに切りかわりまして、そこでも約2,000万円という一般財源の持ちだしというような部分がでておりますので、なかなか現状としてはちょっと厳しいのかなというふうな部分は考えております。

○根本委員

今、いろんな財源のお話がありました。私の考えてる健康寿命をやっていくためための1つの方策として、75歳、80歳も脳ドック検診をして、早期発見をしたほうがいいのではないかと、そういう1つの方策として言ったんですけれども、部長としてはいかがでしょう。

○鈴木保健福祉部長

私も根本委員と一緒にですね、健康で、この前ちょっと講演会があったんですけれども、いわゆるそのピンピンコロリというふうなことで、そういう生き方ということを支援していくということはとても大事な事だろうというふうに思います。ただ、きょうも朝からずっと御審議いただいておりますが、乳幼児医療の問題から、いわゆるゆりかごからとは言いませんが、生まれてから亡くなるまでの間の一生涯のサポートとして、どこをどういうふうに重点的に支援をしてまいるかというふうなことなんですが、どこか1カ所の年齢に照準を当ててというふうな形にはなかなか難しい部分もありますので、全般的な形で健康で元気に地域で活躍していただけるようにこれからもサポートしていきたいというふうに思います。

○伏谷委員

107ページの商工観光課の各種補助事業について伺いたいと思います。

まず、地域産品出店、月の市ですね、この月の市事業ですが、ここは震災後にはいろいろと駅前例えば復興市的なものを企画して、そこでやってたんですけれども、ことしはやはり最盛期に向けてということもありますので、通年の月の市事業が25年度において行われるかどうかについて伺います。

○菊田商工観光課長

25年度も昨年同様、それ以上の、以上ということはないかちょっとわかりません、それと同じようにやりたいということで今出ております。

○伏谷委員

確か月の市事業というのは、春先から秋口まで月1回JR仙石線多賀城駅前のにぎわいの創出のために、月に1度市的なものをやって、市民の方に買い物をしていただいたりとか、そこで出されたものを食べたりとかというふうな事業と認識してはいたんですが、去年はそ

れが行われていないと思います。そこについて、昨年同様という点では、もともとの事業がそこにあると思いますので、それを実際行うかどうかについて伺ってるんですけども、いかがでしょうか。

○菊田商工観光課長

一番最初の目的は毎月 1 回ぐらい行いたいということで企画立案したということでございます。ところが、実際やっていますと、その準備、あるいはそのためのいろんなにぎわいをつくるための準備等ですね、毎月がなかなか手が届かなくなってしまったということで、今現在は間をあけて年 4 回になりますけれどもやっているというのが現状でございます。

○伏谷委員

ただ、やはり事業としては当初仙石線の駅の高架なり周辺の施設の整備され、駅舎もというところにきているときに、そこに向けてのいろいろなにぎわいをもたらすということでこの事業が行われたように認識してるんですね。であれば、やはりそこは今の現状を、大変かもしれないけれども、やはり年間事業として、年間というか 4 月から 9 月までの事業としてはやっていかなきゃいけないというふうに思います。それが、この事業費に当たってると思うんですね。その辺でもう 1 回答お願いします。

○菊田商工観光課長

実際、実行委員会が組織をしてやっておりますので、そこにこちらの趣旨を今委員おっしゃったとおりの趣旨、内容等をもう一度説明、確認して、なるべくそれに沿ったように事業を実施するようにこちらで行っていきたいと思います。

○伏谷委員

はい、ではよろしくをお願いします。

次に、この 2 番目なんですが、多賀城市のたばこ小売振興会補助事業、この事業費というのは、今実際たばこの振興組合があるかどうかも含めて、こういった目的でここに補助をなさっているのでしょうか。

○菊田商工観光課長

まず、たばこ小売振興会というのはございます。現在会員が 31 名ということで活動を行っております。その活動の内容につきましては、青少年の健全育成及び未成年喫煙防止対策の推進と、あるいは喫煙環境の浄化活動、販売促進の支援活動といったものでございます。

○伏谷委員

恐らく、こういった組合というのは、たばこなので、やはり当時の専売ですね、たばこと塩というのは一緒に、税金につながるものですから、その辺の税金の適正な見方を組合でというふうなところからこういった補助金が出たのではないかなというふうに思っております。しかしながら、昨今ではコンビニエンスとか、かなりの事業形態が変わっておりまして、本来こういった組合組織と言いますか、機能してるかどうかも含めて、もとをたどればやはりもともとは納税であっても地区のほうで納税組合をつくって、税金をそこの方がまとめてというふうな仕組みづくりはその時代にあったわけですね。これは時代時代に合わなくな

ってきているものも確かにあるかなというふうに思います。そういったことも含めて、この辺につきましてはやはりもう一度精査する必要があるのかなと。あわせてお話をすれば、例えば国税なんか酒税は国税です。そして塩竈税務署に酒税課があって、そこが管理しております。販売は組合で販売管理をしております。そういった中で、国税ですからよくはわかりませんが、そこに組合は賦課金を払って維持管理をしてるんですね。そういったところはやはり税金の管理主体者として、いろんなその辺の取りまとめと、あとはやはり小売組合であれば、余り競合にならないような環境ということで、その距離基準を含めた店舗が競合にならないような状況も含めたいろいろなバランスをとってたのかなというふうに思います。そういった意味合いが昨今ではかなりなくなってきているのではないかなというふうに認識しておりますので、やっぱり補助というものも含めて、やはりこれも税金ですので、どういった使い方がされてるか、それが適正であるかということは、やはり支払うほうではちゃんとチェックするべきなのかなというふうに思いますので、その辺の確認をよろしくお願いします。（「答弁は」の声あり）お願いします。

○菊田商工観光課長

たばこ組合につきましては、塩竈地区あるいは多賀城地区という会員の総会と、いろいろ報告もございますので、その場の中でお話をしていきたいと思います。

○戸津川委員

それでは、最初に87ページ、高齢者のインフルエンザにかかわる予防接種事業について伺います。一般質問でも取り上げましたけれども、この事業は私がお願いした、期間が1月31日まで延びるよというお願いをいたしましたけれども、この期間として1月31日までやるんだということで増額になっているのでしょうか。それとも、別な理由ですかね。

○長田健康課長

現在、2市3町内で統一する方向で考えております。それは1月31日という形でする方向で今現在検討しております。

○戸津川委員

はい、よろしく申し上げます。

もう一つは、財政のことなので厳しいと思いますが、他の市町村で2,000円の負担という市町村が少ないというお話もさせていただきました。1,000円少なく自己負担をしろというのなかなか私も試算してみたら大変だけれども、私は500円ぐらいでも違うんだと。500円玉1つでも高齢者にとってはそれがすごく大きいんですよ。そういう意味で、市長も私の質問に対して2市3町で協議をしてみますというお返事をいただきました。この点は失念しないでしっかりとやっていただきたいと思いますが、大丈夫でしょうか、市長。

○菊地市長

話し合いはしてみたいと思います。

○戸津川委員

よろしく申し上げます。

次に移ります。93 ページです。93 ページの放射線測定業務委託料のところですけども、本年度も箇所は 54 カ所という箇所は、昨年と変わらず、しかも頻度も変わらず、測定の方法も以前と同じように全て踏襲というか、前年度を、23 年度にやった事業そのままの内容として全然変わっていないということでよろしいですか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

昨年度と同じく、44 カ所ではなくて 54 カ所ということで、お子様が利用するような施設を中心に実施していきたいと。頻度も同じでございます。

○戸津川委員

いつか、1 度お願いしたと思うんですけども、今 1 メートルの高さではかっております。1 メートルの高さよりももっと低いところではかるということも重要なのではないかとこの質問をしましたけれども、依然として 1 メートルのところではかっていらっしゃいます。そこで提案なんですけれども、1 メートルではかることが何も意味がないとは申しません。それはそれなりに意味があることですが、例えば、ちょっとこの方法がいいのかどうか、私はちょっと科学者の立場でないのだからわかりませんが、例えば今月は何と言いますか、30 センチのところではかってみるとかですね、今回は 1 メートルのところではかってみるとかですね、そういうことも何かちょっと工夫をしていただきながら、市民により安全性を訴えるためには、30 センチでもはかったけれどもこれくらいですよという数字を提示することが大事だと思うんですよ。だから、そういう工夫も今後、25 年度に向けてぜひ検討していただきたいのですがどうでしょう。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

実際に我々も計測する中で、1 メートルというのが 1 つの基準としてあるんですが、お子様の場合だと例えば 50 センチという 1 つの基準がございまして、そういうことの計測などもしております。数値的にはほぼ変わらない状況ではあるんですけども、いろいろその辺の検討をさせていただきたいと思います。

○戸津川委員

ぜひ、御検討願います。土に、表面になればなるほど高いというような数値もでておりますので、よろしく願います。

もう 1 点なんですけれども、ホットスポットというものが大変問題になりましたけれども、ホットスポットという観点で、例えばその箇所は同じだと、多賀城小学校なら多賀城小学校をはかるだけけれども、いつも同じところではかっているんじゃないかと、やはりその学校周辺を見渡して、ここは危ないんじゃないんだろうかと、それは教えてあげればわかると思うんです、測定される方も。そういうところを検索しながらはかっていくということは、私はより市民にとっては大切なことだと思うんですけども、そういう視点での事業の展開の仕方はいかがでしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

その辺の、その学校の区域の中で、部分的に高いところがあるかとは思いますが、ただし、我々

が 市民に公表している数値については、その学校の平均的な数値として公表しているものですから、特に高いところがこうだということではなくて、ですから、極力いろいろな影響を受けない、例えば校庭の真ん中であるとか、そういうところで計測をする形になるかと思えます。

○戸津川委員

それは 1 つの視点としては大事だと思いますが、私はもう一つの視点として学校の中でこちら辺は高いんだよということを、例えば学校にお示しするというのも重要な市としての役目があるんじゃないかと思うんです。だから、そういう視点を取り込んで、この事業を展開するということが無理でしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

その辺につきましては、学校のほうで計測機を借りていかれて、独自に先生方がはかられるというようなことはあるようでございます。

○戸津川委員

それはそれとしてまた別だと思いますけれども、私はそういう視点もやはり市として持ちながら、この事業は市民にとってすごく、まずそこを見て、やっぱり当初よりも少しずつですけども、変わらないところもあるけれども、少しずつ数字が減ってきているということもありますよね。そういう意味では、もう若いお母さん方はまずあそこを、ホームページ見てらっしゃる方は別でしょうけれども、あそこをまず見るんだという声をよく聞いておりますので、そういう視点もやはり何て言うんでしょう、そういう視点も考慮しながら、これからは事業の展開をよろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

○雨森委員

111 ページの中でお尋ねいたします。

観光案内板、この事業の中でございますけれども、地震の前ですか、震災前にですね、お尋ねしたことがあるんですが、これは平成 22 年のあやめまつりの期間中の大型バスの走行についてであります。あやめまつり会場から大型バスが 1 日に数十台入ってくるということでありまして、それで、これは玉川線、塩竈からバスで入るのは非常にわかりやすいんだと。会場から 45 号線に出る場合に、わかりづらくて非常に困難をしているということで、私も実際その 45 号線までバスを案内したことございます。その際に、そのバスのわかりやすいようなね、市内の国道に出やすいような看板の設置ということでお願いしておったんですが、その後どのような計画を立てられたかお尋ねします。

○菊田商工観光課長

今の委員のことについては、ずっと心の中に残っております。今回、あやめまつり、3 年振りに開催するというごさいますので、その看板の設置時期になりましたら、そのことも含めて帰りの道案内等というお話でございましたので、それもあわせて設置する予定でおります。

○雨森委員

なぜこういうことを申し上げるかと申しますと、今バスツアーとか、観光バスですね、非常に安い経費でということ、運転手さん 1 名でバスを運行しているんですね。そういうことで、バスの事故があって、国のほうで変わったかわかりませんが、とにかく 1 人で運転しておると、バックするときに頭突っ込んでしまったらもう出られないということで、とにかく非常に頭痛めてますということが、その運転手さんの声がありました。ぜひ、多賀城は非常に難しいと、あやめまつりから来た方がいいんだけど出るとき大変なんだというようなことも言われておりますのでね、ぜひ心してそういうことないようにお願いしたいと思います。とにかく、この看板の強化、目立つような看板ですね、出やすいようにお願いしたいと思います。

それからですね、続いて、再度ね、おっしゃった、いつまでおやりになるって。もう一度お願いします。その看板についてですね。

○菊田商工観光課長

看板の設置でよろしいんですか。期間でしょうか。毎年、看板等の設置については、あやめまつりの約半月前から出すようにしております。それにあわせてやっていきたいというふうに考えております。

○雨森委員

よろしくお願いします。その件はこれで結構でございます。

それからですね、イベントの、この同じページの中で、多賀城の観光イベントの中で、これにちょっと提言させていただきたいと思うんですけどもね。実は、奈良の県庁が、市長よく御存じでございますけれども、県庁の正面の玄関ですね、案内嬢がおりまして、そんな係もいらっしゃるんですけども、いろいろその奈良県もイベントがたくさんございまして、それでちょうど去年の 11 月 6 日に県庁にお邪魔したときに、受付嬢が古代衣装、万葉衣装の前ですね、古代衣装をこのようにつけておりました。本当はこれ、写真とっていけないということ、たまたまですけどね、余りとってはいけないということなんですけれども、多賀城の議員ならいいでしょうということで、市議がとってくれたんですけどね。その中で、あやめまつりにぜひ会場とか、多賀城正面玄関にですね、案内の職員が、案内員の方が、案内嬢がですね、万葉衣装をつけていただいて、より広く多賀城でこういう行事あるんだよということをアピールしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうかね。

○伊藤市民経済部長

案内の女性に万葉衣装をぜひともということでございます。実は、震災瓦れきを運んだ米沢でも、米沢の受付の女性の方、米織の大変立派なお着物をいつも案内しております。「ああ、いいな」という思いがありました。ちょっと、庁内でその辺の可能性について検討させていただきたいと思います。

○雨森委員

ぜひですね、とにかくやっぱりこの機会に、その会場にお越しいただいた方々で、その会場で職員の一部の方がそういう衣装をつけてらっしゃると、これはわかるんですけどもね、

とにかくこの庁舎を訪ねてこられた県内外の方々に多賀城こういうことやってるんだよと、百聞は一見に如かずです。ぱっと見ていただいて、「あっ、万葉の衣装着てらっしゃる」と、これは観光に大きなプラスになると思いますのでね、ぜひお願いしたいと思います。回答は結構でございます。

○深谷委員長

ここで皆様方に申し上げます。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

○松村委員

2点お伺いいたします。

1点目は、ほ場整備事業についてお伺いいたします。101ページです。

先ほど竹谷委員のほうからもいろいろのお話ありましたが、私も基本的に竹谷委員と同じような思いで聞いておりました。それでなんですが、この前、私たち議員の説明会の際に、私、部長のほうにほ場整備する上でのいろいろな結果というか効果ですね、効果に対していろいろ書いてあるけれども、これは具体的に数字で出すべきじゃないかというようなお話をさせていただいたと思います。そのとき、答弁でそうしますというお話だったと思うんですが、まとめられましたでしょうか。お教えいただきたいと思います。

○伊藤市民経済部長

これにつきましては、例えばほ場の整備前とほ場整備後いわゆる変化ですね。担い手がどのくらい若返りになるのかとか、あるいは現在多賀城市で保有している農家1戸当たりの平均面積がどのように変化するかであるとか、その辺の具体的な効果についてという視点でお答えすればよろしいのでしょうか。

○松村委員

私はそういうことじゃなくて、例えば高収入化とか、黒字安定化とかという記載がありますので、その具体的に数字で出すべきじゃないかということをお話したんです。例えば、黒字化というのは今がどのくらいで、今後どのくらいになるのかということのそういう数字をね、出していただきたいということで私お話ししたつもりなんです。あと、収入の部分、先ほど竹谷委員も聞きましたけれども、どのくらい収入が、農家の方が収入増になるのかというようなことですね。そういうこと出てましたら教えていただきたい。

○伊藤市民経済部長

過般の1月の議員に対する説明会の席上では、ただいまの御質問の内容の想定する変化ですね、効果については資料としてお上げしたというふうに理解して……。じゃあ、これを読ませていただきます。繰り返しにしようかと思いますが、まず、数字的な状況を申し上げます。まず、農道が現在平均で幅員が3メートルが5メートル、そういった視点じゃないんですか。（「収入」の声あり）収入だけでよろしいんですか。収入は、農業生産費が（「それ、資料に書いてある」の声あり）生産費、いわゆる生産コストですね、生産コストがほ場整備前ですと10アール当たり約14万円用意しておったものが、このほ場整備後ですと10ア

ール当たり約9万8,000円ぐらいに圧縮されるであろうということでございます。以上です。

○松村委員

ちょっと今その内容よくわからないので、もう少し詳しく教えてください。（「前に説明会のときの資料お持ちですか」の声あり）ええ、持ってます。（「その資料に書いてあります」の声あり）どこですか。（「パンフレット」の声あり）何ページですか。どこに書いてあるの。

（「統計的にそういうふうな数字になっているというだけだから」の声あり）（「もし、その統計以外の数字は示唆していないんだったら示唆していないというお話で結構でございます」の声あり）

○伊藤市民経済部長

これは、一般的に仙台市とかの生産コスト費をただいま申し上げたわけでありまして、本市がイコールその数字かと言いますとこれはまた多少違うというふうになるかもわかりません。

○松村委員

ぜひその辺具体的に、多賀城の場合はどうなのかということを出していただきたいなというふうに思います。難しいですか。

○伊藤市民経済部長

これはですね、それについては十分精査をして、想定される生産コストであるとか、あるいは事業を実施した場合における生産費がもっとより収益、それらについても可能な限り十分精査していかないとやった意味合いがありませんので、その効果も達成することはできませんので、そのことについては初期の目的、基本中の基本でございますので、それらは十分精査して、これから対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○松村委員

はい、わかりました。ぜひよろしく申し上げます。

それで、先ほどの竹谷委員と当局との議論を聞いていたからなんですけれども、多賀城市がほ場整備をやるに至った経緯というのもお話伺いました。私は個人的には、やっぱり多賀城の農業を守りたい。また、多賀城のそういう今の田園風景を守りたいというのは私個人的には同じ思いであります。ただ、予算、決算の総括質疑の中でも私お話をさせていただきましたけれども、やはり一般市民から見たとき、やはりここに大きな税金を投入するわけですね。今までもしてまいりました。そういったときに、そこまでして、人口じゃないというお話はされましたけれども、結局その守る、保護する人たちの人口区分というか、そういうところにその人たちの生活というか、農業を守るためにそれだけのいままでずっと財政投入してきたわけですし、またほ場整備によって今後も財政投入が考えられるわけですね。そういったときに、そこまでして多賀城の農業を守る大義名分というのは、やっぱり一般市民からしたら、農業に携わっていない市民からした場合ですね、なぜそこまでして、そんなにしてまで多賀城の農業を守るのかということがね、やはり疑問かなと。そういう声が私は実際

いただいております。そういったことから、その辺をもう少しわかりやすくお伺いしたいと思えます。

○伊藤市民経済部長

ただいまの松村委員の農業に優遇したような政策ではないかというようなことで、端的にはそのようにお受けいたしました。これにつきましては、先ほどの竹谷委員の御質問に対しても若干ふれましたけれども、まず今まで多賀城市の農業政策と言いますか、50年以上も経過した農業用排水路の整備も土側溝でありまして、農家の方々がみずから額に汗してスコップ1つで一生懸命やってきて、守られてきたというようなこと。それから農業施設もだんだん水門であるとか、そういった施設ですね、大部原始的な施設でございまして、老朽化も著しい割には間に合わせて限られた予算の中で投資してきたという背景がございました。それらもまず御理解いただきたいと思えますし、それから農地の保全につきましては、やはりいろんな多面的な効用というのもありますしね、そのような観点からやっぱり、私担当といたしましては、農業に配慮した事業ではないかというようなことについては、これから、今まで余り投資した部分がなかったというようなこと、なかったと言いますか、周辺の団体の状況を見ますと、多賀城市についてはほ場整備が遅れたというようなこともございますので、その辺の観点から今回大規模大区画ほ場整備事業というものを推進することとしたという次第でございますので、御理解いただきたいと思えます。

○松村委員

はい、まあ、気持ち的にはわかります。やっぱり多賀城は、町の成り行きがもともと農家だった、そういうところが農村が10ぐらいでしたかしら、農村が集まって多賀城の村というのができたというふうな、そういう歴史的な背景もありますのでね、やっぱりそういう中で今日までそういう部分からも特別史跡も守られてきたという部分もあるのでね、私も気持ち的にはわかるんですけども、ただ、やっぱり農家に従事していない大半の市民からいたしますと、財政が大変厳しくなる折ですよ、そういうときにね、果たして本当にそこまで守る必要があるのだろうかとかね、そういうような声もあるということをお伝えしておきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あと、もう1点なんですけれども、DCの件であります。109ページですけれども、DC絡みで観光行政というか、観光振興行政についてお伺いしたいと思えます。先ほど、DC期間にバスツアーのものも企画されていたので、それを応募したけれども多賀城は取り入れられなかったという話ありましたけれども、その理由はどういう理由でしたでしょうか。

○菊田商工観光課長

これは、先ほど部長がお話した、塩竈と多賀城という、一緒に合同でやるということだったものですから、その中で多賀城の中の部分というのが一緒にした場合、それがちょっと違うんじゃないかというお話も出てきました。そういったところで取り入れてもらえなかったということでございます。

○松村委員

表向きはそうかもしれませんが、私が感じるのやっぱり駐車場の問題じゃないかなと思います。今、雨森委員のほうからもありましたけれども、私直接聞いたんですけども、観光ボランティアの方がですね、バス、やっぱりあそこが大変バスが入りにくいというか、そういう状況でありましたので、本当にバスで来た方たちは大変苦労されているということで、バスの運転手さんが本当に余りにもひどい状況で、こんな観光地ってあるのかというね、そういうふうなことを観光ボランティアの方に言ってた方もいたよというくらいね、観光バスの方にとっては多賀城のあの辺ですね、あと周辺にバスを入れるということは大変厳しい状況だったということが、やっぱり皆さんの中に普及してるからそうなのかなというふうに思ったりしています。でも、随分震災前あたりは多賀城碑の下のあやめ園駐車場ってありまして、そここのところには随分バスとかも入れやすくなったように私は思っておりました。ただ、あそこが資材、瓦れき置き場になりまして、ずっと閉まってたんですけども、今回のDCのときまでにはオープンされるんでしょうか。

○伊藤市民経済部長

あやめ園の駐車場につきましては、現在瓦れきも片づきまして、今仮囲いまだ外しておりませんが、間もなく撤去する予定でございますので、そういった意味では入りやすい環境になるんじゃないかというふうに思っております。

○松村委員

ぜひ、来訪者の視点に立った環境整備というのが大事だと思います。そういう意味からまだまだ、一応バスは止められるようにはなっていますけれども、駐車場とした整備をまだずいぶん遅れてますし、そういう環境にはなっていないように思います。そういった意味から、やはり多賀城市の観光客を受け入れやすい状況にするためにも、多賀城市はやっぱり縦割りでは難しい部分がすごくあると思います。これは私、前の鈴木市長のときから提案させていただいておりましたが、やはり商工観光課、またあと文化財と、あと都市計画という公園課ですか、やっぱりこの辺が一体となつてあの辺の観光客の視点に立った、本当に皆さんに受け入れやすいそういう、来てよかったと言われるような、やっぱり環境整備をするには、やはりその3つの課で連携をして、1つのプロジェクトチームでもつくって、どういうふうにしてあの辺を環境整備するかとか、また、どういうふうにしたら観光客を入れられるかということを考える必要があるんじゃないかなというふうに思って、私前から提案させていただいてたんですけども、8年、9年ぐらいになりますけれども、いまだに実現しておりません。それはやはり多賀城市の行政側の多賀城は観光は無理だという、やっぱりそういう思い込みというか、そういうものがありまして、なかなかそこまでそういう政策が立ちあげられていないということがあるのかなと思うんですけども、この辺に対して、今後そういう方向で取り組んでいくという1つのDCとか、これからのインターチェンジとか物産館というか、そういう構想もありますし、歴まち法の推進ということもありますので、そういうことも必要かと思うんですけども、その辺に取り組むお考え、3つのそういう部が連携して、そういうプロジェクトチームをつくりまして、一体となって多賀城の観光を推進す

るためにどういう整備が必要で、どういう政策が必要かということを検討する機関を設けられる必要があると思うんですけども、その辺のお考え、市長いかがでしょう。

○菊地市長

松村委員何回かおっしゃったように、歴史的風致維持向上計画、これから着手してやっていくということは、観光にもつながるし、また都市計画ともつながるし、それでもやっていけると。プロジェクトがいいのかどうか、ちょっと私今とっさに言われてわかりませんが、それを歴史的風致維持向上計画の中で観光から景観から皆入ってくるというふうにも私は自信は持っております。ですから、今松村委員おっしゃったようなことも、あるいはプロジェクトがいいのか、その辺ちょっと考えさせていただきたいというふうには思いますけれども、ただ、先ほどから大型バスがなかなか出ていけなかったとかね、もともと多賀城はそういう位置づけだったんですよね。出入りするのに非常に入りにくいし、出にくいしというところで、だからインターチェンジも今度できるようになりましたし、道路網も徐々にではありますけれども、整備されつつ、あと何年か、五、六年たつとそれこそ南宮北福室線ですか、あちらのほうもつながってくるでしょうしということで、少しずつではありますけれども、道路網も整備されつつあるなというふうには思っております。まあ、その辺のことで松村委員おっしゃったようなことも取り入れながら頑張っていきたいと思っております。

○松村委員

多賀城市の観光を推進するには、ぜひそれは本市にとっては大変必要なものだと思いますので、ぜひ検討されて、そういうものをつくって行って、検討していただきたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

○竹谷委員

まず、本予算委員会の中で、市民経済部長、あなた、あのほ場整備は市でなく農業団体の皆さん方がやるんだと言っておりますが、市の重要な施策になっているということですから、市が主体的になってやらなければこれ重要施策に載ってないわけですからね。それは訂正しておいたほうが今後のためによろしいんじゃないかというふうに。市が主体的にこの事業をやるということで、これに載ってますよ。17ページにきちっと載っていますよ。これがあるのにそういう答弁はおかしくなると思いますけど。いや、いいんだというならそれで結構です。

○伊藤市民経済部長

竹谷委員のほうからただいま御指摘いただきました。大区画ほ場整備、先ほど農家の意向を十分反映させながらということで、私ちょっと言葉足りなかったと思っておりますけれども、これは意向を踏まえながら市も両輪で一緒に主体的にやっていくということでございますので御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○竹谷委員

あのね、大変重要な施策ですから、出てきますのでね。

具体的に、次私聞きたいのは、106ページ、商工振興対策だと思うんですけども、震災復

興のために中小企業も含めて、グループ補助金というものが発生しました。そのグループ補助金の経過が、多賀城市が何グループでどのくらいの全体、各、個々の企業はいりません、どのくらいの企業に、どのくらいの団体に出ているのかというの全然報告ないんですよ。全然報告ないんですけども。なぜ報告できなかったのか、それをまずお聞きします。

○伊藤市民経済部長

グループ補助につきましては、前のこの委員会の折にもお話したかと思いますが、宮城県からは具体的な金額等については公表されていないというようなこと。市内のほうで浸水した部分については、商工団体なりあるいは可能な限り市の商工観光課のほうで取材した範囲でしか把握していないということをまず御理解をいただきたいと思います。以上です。

○竹谷委員

それは違うでしょう。市には全部報告来てるでしょう、県から。私もらってるもん。それは個々の企業の関係があるから公表できないというのはわかりますよ。第1次申請には何団体がやって、何団体がパスして、総額何ぼ来たと。第2回はどうなった、第3回どうなった、第4回どうなった、私もらったのは第5回かな。そのときだって商工会が窓口か私たちは知りませんという話ばっかだ。何でそうなんですか。中小企業振興のためには大変重要な施策なのに、なぜ議会には報告できないんでしょうか。私は個々の企業に何ぼ行ったとは聞きません。多賀城の加盟している会社は何グループあって、何ぼだっというのきちっとしなきゃいけないんじゃないかと思うんですけども、なぜそれできないんですか。できない要件は何だったんですか。

○伊藤市民経済部長

金額については公表されておりませんが、私のほうで可能な限りいろんなチャンネルを使いまして把握したものについては、第1次採択から第6次の後半分まで手元に資料ございます。以上です。

○竹谷委員

なぜ我々にそれを公表できないんですか。個々の企業はいらんですよ。第6次産業の前半、3グループ行きました。そのグループの中には多賀城が何社入っていました。総額何ぼ来ました。これをあんだ、伝える義務が、我々に教える義務はないかもしれないけれども、そのくらいの情報は共有しなきゃいけないんでないですか。どうなんですか。

○伊藤市民経済部長

我々のほうで把握したグループ補助については、これは公表していただきたい旨ありましたので、今委員会中に早速委員各位にお渡しをいたしたいと思います。

○竹谷委員

私は、なぜ公表できなかったんだと。なぜ我々にはその伝達はできなかったのかということ聞いてるんですよ。一緒に復興していこうという精神でなかったんじゃないですか。復興に対して中小企業のグループ補助、大変重要な政策ですよ。なぜそういうことが議員には報告できないんでしょう。今質問されたらすぐ出せますって、そんなものではないんじゃない

かと思えますよ。決算でないから私は何だかんだ言いませんよ。そういうところが私は、議会と当局が両輪になって、多賀城の中小企業の復興と、震災復興のために頑張っていこうという当局の姿勢が見えないんじゃないですか。私はそう思うんですけども。市長いかがですか。

○菊地市長

私はこの公表してあるのかなというふうに思ったんですけども、まことに申しわけありませんでした。

○竹谷委員

6 次の後半のやつがあるはずですよ。ちょっと聞きたいのは、7 次もある予定なんですか。6 次で終わる予定なんですか。7 次はある予定なんですか。（「7 次終わりました」の声あり）7 次か、今 7 次だけ。6 次後半でなかったっけ。今度 7 次今やってる。（「終わりました」の声あり）終わった。それ何社あった。何社ありますか。

○菊田商工観光課長

今現在 6 次まで、後半ですね。7 次についてはまだはっきりとはいたしておりません。

○竹谷委員

そうですね。6 次前半と後半に分けたんですよ。前半で余ったから後半でそれを消化しないとまずいということで、もう一回再登録をさせたはずなんだよね。それで間違いないよね。間違いないですね、ちょっと確認したいんですよ。間違いないよね。

○菊田商工観光課長

前後に分けております。

○竹谷委員

この 6 次後半には多賀城にかかわるグループは何グループで、どのくらいの事業計画が申請されておりますか。仙台と組み合ったり、七ヶ浜と組み合ったりしてますからそれは結構です。多賀城の企業が入っておったグループで、何グループあって、このくらいの補助金申請をしますというものがあったらお答えください。

○菊田商工観光課長

6 次の後半で、まず 1 つのグループがございまして、それに 52 社が入っております。ただ、多賀城はその中の 41 業者、金額についてはこちらでは把握はしておりません。申しわけございません。

○竹谷委員

今までで、トータルで聞きます、6 次の後半でもっとあると聞いておったんだけどな。3 グループぐらいある聞いておったんですけど、1 グループだけですか。調査してるのは、いいです。じゃあ、今まで、6 次後半まで、決まったのは 6 次前半まで決まっていますから、何グループで、何社で、トータルのどれだけの金が多賀城の、多賀城というか、このグループ補助金で恩恵があったのか。トータルしていますか。

○菊田商工観光課長

今までの全部トータルでよろしいですか。最初は、1 次のほうでは4社。6次だけで。失礼しました。6次では多賀城は3、全体で多賀城市だけだと4になります。4です。（「4グループしかないの」の声あり）はい。今、1次から6次までトータルでよろしいでしょうか。失礼しました。

○竹谷委員

後で集計したやつ出してください。1次から6次まで全部書いたやつ出してください。金額はトータルで結構です。トータルの金額で結構です。1次は何ぼ、何社、グループは5社で1グループになってるところもあるし、50社で1グループになってるところあるし、ただその中でも外れたところもあるはずです。わかる、いいです。そういう意味で後で書類出してください。もう時間がないですから。

○深谷委員長

商工観光課長、今竹谷委員からあった資料、全員にお渡し、明日まで出ますか。

○伊藤市民経済部長

ただいまの竹谷委員の要請に応じまして、明日、グループ補助については私のほうで取材、把握した部分で資料を全委員に配付したいと思いますが、ただ、1つだけ、繰り返しになりますけれども、金額については公、公と言いますか、こちら独自で取材して得た数字でございますので、正確性には欠けるかもわかりませんので、その辺についてはご了承いただきたいと、このように存じております。よろしく願いいたします。

○竹谷委員

おおよそで結構です。確定とは私は要求しません。おおよそで結構ですから。そういうものはきちっと商工観光課では押さえておかなきゃいけないですよ。市長さっき、報告されて謝罪までしてるのに。だめですよ。

次、もう一つお聞きします。先ほど来、観光問題がいろいろとありました。多賀城の観光行政の基本方針はどうなっているんでしょうか。

○菊田商工観光課長

まず、多賀城ににぎわいを創設する、それから、交流人口をふやすということでの柱を持ってやっております。

○竹谷委員

五次総合ではそうなる。具体的、具体的にこの五次総合に基づいて、多賀城としてはこういう観光行政をやっていくんだ。ずっと聞いてると、全部観光協会に丸投げ。主体性が無い。五次総合にこれだけ立派なことを書いてる。これを達成するために多賀城市としては具体的に何を主体的にやるのか。補完要素を観光協会にお願いすることは結構ですけど。基本がない。ここで答えられないのであれば明日で結構ですから。基本方針を書いて書面で下さい。

○伊藤市民経済部長

本市の観光につきまして、今五次総という意味のお話がございましたけれども、一昨年の

12月に多賀城市復興計画の中でも観光について位置づけております。これについては多賀城発信の復興モデルの創出と観光振興というような観点で、まずは復旧、それから再生期、復旧期の最終年度25年度3年目でございますことから、全国からこの計画でも今ございますとおり、多くの支援、御協力をいただいておりますというような背景から、これらへの取り組みへの感謝の意をあらわすというようなこと、そして今回の支援、あるいは協力を期に、つながりや絆が生まれたこれらの方々が本市を再び訪れまして、そして交流人口が増加するということを目指して、発災当初から復興までの歩みや、多賀城市の復興モデルを積極的に発信をし、また来訪者の受け入れ態勢や観光しやすさ向上のため、環境整備、観光販売拠点整備に向けた取り組みなどを推進するというようなこと。その具体的な中身といたしましてはいろいろありますけれども、先ほど出ております地場産品出店月の市事業など、あるいは特別史跡の景観保全事業であったり、歴史体験学習事業であったりというようなことでございます。以上です。

○竹谷委員

25年度はどういう事業をやられるんですか。そこまで言うなら。25年度の予算にはどういうふうにそういう事業の具体化をするための予算編成をされてるんですか。私はあえて基本方針だけ明日でも下さいと言ったのはそういうことです。そこまで言うならどういうふうになってるんですか。みんな観光協会じゃないの。だから、基本方針だけ下さいよ。今までの答弁みんな観光協会、何でもかんでも。じゃあ予算どこにあんの。具体的にじゃあ予算、こことここにこういうのあって、こういうふうにやりますという予算あるの。はっきり教えてください。

○伊藤市民経済部長

ただいま竹谷委員から観光協会へ多賀城市は丸投げしてんじゃないかと、観光行政。これについては私は大変心外でございます。と申しますのは、これはですね、観光協会と本市の職員がお互いに力を合わせて、そして知恵と工夫とアイデアを出し合いながら、両輪で取り組んできたというふうに、我々そのように取り組んでまいったということをまず申し上げておきたいと思えます。

○竹谷委員

そこまで、心外ならわかりました、申しわけないです。謝っておきます。ただ、ずっと一連の観光行政を質問して聞いていると、観光行政クリックが観光協会のインターネットに出る。ホームページ見てください。であれば、多賀城の観光行政をきちんと書いて、それで具体的なものもあるでしょうし、このものについては観光協会に行事としてやっています。何でそうしないの。何であの阿部議員には一般質問したときに前の観光協会長の名前がまだあるんじゃないかという指摘された。クリックしたら観光協会見てください。だから俺はそういう言い方したんですよ。それが部長に対して失礼な言い方であったのであれば、私は平に謝罪いたします。ただし、実際はそうじゃないですか、見て。あなたもその立場じゃなく、第三者で見て、聞いたら、そう受けませんか。だから私は観光行政、観光の基本方針を書面で下

さいと言ってるんです。それを見てこれから展開しようと思っておったんですよ。いかがですか。ペーパーで下さい。25年、26年、5年計画でしょう。26年、27年、5年計画の観光協会の基本方針に基づいて、実施計画はこうやっていきます。そして、予算はこういう具合に必要なって来ますということあったら、しっかりと明示してお示しいただきたいということを、ちょっと委員長、これ以上議論してもかみ合わないですから。お願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○深谷委員長

基本計画出ますか。観光基本計画が。

○伊藤市民経済部長

今、観光の事務事業でありますけれども、実施計画の搭載事業のほうには掲げておりますけれども、それでよろしければ、はい。

○竹谷委員

それでも結構です。出してください。今、同僚からお前何見てたんだと言われて、それでもらいました。観光協会補助金しかない。実施計画。だから聞いてるんですよ。出してください。

○深谷委員長

そのことについては大丈夫ですか。資料出せますか。（「明日に延会だわ」の声あり）竹谷委員はほかに質問ございますか。その他の項目で。（「ないです」の声あり）ないですか。ほかに。

4款から7款までで御質疑のある方。

○森委員

第五次多賀城市総合計画実施計画の124ページ、それから125ページです。企業支援、新規企業立地支援家賃補助事業というふうなことで。25年度、24年度に関しては1,200万円。ですよ。25年度が2,604万円というふうに倍以上の予算を計上しております。実質、企業に関しては現在10社を27社、どのような形でこのようにふやしていくのか。まずは大事な多賀城市の財源を支えていこうという企業の誘致に関してお伺いします。

○菊田商工観光課長

企業の誘致ということでよろしいですか。

○伊藤市民経済部長

ただいまのみやぎ復興パークの入居の、24年度は10から27というふうなことでございますけれども、これにつきましては減災の事業ですね。研究開発する事業者へ積極的にPRして、本市の復興パークのほうに入居させるように、したがって、市のほうでもその家賃の助成について引き続き助成をしてまいりたいというふうに思っております。

○森委員

前回、震災特別委員会のほうで視察に行きました。撮影がオーケーだったものですから、フェイスブックにアップをしました。全国から実はいいねというふうなことで、いいねという

か、コメントも届きました。非常に言葉は下世話ですが、食いつきがいい。こういうことをしているのか、ああいうことをしているのか。要は、パンフレットもいただいたんですけども、パンフレットに関しては来られた方しか渡せない。それで、映像と先ほどのインターネットホームページもそうなのですが、実は、今は動画に進んでおります。動画をアップすることによって視覚に訴える。その動きでまずは心を捉えるというふうに、どんどん、どんどん、進んでおります。なかなかそのホームページ、それからインターネット、非常にとっつきにくいところでありましてけれども、どんどん、どんどん、それは普及しております。今、ITの部分だけ申しておりますけれども、その裏づけ、告知の裏づけがどんどん、どんどん、進んでいければ、もっと多くの方々に全国に発信していくべきだと思います。何でそういうことを言ってるかと言いますと、ここで対象、誰、何に対して事業を行う、これ補助金の多分内容だと思います。みやぎ復興パークにおいて被災事業を実施する個人、法人、というふうに書かれてます。補助金をさし上げる方、ただし、これをどの対象に、どの方々にアプローチしていくかということは、多分今まで一般質問の中でも私触れましたけれども、まず企業誘致に関してアプローチをかけたところないし、これからかけるところだと思うんですけども、その辺の対応のところも具体的に多分、もう新年度が始まってしまいますので、先ほどアプローチしてまいりますというふうに部長お答えになりました。その辺、もうちょい具体的に。

○伊藤市民経済部長

ただいまの、具体的なこの入居促進のための取り組みというような御質問でございますけれども、過半、先週の木曜日ですね、確か3日間だと思いますが、新港の夢メッセみやぎのほうで減災に係るいろんな企業の方々の展示会と申しますか、やってまいりまして、私も商工観光課の職員とそういった情報を聞きつけましたので、名刺配りに行って、多賀城市の家賃補助のパンフレットを持って各ブース回りました。どうぞ多賀城市に来てくださいと、家賃補助しますということで、大方、7割以上は商品の販売代理店とかのブースだったんですけど、特に新しい減災の分野で開発するイノベーション企業と申しますか、技術革新ですね、そちらのほうの企業を重点的に、確か4社ないし5社ぐらいですか、ぜひともということで、そういった機会を捉えまして、情報を発信してまいりましたし、一方、去年は東京のほうで宮城県の企業誘致のセミナーございまして、これにも私行きまして、多賀城市にどうぞ来てくださいというようなことで首都圏の東京を含めた関東近辺の企業のほうに多賀城市のこの復興パークに誘致、来ていただくようにPRさせていただきました。これからも、新年度、25年度もそのような体制を講じてまいりたいと、このように思っております。以上です。

○森委員

県の、これはみやぎ復興パークでの事業で、県も多分これ告知の責任と言ったら変ですけども、義務はあるんだろうなというふうに思います。要は、県、市挙げて企業誘致、市税、県税のそれこそプラスになっていく、市民のために、県民のためにというふうなことであり

ますので、ぜひ、多分震災前よりも非常に競争激しくなってるような気がいたします。ということで、まずその企業誘致の部分では非常にアイデアとしてはいいところですので、これ攻めに転じていただいて、なるべくこの数値をクリア、ただ、数値合わせではなくて、内容が伴うような形で進めていただければ。大変だと思うんです。本当にこれ大変だと思います。ただ、後々多賀城市のために、宮城県のためになっていくところだろうなと思いますので、ぜひよろしくどうぞお願いします。

隣です、125 ページ、こちらなんですけれども、3 年振りに開催されます。昨年会場をお借りしまして、多賀城市国際交流協会やらさせていただきました。ステージも何もなく、地べたで、地べたをステージとしてやらさせていただきました。今回は 12 市ですか、あやめサミットが開催されるというふうなこと、多分イベント等も開催されるでしょう。先ほどの実はこちらの新規企業立地、この辺にもパンフレットを置いておいて、どうぞ帰りごらんになってくださいというのも 1 つの手だろうなというふうに思います。大体あやめは海っばたにはないですよ。内陸にあやめの参加される場所は結構多いかと思います。ということで、ライバルですけれどもね、考えたらね、とりあえずでも、そういう形をとっても宣伝をしてもいいのかなというふうに思います。

で、質問なんですけれども、申しわけないです。非常にシンプルなんですけれども、ステージなんですけど、1 つだけお願いなんです。ステージに屋根をつけてほしいなと思って。今回、予算が 3 年振りということ、サミットをやるということで、大幅な予算あります。丸投げではなくて、その声が届くだろうなと思ひまして、ぜひイベントをするにしても、ちょうど季節が季節です。雨降って台無しになるよりは、屋根をつけていただいて、多少お金を、その分多分見込んでいるだろうとは思ひんですけども、この辺御答弁よろしく申し上げます。

○深谷委員長

屋根の分を見込んでいるのか、見込んでいないのか、設置するのか、しないのかの答弁をお願いします。

○菊田商工観光課長

このあやめまつり事業につきましては、毎年舞台は設置しております。ただ、屋根をつけていった場合、その設置費用がちょっと大きくなって、その予算からはみ出してしまう状態になっております。何とかしたいと思っておりますけれども、ことしも舞台のサイズを小さくするとかということであれば、何とかできますでしょうけれども、例年の大きさ、舞台を利用してる団体等もありますけれども、その大きさでいくとちょっと不可能に近いんじゃないかと私は思っておりますけれども。

○森委員

ちょっと期待外れでがっかりはしたんですけれども、これ、会場もう皆さん御存じだと思うんですけども、会場で見てるほうは傘差しても見るんですね。あやめを見に行くにも傘差すんですね。ところが、演者に関してはないし、ステージの上では傘なかなか差せないんで

すね。このことを要は、多分市長なり部長なり、あと相談していただいて、若干多分足し増しをしていただければいいのかなと。2週間ですので、2週間じゃないか、2週間ですか、ほぼね、ということなので、ぜひ前向きに考えていただければというふうに思います。よろしくどうぞお願いします。

○伊藤市民経済部長

あやめまつりのステージの屋根につきましては、あやめまつり実行委員会と本市とで、いろいろ費用等の面でも考えながら、可能な限り屋根設置できればいいんですが、努力だけはしてみます。以上です。

○深谷委員長

以上で、第4款から第7款までの質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ほかに、竹谷さん以外で質疑がないということでございましたので、一応7款まで閉じずに本日延会といたします。あした資料が提出されましたら、竹谷委員、その関連事項についてはお認めいたしますので、それ以外の御質疑は一応本日で終結とさせていただきます。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす3月5日は午前10時から特別委員会を開きます。

御苦労さまでした。

午後5時45分 延会

---

予算特別委員会

委員長 深谷 晃祐